

平成 25 年多賀城市議会予算特別委員会会議記録（第 5 日目）

平成 25 年 3 月 6 日（水曜日）

◎出席委員（18 名）

委員長 深谷 晃祐

副委員長 金野 次男

委員

柳原 清 委員

戸津川 晴美 委員

江口 正夫 委員

伏谷 修一 委員

米澤 まき子 委員

藤原 益栄 委員

佐藤 恵子 委員

森 長一郎 委員

松村 敬子 委員

阿部 正幸 委員

根本 朝栄 委員

雨森 修一 委員

吉田 瑞生 委員

昌浦 泰己 委員

竹谷 英昭 委員

板橋 恵一 委員

◎欠席委員（なし）

◎説明員

市長 菊地 健次郎

副市長 鈴木 明広

監査委員 菅野 昌治

市長公室長 菅野 昌彦

総務部長 内海 啓二

市民経済部長 伊藤 一雄

保健福祉部長 鈴木 健太郎

建設部長 鈴木 裕

総務部次長(兼)総務課長 竹谷 敏和

市民経済部次長(兼)生活環境課長 佐藤 秀業

建設部次長(兼)都市計画課長 永沢 正輝

市長公室震災復興推進局長 鈴木 学

市長公室参事(兼)市長公室長補佐(行政経営担当) 吉田 真美
市長公室参事(兼)市長公室長補佐(財政経営担当) 萱場 賢一
市長公室副理事(兼)市長公室長補佐(政策秘書担当) 小野 史典
総務部副理事(兼)管財課長 阿部 博光
総務部副理事(兼)地域コミュニティ課長 片山 達也
総務部副理事(兼)交通防災課長 角田 三雄
市民課長 鈴木 利秋
市民経済部副理事(兼)税務課長 郷家 栄一
収納課長 木村 修
農政課長 浦山 勝義
商工観光課長 菊田 忠雄
保健福祉部副理事(兼)子ども福祉課長 但木 正敏
保健福祉部副理事(兼)健康課長 長田 健
保健福祉部副理事(兼)介護福祉課長 松岡 秀樹
保健福祉部副理事(兼)国保年金課長 高橋 信子
社会福祉課生活再建支援室長 阿部 英明
建設部次長(下水道担当)(兼)下水道課長 鈴木 弘章
多賀城駅周辺整備課長 根元 伸弘
道路公園課長 加藤 幸
復興建設課長 熊谷 信太郎
会計管理者 紺野 哲哉
教育委員会教育長 菊地 昭吾
教育委員会事務局副教育長(兼)教育総務課長 大森 晃
教育委員会事務局理事(兼)学校教育課長 麻生川 敦
生涯学習課長 武者 義典
文化財課長 加藤 佳保
選挙管理委員会事務局長 今野 淳
水道事業管理者 佐藤 敏夫
上水道部次長(兼)管理課長 櫻井 友巳
工務課長 鈴木 秀男
監査委員事務局長 佐藤 利夫
会計課長 小野 一雄
総務課参事(兼)総務課長補佐 鞠子 克志
生活環境課参事(兼)都市計画課長補佐 郷右近 正晃
社会福祉課参事(兼)社会福祉課長補佐 渡辺 明
都市計画課参事(兼)都市計画課長補佐 乗上 英隆

教育総務課参事(兼)教育総務課長補佐 佐々木 政則

管理課参事(兼)管理課長補佐 小林 正喜

◎事務局出席職員職氏名

事務局長 伊藤 敏明

参事(兼)局長補佐 鎌田 洋志

主幹 櫻井 道子

午前9時59分 開議

○深谷委員長

おはようございます。

10時ちょっと前でございますが、皆様おそろいでございますので、本日5日目の予算特別委員会を始めたいと思います。

本日一応予定している委員会は、最終日でございます。

また、一般会計、それから特別会計、企業会計と残っておりますので、本日皆様の御協力を賜りながら無事に委員会を閉じられるよう皆様の御協力をどうぞよろしくお願いいたしません。

ただいまの出席委員は18名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の委員会を開きます。

- 議案第25号 平成25年度多賀城市一般会計予算
- 一般会計
- 歳出質疑 第10款教育費～第14款予備費

○深谷委員長

それでは、議案第25号 平成25年度多賀城市一般会計予算を議題といたします。

きのうに引き続き、歳出のうち10款教育費から第14款予備費までの質疑を行います。

質疑を始める前に、生涯学習課長から昨日の発言について訂正を求められておりますので、発言を許します。

○武者生涯学習課長

きのう藤原委員のほうから図書館の収納に関する補助はないのかという御質問がございましたが、現在のところ図書館整備に関する補助メニューはございませんでした。以上です。

○深谷委員長

それでは、質疑のある方は挙手願います。

○阿部委員

資料7の159ページ、学校教育課の1小学校副読本作成事業についてお伺いをいたします。御説明では、これは新規の事業ということで、「私たちの多賀城」という副読本を東日本大震災の内容を入れて2,700冊印刷をして平成26年度から配布をしたいというような説明だったと思いますが、その内容でよろしかったでしょうか。

○麻生川学校教育課長

はい、そのとおりでございます。

○阿部委員

震災で間もなく 2 年になろうとしておりますが、今まで小学校、あるいは中学校で震災関係の副読本というのはなかったのでしょうか。

○麻生川学校教育課長

多賀城の副読本ということでございますと、今までございません。

○阿部委員

文教厚生常任委員会で神戸の方に視察をしてまいりました。そのときに阪神・淡路大震災の教訓を生かした副読本が小学校低学年用、そしてまた高学年用、さらには中学生用というふうに出ておりましたけれども、今回は小学校のここに副読本作成となっておりますが、これは低学年とか、あるいは高学年と分かれているのでしょうか。

○麻生川学校教育課長

この副読本は、ふるさとの学習という郷土の学習に関するものでございまして、3 年生以上の小学生が使うことになってございます。今回、委員御指摘の災害に関する副読本という形ではないかと思うんですけれども、そのことにつきましては、現在のところ多賀城のほうには副読本がないという状態なんです。この間の一般質問のほうでもございましたが、工陽社という印刷会社のほうから学校のほうに寄贈になったパンフレットのような小さな震災のパンフレットが配られているということはございます。それは、防災の学習の中で活用できればということで配ってございます。

○阿部委員

そのような本が配られているということでございまして、今回さらに編集を加えるということでございますので、ぜひ東日本大震災の教訓を生かした内容で編集をしていただいて、内容を変更していただきたいとこのように思いますので、よろしくお願いします。

○昌浦委員

いずれも資料 7 で、まずは今阿部委員が御質問なさった 159 ページの同じ副読本関係、それから 167 ページのスクールソーシャルワーカー活用事業、最後なんですけれども、195 ページの学校給食センターの役務費、この 3 つ質問させていただきたいと思います。

今、159 ページなんですけれども、最初に財政経営担当の萱場参事兼公室長補佐に伺いたいと思うんですけれども、平成 25 年度の予算編成で教育委員会から防災に関する副読本作成のための予算要求めいたもの、そういう絡みでやりとりがあったのかどうか御答弁いただきたいと思います。

○萱場市長公室長補佐（財政経営担当）

予算編成に当たってそういう話というのは、ちょっと記憶にございません。

○昌浦委員

先ほどいみじくも学校教育課長が一般質問でというのは、私が一般質問させていただきま

した。昨年度、第3回定例会で、先ほど阿部委員がおっしゃったように私も文教厚生常任委員会の委員でございますので、神戸のほうに行って勉強させていただいたその成果を第3回定例会で一般質問という形でさせていただいたんですけれども、その中で私は石巻市の「未来へつなぐ」というのが既に刊行されていることを述べましたよね。御記憶あると思います。実は、私の手元に平成24年10月に刊行された、これ「3.11 しおがまっ子へ」、ピンクが小学生用なんです。それから、緑が中学生用です。塩竈市教育委員会にお願いしたところ、本当に快く御厚意を賜ったものなのでございますが、これは文集なんです。体験文集であったもの。この表紙には、そちらから見えないと思うんですけれども、小学生版防災教育副読本、緑のほうは中学生版防災教育副読本。このように、東日本大震災で被害のあった海沿いの市は、防災教育の副読本をいち早く刊行されておられるんですよ。私の質問に対して、教育長は回答で「副読本を含めた効果的な指導教材を作成しなければならないと考えています」とおっしゃられているんです。防災教育用副読本を平成25年度刊行するという発想にならずに、「私たちの多賀城」に震災を加筆する程度にとどめたというのは、一体どのようなお考え、判断からなのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○麻生川学校教育課長

ただいま委員御指摘のとおり、防災に関する副読本に関しましては、検討している最中ではございます。ただ、今回防災教育に関しましては、これまで学校が取り組んできた防災に関する視点だけでは足りないという議論が大変行われておりまして、特に子供たち一人一人が判断できる力を育てるというところが大きな重点となってございます。まだこれははっきりと通知が来たわけではないんですけれども、県のほうで防災副読本を来年刊行するというような話も漏れ伝わってきておりますが、そのことも踏まえまして、多賀城ではまず各学校ごとに学校の特色を生かした防災教育を展開するというので、各学校の特色を踏まえた上での防災の計画ということを今まで作成してまいりました。このことを整理して、そして多賀城市全体に共通する事項、それから多賀城市の小学生、中学生でここだけは押さえておきたい事項というものをもう少し整理した上で副読本の刊行ということを考えていきたいというふうに考えております。ただ、まだ県のほうの副読本の中身もこちらのほうで確認しておりませんので、こちらのほうと重ならないように、しかも多賀城の特色が出せるようなものというものが必要であれば、その部分を考えていきたいというふうに思っております。

○昌浦委員

では、確認しておきます。いずれは刊行なされる予定であるということで承知しておいてよろしいですね。

○麻生川学校教育課長

まだ刊行するというふうなことを決定しているわけではございませんけれども、必要があるかどうかということについては十分検討して研究していきたいと思っております。それにつきましては、各校内に防災主任というものが配置されておりまして、昨年度から定例に

会議を行っております。こちらのほうの会議で十分に研究をしていきたいというふうに考えております。

○昌浦委員

まさに昨年の24年の第3回定例会で教育長がお答えしたことをそのままお話しされているんですよ。それはもう既にわかっているんです。要は、このように先ほど、私一人だったらいいですよ。阿部委員もやっぱり同じお考えなんですよ。これね、ほかの方だって案外そう思っているかもしれない。ですから、私も事を急いで言及した嫌いもないわけではないけれども、発刊というか刊行に向けて研究・調査をしていくという思いがあるというあたりを確認したいんですよ。よろしいですか。それも今のところわからないと。私の一般質問にも、確かに県庁に問い合わせた上で県教委が発刊するという予定であるみたいなことも私言及しているんですよ。御記憶あると思いますけれどもね。きょうはその資料持ってこないけれども、たしか私申し上げているはずですよ。ですから、一応今般は「私たちの多賀城」のほうに入れ込むけれども、将来にわたって別な冊子として、副教材として配布していくお考えもあるのかどうかだけ聞いておきましょう、確約はいいですけども。

○菊地教育長

大変な大震災というふうなことで、この問題をこのままということは到底考えられないわけでありまして。一般質問でもお話し申し上げましたが、まあ防災主任会というのを立ち上げて何度か会議を開いております。それで、それぞれの学校でこれまで何もしていないというふうなことでなくて、主任会を通しながらそれぞれの学校で実態に合った指導をしているわけでありまして。ただし、そういうふうな防災に対する教育というふうなものについては、学校独自というふうなことだけでは事が進まないというふうなことがありますので、「私たちの多賀城」というふうなことの改訂というふうなこともありますので、その中にまずは差し当たって入れていくというふうなこと。ただ、どのページ数ぐらい入れるかというのはまだちょっと検討中でありまして、それに付随してやはり県のほうでもまだそのことができておりません。ですので、まあ県に頼るわけではないんですが、県でつくるもの、そしてまた多賀城独自でつくるもの、そういうふうなものをあわせて、よりよいものをつくって防災教育に生かしていきたいというふうに考えておりますので、つくらないとかそれはどうでもいいとかというふうな考えではございませんので、その辺のほう御理解をお願いしたいと思います。以上であります。

○昌浦委員

含みのある御回答ですから、まあこれ以上はやめましょう。その防災主任ですか、それは昨年の一般質問の中でも御答弁をいただいていたので、そういう徳育もやっていることは重々私承知していますよ。だから、つくらないからいけないとか、つくらねばならないとかそういう思いでもない。きちんと補完された授業として防災教育はもう各小中で取り組んでいるということは重々承知しております。しかしながら、やはりこういうことを、これ何で私知ったかということ、新聞に載ったんですよ、河北新報に。やっぱりそういうことも大事じゃな

いのかな。市教委としての姿を見せるにとしては、やっぱりそういうことも大事だと、これは私の意見でございますが、申し述べさせていただきます。

それから、先ほど実は「私たちの多賀城」の中で震災に関するページ数の割合とか聞こうと思ったら、今のところページ数もまだ定かではないという御回答だったので、では先ほど阿部委員が締めくくったように、やはりきちんと防災に関してのこれだけはこのあたりをちゃんと網羅したようなものをおつくりいただきたいと思います。

では、次に参りたいと思います。

167 ページのスクールソーシャルワーカー活用事業、これ凶らずも昨年第 3 回定例会で順序は逆なんです、スクールソーシャルワーカーを第 1 点、2 点目にこの副読本ということで私質問させていただきました。それぞれ御回答いただいた中で、そして昨日も戸津川委員への御回答もありましたので、確認という形で申し上げたいと思います。

まず 1 つは、戸津川委員への御回答では、増員はできなかったと。しかしながら、時間数をふやしたんだというので理解しております。それから、まず 24 年度は 77% の相談がよい方向に向かっていると。やはりスクールソーシャルワーカーの威力というのは、やっぱり如実に数字的にもあらわれているなと感心させていただきました。これここに政務調査費で書かせてもらったのは、ルポ子供の貧困連鎖という本です。実は、これの中にスクールソーシャルワーカーの重要な役割というものが如実に出ているんです。それで、昨年の第 3 回定例会の私の一般質問につながったわけでございます。それでですけれども、かけ持ちだったのが専属化された。これだけでも大きな成果ですし、また時間数もふやされました。しかしながら、これからの質問なんですけれども、きのうの戸津川委員への御回答の中には、資格というのは決まっていなるとちょっと微妙な御回答があったんです。ということは、やっぱりまあ確かにこれ経験則に裏打ちされてスクールソーシャルワーカーというのが初めて機能されるんでしょうけれども、資格が決まっていなければ市独自にそれに類する経験のおありの方なんかもお雇いいただいて、各校に配置するまではいかないまでも、小学校、中学校でグループ化して 2 人、3 人ぐらい専属化というのもできるんじゃないかと思うんですけれども、その辺はどうなんでしょう。

○麻生川学校教育課長

スクールソーシャルワーカーの活躍については、十分今委員のおっしゃったとおりなんですけれども、この今こちらでお願いしているソーシャルワーカーは大変たくさんの資格をお持ちの方でございます。カウンセラーもしかりなんですけれども、医療的な部分でも支援をできるというような資格をお持ちなものですから、この方を中心とした組織的なケアの体制ができないかということをお考えしております。スクールカウンセラーも県のほうから派遣をされてきております。このカウンセラー、それから心の教室相談員ということも配置をしておりますので、来年度、25 年度の計画としましては、この連携をとりながらケアをできるようにということをお願している最中でございます。実は時数の増加の中にはそちらの部分も含まれてございます。スクールカウンセラーからソーシャルワーカー

のほうへ情報というか自分のところで困っているようなことがあった場合には相談ができるような形、それから学校ということでいろいろ支援をしていただくのですが、就学前のお子さんたちの中にもいろいろな不安を抱えているご家庭があるだろうということで、就学時健診のときにソーシャルワーカーさんに活躍してもらおうというような形で、システムとしてケアができるような体制をつくろうというふうに今考えているところでございます。

○昌浦委員

その回答で安心しました。わかりました。増員も、本当は私自身は増員してほしいなという気持ちはあったんですけども、まあ81万円ですか、昨年より予算増になって相談時間数の増を図っていただき、また今御回答あったようにシステムとしてケアをしていくという方法をきちんととられる道筋がちゃんとつけられたというので安心しました。スクールソーシャルワーカー、重要性というのは当然市教委の皆さん方は認識されておりますので、できれば増員も25年度中に模索していただければと思います。よろしくお願いします。

最後の質問でございます。195ページ、これ学校給食センターの役務費の中に通信運搬費として8万4,000円あるんですね。これ、細かいことで恐縮ですけども、8万4,000円はどういう用途の意味合いをもってこの8万4,000円という金額が積み上がったんでしょうか。

○麻生川学校教育課長

通信運搬ということですので、電話料とか通信の郵便料ということなんですけれども……。済みません。

○昌浦委員

確かに学校給食センターの予算でございますから、全てを学校教育課長は承知されているのではない。なぜ私がこの質問をさせていただいたかといいますと、学校教育課の中でいわゆる給食費徴収、これなんか費目としてはないと思うんですけども、通信運搬費というのは余りなかったように私記憶しているんです。きのうずっと眠い目をこすりながら見てみたわけですけども。そこでなんです、ともかくこの8万4,000円は給食とか何かのいわゆる滞納整理のための金額ではないということなのかがまず1点。

2点目、要するに今学校給食費というのは、学校を通じるんでなくて恐らく銀行振り込み等々を含めた中で振り込まれてきているんでしょうけれども、徴収方法はどうかだけお聞かせください。

○麻生川学校教育課長

先ほどの通信運搬費というところではなく、学校給食費に関しましては、現在学校のほうで口座をつくっているということで、口座での引き落としになってございます。

○昌浦委員

まあ確かに口座での引き落としなんだけれども、これはまあ歳入のほうでお聞きすればよかったのかなと思うんですけども、やっぱり歳入も去ることながら、歳出のほうで未納整理というものをどうなさるかというのが私深い関心を持ったものですから、あえて歳出の

ほうで質問させていただきます。私、過去に簡易裁判所の督促で給食費滞納を激減させた市の事例を、八潮市の例を紹介した記憶がございます。本市としましては、やっぱり未納額というのはただならぬ金額だと思うんですね。では、25年度あたりは、その未納額解消のためにどのような方策をおとりになるのでしょうか。

○麻生川学校教育課長

25年度という御質問でしたけれども、実は24年度からこの未納の対策には取り組んでおりまして、委員から御指摘のありました八潮市のことにつきましても、研究をさせていただきました。そして、ことし仙台市で6月28日、河北新報にこの未納の関係の記事が載ったんですけれども、仙台市でも取り組みをしているということで仙台市の教育委員会のほうに赴きまして、どのような形で取り組んでいるのかを研究させていただきました。

ことしは、それに学びまして、まず督促を行った後に、なかなか未納が解決しない方々がいらっしゃるわけなんです、その方々の中に催告状を送付し、支払い督促の準備を進めてまいったところがございます。年度内には支払い督促ができるような形で今準備を進めているとこととでございます。

○昌浦委員

揚げ足をとるつもりはないんですけれども、ことし6月8日ってまだことしは6月ないので、昨年6月ですよ、仙台市の取り組みとおっしゃるのは、そういうことで研究をなさったということをお伺いして、なるほどと思いました。わかりました。私も拙い例を挙げさせていただいたことも十分意を呈していただいて取り組まれているということがわかりましたので、どうか支払い能力があるのに怠っていらっしゃる方を中心としまして、困窮世帯の方はまた別個にしまして、また次の、ほかの手だてがありますから、そういう方には公平性の原則からしても、十分に意を通してやはり未納などないような手段、方法を講じていただきたいと思います。以上です。

○竹谷委員

3点。153ページ、159ページ、161ページというぐあいに質問させていただきます。153ページ、学区編成についてお伺いします。市長の施政方針の中にも明記されておりますが、今年度、学区編成についての検討をするということで予算も計上されております。基本的にはどういうことを基本にして行おうとしているのか、お伺いしたいと思います。

○麻生川学校教育課長

基本的な視点としては、2点あります。子供たちの安全な通学という部分と、それから学校の適正な規模という部分でございます。

それともう一つは、地域に住まわれている方々の学校・学区に関する思いというものを大切にしながら進めていきたいということとでございます。

○竹谷委員

通学路の安全というものを一つ物にしたいということと、もう一つは学区の思い、学校等についての協調性というものであると思いますが、今まで学区の中でそういう地域との問題で

問題が起きたというようなことがあって検討しようとしているのか。それとも、学校経営の関係でやろうとしているのか、それははっきりしたほうがよろしいと思いますけれども。トラブルがあったのか、それとも学校経営の関係からやっていかなきゃいけない視点になったのか、この点ちょっとお伺いします。

○麻生川学校教育課長

トラブルということで当たるかどうかはちょっとわからないですけれども、学区のことにしましては、危険があるのに長い通学路を通して通学しなくてはならないということで、この学校ではなくてほかの学校に通学したほうが安全ではないだろうかというような御意見をいただいていた地区はございました。そういう部分での解消ということも考えていきたいということでございます。

○竹谷委員

そうすると、学校経営の視点からじゃないと。あくまでも通学路の安全性を確保していくという視点において基本的には考えていくんだというふうに理解してよろしいでしょうか。

○麻生川学校教育課長

一番重点として考えるところはそこではないかなというふうに思っております。ただ、2点目の先ほどお話ししました適正な規模という部分につきましては、学校の経営という部分の視点も入る余地があるんじゃないかなというふうには考えております。

○竹谷委員

とかく学区編成は学校経営といいますか学校の規模を基本としてあらねばならぬという一つの方程式の中で、そのパッケージにして、その地域の父兄たちにできるだけ説得をしてやろうという仕組みがあるんですけども、仕組みを指摘した経過もあります。この多賀城、私も長いので、経過の中で議会の議事堂にプラカードまで持ち込まれたときもありました。これは学校の新築によって他の越境を解消するというでそういうこともありました。そういうものがあるもんですから、学校の規模に限定されてやるとトラブルが大きくなっていくという問題があるもんですからその基本的なことをお伺いしているんですけども、あくまでも生徒・児童の通学路の安全性を重点としてやっていくんだというふうに理解したいと思いますが、くどいようですけれども、もう一度答弁を願いたいと思います。

○麻生川学校教育課長

このようなお話をしてどうなのかと思いますけれども、こちら側で原案を持っていて、そちらのほうでこれを通していただきたいというような形で進めるつもりは全くございません。現在、学校教育課は、この原案につきましては白紙の状態であるということでございまして、これまでも懇談会をしてまいりまして御意見を頂戴してまいりました。来年度、これを続けていくんですけども、この原案をつくることから皆さんの意見を聞きながらやっていきたいと思っておりますので、そのような形でご理解いただければと思っております。

○竹谷委員

ひとつ御父兄の御意見、いろいろあとアンケートをとっているようにも聞いております。も

う既に各家庭にアンケートが行ったやにも聞いています。ぜひ御意見を尊重して、学校経営、学校規模にこだわらないで進めていただきたいと。そして、基本とする通学路の安全性というものを高めていくのであれば、それをもとにして、先ほど来この委員会でも出ておりますけれども、通学路の安全確保のためのいろいろな施策をこの場でも皆さん方の意見を聞いて進めていっていただきたいというふうに思いますので、これは書いていませんけれども、ひとつよろしくお願いをしたいと思います。

次に、159 ページ、城南小学校の改築というか増築が掲載されております。多分説明にはありましたけれども、北側校舎のプレハブ校舎、10 年が経過しているために本格的なものをやっっていこうというねらいだと思いますが、そのように理解してよろしいでしょうか。

○大森副教育長(兼)教育総務課長

御説明の際にもお話し申し上げましたけれども、プレハブ校舎、26 年度で 10 年ということで、それを解消していく方向で進めたいということでございます。

○竹谷委員

五次の実施計画の 98 ページに建設規模が掲載されておりました。1,500 平米ということでございますが、何階建てでどのぐらいの規模になるのでしょうか。

○大森副教育長(兼)教育総務課長

現在概算で規模、それから金額を積算しておりますけれども、こちらに載っております内容につきましては、3 階建てで 1 階当たりには普通教室 4 教室分のスペースがある 3 階建てということと考えてございます。

○竹谷委員

そうすると、端的に言うと、まあ特別教室も入ると思いますけれども、普通教室でいけば三四、十二、12 教室を求めていくという理解でよろしいですか。

○大森副教育長(兼)教育総務課長

はい、そのとおりでございます。

○竹谷委員

特にお願いしておきたいのですが、この新校舎については、トイレの水洗化は当然でしょうけれども、洋式化を十二分に配慮していただきたい。多賀城小学校建設のときには、父兄参加のアンケートをとって、和式を求めるか洋式を求めるか、その結果和式が若干高いということで洋式が 4 で和式が 6 ぐらいに編成するというのを建設段階でお願いをして、最終的にはそういう答弁をいただいてそういうような感じになっておりますけれども、今回の城南小学校においてもそのような考えで進もうとしているのかお伺いします。

○大森副教育長(兼)教育総務課長

今現在のところ具体的なところまでは決まっておりませんが、これまで和式洋式等については、さまざま整備する際にいろいろ御意見を聞いたりしてきているという経過もございまして、その辺を踏まえた形で今回も対応していきたいと。思います。

○竹谷委員

特に城南小学校の学区は、大体新興住宅が多いわけでごさいます、今の住宅は皆さん御承知のとおり大体和式よりも洋式のほうが普及率が多いというぐあいに見てもよろしいのではないかと。そういう意味にいけますと、子供たちも幼少のころから洋式になれているということもありますので、前は学校の建設規模で必ず和式にしちゃった経過は、教育長、現場におられましたから御承知だと思います。たしかそういうような思いがあったはずで、すけれども、今はそういう洋式、社会環境が変わってきているということですので、その辺も設計の中で十二分に生かしていただきたい。

もう一つ、城南小学校の一番今問題になっているのがトイレのにおいなんです。50年に建設されまして、私の議員年数と同じなんですけれども、城南小学校が開校何年かというと私が議員生活何年ということになるのでわかることになるんですが、これ余談ですけれども、当時は大変立派なトイレでございました。しかし、今は大変臭くて廊下を通るとにおいがするという状況にあるのは御承知だと思います。この際、改築と同時に既存のトイレについても改修していただきたい、そういう設計施工をしていただきたいというふうに思うんですけれども、いかがでしょうか。

○大森副教育長(兼)教育総務課長

ただいまのお話は既存の校舎のほうのトイレということかと思えますけれども、今回 25、26 年度の実施計画で増築ということで載せておりますけれども、施設整備の計画が実はございまして、27 年度、28 年度の現在の予定になっておりますけれども、城南小学校の大規模改修に入る計画がございます。既存の校舎のほうのトイレ等の改修につきましては、そちらの大規模改修の際に考えていきたいと思っております。

○竹谷委員

そうすると、はっきり確認しておきますが、大規模改修は平成 27 年度に行うということで確認しておいてよろしいでしょうか。

○大森副教育長(兼)教育総務課長

現在の計画というところで 27、28 年度ということになっておりますけれども、その際に先ほどのトイレの関係についてはやっていきたいということでございます。

○竹谷委員

いや、私は、ちょうどやるきたんですから、ついでで申しわけないんですけれども、そういうふうにしたほうが効率がいいのかなというように思っておったんですが、教育委員会としては 27 年度に大規模改修を城南をやっていきたいと。そういう意味において、そのときに改修をするんだというふうに、だということ父兄の皆さん方にいろいろ問い合わせされたときには、こういう計画でいるということをはっきりと私のほうから説明しておいてもよろしいのかという思いがあるから確認しているんです。それで今確認しているんです。皆さん方に言われるのは、給食のときも、教室の戸をあけて、臭くてとてもたまらないという意見が多くの人から御意見としてあるものですから、いや私も実際卒業式、入学式というとなんかそういうような傾向あるもんですから、その辺を。これは、掃除じゃないんですよ。

もう配管がおかしくなっちゃっていると思うんです、配管がね。技術的にはそうだと思います。ですから、幾ら掃除しても、そのにおいはとれない。ですから、配管を今の現状のを潰して新しい配管にしないと、あのにおいは消せないというようなふうに思っているんです。これはもう長年の懸案事項ですので、27年度やるというのであれば、そのようにして27年度まであと2年間我慢してくれということをお願いするしかないんですけども、そういう意味もあって確認をさせていただいているんです。いかがでしょうか。

○大森副教育長(兼)教育総務課長

今回、実施計画のほうには26年度までの大規模改修の方、増築の関係は載せてございますけれども、27、28につきましては、現在施設整備計画上の予定ということでございますので、今ここで27年度必ずというふうな形でちょっと申し上げにくい部分もございます。あとは、既存の校舎のほうのトイレということですので、その施設設備の面で何か対応することができないかにつきましては、ちょっと検討調査させていただきたいと思います。

○竹谷委員

ひとつそういうできるだけにおいがなくすると、それがもう金がかかり過ぎるんであれば、大規模改修でやったほうがいいのかというんであれば、そういうのも含めて、ここで計画上やるんだということをはっきりすれば御父兄の皆さん方も御理解していただけたと思いますので、もう40年近くたとうとしている学校ですので、ひとつよろしくお願ひしたいと思いません。

161ページに入ります。学校用務員の関係、中学校、小学校もですが、学校用務員の活動について、学校からの校長先生初め、諸先生からの御意見なんかはあるんでしょうか。

○麻生川学校教育課長

これは外部の委託をしているものですので、そのときそのときに応じましてこのような形で働くことができないだろうかというような御相談があるときはございます。そのケースごとに対応しているような状況でございます。

○竹谷委員

私は、委託もこれ3年契約かな、契約していますよね。期間限定でやっていますよね。こととして2年、25年度で3年目じゃないかな。5年でやっています、5年。25年度で3年目か4年目になるよね。え、4年ぐらいある、残り。

○麻生川学校教育課長

22年度に債務負担行為を設定しておりますので、4年目だと思います。

○竹谷委員

これ、もうそろそろいろいろな問題も出ているようにも、うわさでは聞いているんです、直接は聞いていないんですが。そろそろ用務員委託がいいのか悪いのか、学校教育上、研究をしておく必要があるんじゃないかとそういうふうな気がしているんですけども、そういう研究というか検討するという気持ちがおありなのかどうか、教育委員会として。

○麻生川学校教育課長

大変申しわけありません。まず初めに訂正をさせていただきます。3年契約でございました。私の間違いでした。申しわけございません。23年の4月1日から26年3月31日までということになってございます。委員御指摘のとおりでございました。大変申しわけありませんでした。今の御質問なんですけれども、この委託に関しまして、ちょうど終期ということもございますので、これがどういう形だったのかということについては、これまでの委託の中でのいろいろな課題点については整理しなくてはいけないのではないかなというふうには思っております。

○竹谷委員

私は、検証してみる必要があると思うんです。校長先生が教育長にこうだああだとなかなか言えないんですよ、はっきり言って。まあ先生も現場上がってきておりますからおわかりでしょうけれども、教育長に対してこれがこうだからこうしてほしいんだと言えるのは、定年退職する1年前か2年前ですよ。教育長笑っているけれども、本当なんですよ。これはしようがないんです、サラリーマンの状況でいくと。これはやむを得ない状況だと思います。ですから、これからの学校用務員のあり方、どうあったらいいんだろうかと、どうしたら子供たちのために多賀城の学校教育のためにいいんだろうかという議論は、やっぱりしていいんじゃないかと私は思います。行っていいんじゃないかと。そして、やっぱりこれは前に戻そうかと、それともこういう契約だったらこういうところをこうしていこうやということ私を私は検証する必要があると思うんです。今がちょうど25年度はちょうどいい時期だと思うんです。そういう意味では、検証する方法が私はよいと思うんですけれども、当局はいかがでしょうか。

○麻生川学校教育課長

校長先生方の言葉で私も直接伺ったこと、この委託に関しての検証ということでは伺ったことが今までなかったわけなんですけれども、この用務員たちの仕事の内容、それから校長先生との関係、いろいろな部分で、先ほども申し上げましたけれども、この3年間になりますけれども、どのような状態であったのかということを中心にきちんと整理をして状況を伺い、そして課題、それから問題点などがありましたら、こちらのほうで整理したいというふうに思います。

○竹谷委員

もう一つお伺いしたいんですが、学校の清掃は、これは用務員の仕事でしょうか。どういう割り振りになっておりますか。

○麻生川学校教育課長

学校の清掃に関しましては、教育の一環ということもございまして、子供たちが自分たちで使っている部分は自分たちで行おうということで、子供たちが掃除をしているという状況でございます。

○竹谷委員

教室は自分らで使うものですから、それも一つの教育のうち。廊下を初め、体育館等々は、

どういう方式になっておるでしょうか。

○麻生川学校教育課長

廊下、それから体育館など特別教室に関しましても、ほぼ分担をして子供たちが掃除をしている状況です。ただ、来客の際、それから校長室、職員室周辺などにつきましては、子供たちの掃除だけでは手が足りなかったりする部分もございますので、子供たちがまたきれいにできないような部分を見回っていただいて、用務員になかなかとれない汚れをとっていただいたり、来客の際に手をかしていただいたりということはございます。

○竹谷委員

私は、そういう教養部分というのは、当然児童生徒のそういう心、植えつけをするための教育の一環も必要だと思えますけれども、やはり用務員なりなんなりがもっともっとフォローしてやらなきゃいけないと思っています。まあ課長も御存じのとおり、私スポーツ少年団やっていますので体育館に行きます。汚い。で、誰やっているのと聞くと、いや私たちやっているんですと。そりゃあ、できないはずですよ。子供たちでは手の届かないところがいっぱいあるんです。子供たちに掃除しろというと、ただ正面をモップ、バーストをかけて終わりですよ。それ以外の出窓とかいろいろなところがあります。ああいうところは、大人でないとできないんじゃないかと。それをやっぱり毎月やれとは言いませんけれども、時間を割いて2月に一遍ぐらいそういうところを見て補正をしておくことが大事なんです。そして、掃除は皆さんが掃除をやるとこんなにきれいになるんだよということを植えつけないと、ただやればいいという段階じゃないかと。あちこち見てそんな思いがしました。皆さん、市の体育館にいろいろな大規模改修とかしていろいろな設備を整備していただいてきましたけれども、それを長く保存してきれいに使用していくには、私は用務員の手が必要じゃないのかなと。学校の先生にお願いするのはちょっと、いろいろな仕事がありますので、私は用務員の仕事の範疇の一つでもっともっと見回りをしてきれいにしていく姿勢が大事じゃないのかと。それで、用務員さんが契約とは違うというのであれば、契約を変更してでもそういうところに手を入れていくことが公共施設を維持管理する立場からいって重要ではないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○麻生川学校教育課長

用務員の委託業務の中に校舎内外の美化というものも入ってございまして、校舎内は主として管理棟、それから屋上というような形にはなっていますけれども、この美化が入っているということでございますので、学校の施設設備をどのように美化していくのかというのは教育の部分の中にも入ってくることでございますので、こちらのほうとの均衡、調整もとりながら、各学校に検討していただくような形をとりたいと思います。

○竹谷委員

ぜひ、やっぱりきれいにしていれば、使うほうもきれいに使いたいという思いになります。ほこりがいっぱいあれば、ああこんなものかというふうに思われがちです。ですので、できるだけ用務員の活動が例えば体育館まで入っていないというのであれば、体育館も入れて

常にきれいにしておくことが大事じゃないかと。特に、体育館の上にベランダみたいにあるあそこなんか見てみてください。もう見事なものですから。ですから、そういうところをきれいにしておくことが大事ではないかと思しますので、これは学校教育課長、校長に命令するのじゃなく、そういうところをきちっとしたほうがいいんじゃないかということで話し合いしたほうがよろしいのではないのかなというふうに思しますので、一応ここ 1 年ぐらい使ってみて、もうちょっとならないかなという思いがあったので、前の用務員であれば市役所の職員ですからちゃんときれいにしてよということを我々もよもやま話で言えるんですけども、今はそんなことすると私は協定外ですよと、あなたの指示は受けませんよということを言われることになっていますので、ひとつよろしくお願いをしたいと。そういう意味でこの用務員の現状がいいのかということも検証してくださいという質問をいたしたところでございますので、それらも理解をしていただいて検証していただきたいと思します。清掃のほうはよろしくお願いをしたいと思います。「答弁は」の声あり) いいです。

○根本委員

ただいまの 161 ページの学校用務員業務委託料について、それから 171 ページの婦人会連合会補助金について、195 ページのアレルギー対策についてお伺いしたいと思います。学校給食関係です。

ただいまの学校用務員の関係なんですけれども、小学校・中学校合わせて 7,490 万円の業務委託をしております。25 年度で 7,490 万円、委託人数は何人でしょうか。

○麻生川学校教育課長

済みません。小学校で 14 名、中学校で 9 名でございます。23 名でございます。

○根本委員

23 名。三百二、三十万円ですね、1 人ね。平均すると 310 万か 320 万ぐらいかな。実は、平成 21 年、22 年、この契約をした年に、これを見直した方がいいんじゃないと、非常勤職員にしなさいと、時間をずらして、そのように提案をした経緯がございました。これは市長にも要望した経緯がございました。また、そういう中で教育委員会としては、校長のお話などを聞いてやはり業務委託のほうがいいという結論に達したということで御理解をいただきたいということで、この 3 年間理解してまいりました。もし、これを非常勤にした場合、週 30 時間ですけれども、月どのぐらいになるでしょうか。

○竹谷総務部次長(兼)総務課長

非常勤、いろいろ月給の額でございますけれども、一例といたしまして 1 カ月 13 万 5,600 円という方々がいらっしゃいます。これの 12 カ月かけますと 163 万円程度というふうなことになります。

○根本委員

社会保険なんか入ると 200 万円ぐらいになるんじゃないですか。

○竹谷総務部次長(兼)総務課長

失礼いたしました。事業主負担の社会保険もございまして、200 万円弱というようなこ

とになります。

○根本委員

業務委託の場合は、先ほどお話があったように、業務を委託しますね。仕事を細かくいろいろ委託をします。非常勤の場合は、指揮命令系統が学校にあるわけですから、校長先生にあるわけですから、仕事というのは一般的に用務員は資格もないし、雑用と言ったら申しわけないんですけども、学校の運営がスムーズにいくように一生懸命支えてくれるのが用務員のお仕事だところだと思いますので、非常勤でなった場合には、校長先生、これお願いしますねと言った場合には、どういうお仕事でも大体こなすと。その命令に従うということになると思うんですけども、いかがでしょうか。

○竹谷総務部次長(兼)総務課長

非常勤職員につきましては、現在 30 時間だったものが新年度 29 時間というようことになりますけれども、勤務時間の違いはありますけれども、業務内容につきましては、委員御指摘のとおりだと思います。

○根本委員

23 名ですと約 4,600 万円。そうすると、2,800 万円ぐらいの財源は浮くということに一応なるわけです。そういうことからすると、やはり今竹谷委員からお話があったように、この業務委託がこのままでいいのかどうか、やっぱり行財政改革というのが多賀城市の柱としてきちっとあるわけです。それと校長先生のお話も聞く、仕事の内容も聞く、それで総合的に判断をしなきゃいけないと思うんです。だから、これはちょうどいい機会ですので、来年の 3 月までということになっていますから、しっかりとこれは検証して、やはりどちらがいいのか。やっぱり学校側にもお願いして市の行政改革にも協力してほしいという部分も必要だと思うんです。仙台市はそれを推進していますから、何回も言いますが、だから、多賀城市でできないわけではないと思うんですよ。ぜひ、これは推進をしていただきたい。あるいは、推進をしてというよりは検討していただきたいとこのように思うわけですが、いかがでしょうか。

○菊地教育長

まあ用務員については、学校運営上非常に大きな働きがあるわけでありまして、今の御指摘のように竹谷委員からもありましたが、3 年目、来年の 3 月というふうなことになるので、これまでの検証というのは当然必要だろうと思います。ただ、財政的ないろんなお話がありましたが、校長が学校運営上に非常に有効な働きができるような検討というのは必要だと思いますので、その面について今後時間をいただきたいというふうに思います。以上です。

○根本委員

171 ページの多賀城市婦人会連合会補助金 17 万 1,000 円ということでございます。市におきましては、行財政改革ということが当然ございますし、補助金の適正化ということもございまして、積極的に見直すという議論もございました。ただ、必要なところには必要な

補助金は当然渡すということもございまして、費用対効果というのも当然行政運営の中では考えていかなければなりません。さて、この婦人会でございますけれども、婦人会の皆さんの活躍というのは、婦人会の皆さんが全面的に立って前面に出て活躍をするというよりは、あやめまつりなり、あるいは万葉まつりなり、あるいは各行政区ごとの会合なり、あるいは市全体で行う健康診査の陰役となって見えない部分で一生懸命下支えをしているところのように私は認識しているんですけども、担当課長はどのように認識していますでしょうか。

○武者生涯学習課長

今委員おっしゃったようなほか、震災でも、炊き出しを初め、大きな力になって支えてくれたと認識しております。

○根本委員

そうすると、費用対効果というのもある一面考えてみますと、17万1,000円の補助金を出して、そしてすごい効果を市としては得ているというふうに私は思いますよ。地域にとってもそうです。前にも言ったことあるんですけども、健康診査のときは人手が足りなくて西部の人が下馬のほうに行ったり、笠神に行ったり、自分の手弁当で行って1日お手伝いをしたりそういうこともある。そういうふうに一生涯懸命支えている婦人会の皆さん、こういうところに17万1,000円でいいのかという素朴な疑問を私はずっと持っております。私は、補助金の適正化というのは、減らすことだけじゃなくて、その団体がどういう活動をしているのかそこに着目をして、これでは少ないというところには、ふやすべきなところにきちっと手当てをしていくというところに私は適正化という意味があると思うんですけども、その点いかがでしょうか。

○吉田市長公室長補佐（行政経営担当）

補助金の適正化というおおむねの一般の捉え方としては、そのようなこともあろうかと思えます。

○根本委員

ことはいいいですので、本年度中に検討して、来年ちょっと予算御期待申し上げておきます。195ページ、アレルギー対策でございますが、実は御存じかと思えますけれども、昨年12月に都内の市立小学校の女子生徒がアナフィラキシーショックで亡くなったと。要するに食物アレルギー、それで亡くなったことが全国的に報道されました。それに対して国のほうでも、その対策を今後やっていかなくちゃいけないということでございますけれども、多賀城市において25年度も学校給食を通して対策を施していくんだらうとこのように思います。どのような対策を25年ではやるのか、そしてまたアレルギーの子供さん、日本全国では、ちょっと古い資料なんですけど、約1,280万人の公立学校の児童生徒がいる中で2.6%の人がアレルギーだと。そしてまた、急性症状のアナフィラキシーショックを起こしたことがある児童が0.14%いるということなんです。これは文科省の調べです。多賀城市では、どのぐらいの、全生徒が何人で、小中学校の生徒が何人で、それで今把握し

ているアレルギーを持っている子供さんが何人で、このアナフィラキシーになったことがある児童生徒が何人いるのかお伺いしたいと思います。

○麻生川学校教育課長

児童生徒数は約 5,500 でございますけれども、小学校中学校合わせて 2 月 1 日現在でアレルギーの児童生徒数なんですけれども、265 名でございます。そして、アナフィラキシーショックの経験者ということでございますけれども、こちらについては、アナフィラキシーショックを起こしたかどうかについては、つかんでございません。済みません。

○根本委員

全国平均よりも多賀城市のほうがちょっと多いかなと。5%ぐらいになりますね、この計算だとね。ごめんなさい、そうですね。（「4.85%です」の声あり）そうですね。まあそのぐらいの数になると思います。

それで問題なのは、多賀城市の本年度の対策、言っていませんね。

○麻生川学校教育課長

多賀城市では、以前もお話ししていますけれども、給食の代替食という形での対応をしてございません。こちらのほうとしましては、アレルギーの現状というのの把握というのを一番の目的といたしまして、先日キウイによるアレルギーということもあったかと思うんですけれども、食物ごとのアレルギーの種類が結構ふえてきているというのが現状ではないかと思っております。この実態をきちんと把握することがまず一番の対策ではないかなというふうに考えております。それと、先日の事故の際なんですけれども、きちんと実態がわかっていながら、その対応がなかなかできなかったということもあったようですので、教員としてショックがあった場合の対応の方策などについての研修を今までも養護教諭も中心にこれはしてきたところなんですけれども、どの教諭がその場においても対応できるような形の研修をしていくことということが大切ではないかなというふうに考えております。

○根本委員

課長がおっしゃるように、実態をきちっと把握をする。そして、また対応するための研修を行うということは、非常に大事な私は対応だなとこのように思います。学校の給食は言うまでもないんですけれども、教育の一環であるという認識でよろしいですか。

○麻生川学校教育課長

はい、そのとおりでございます。

○根本委員

教育基本法の第 4 条の中に教育の機会均等が述べられておりますね。その中の第 2 項の中に、「国及び地方公共団体は、障害のある者がその障害の状態に応じ十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない」とこのようになっておりまして、一般的な障害者、手帳を持っている障害者ということもあるんですけれども、物を食べるという意味では、ほかの人と違う、そういう食べることに関しては障害を持っているというふうなアレルギーの疾患の人も私はこの障害に当てはまるだろうとこのように思うんですけれ

ども、いかがでしょうか。

○麻生川学校教育課長

障害という言葉がどうかということもあるかと思いますが、そういう部分でのハンディを負っているというふうには思っております。

○根本委員

食べることに障害を、障害というのかな、まあ持っていますよね。そうすると、今実態を把握して研修を行って対応するというような、それはそれで当然必要なことなんですけれども、現実的にアレルギーの生徒さんにやっている今の支援がここで言うところの法律の支援に合致しているのかどうかと、あるいは他自治体のように大変な中でも、アレルギーの子供に対して、その対応食を出している、そういう自治体の対応がこの法律の趣旨に沿った対応をしているとこういうふうになるのか、どちらかと聞くときついと思うんですけれども、やっぱり限りなくそのようにやっていくことが私はこの法律の趣旨にのっとっている対応策だとこのように思うんです。そういう意味では、多賀城市も、やっぱりもうそろそろあそこの給食センターが狭いなどと言っている場合ではないと。しっかりとした給食対応、アレルギー対応食を出せるような体制を 25 年度で私は築いていってほしいとこのような切なる思いなんですけれども、いかがでしょうか。教育長。

○菊地教育長

このアレルギーのことについては、何度も御質問といたしますかいたしております。それで、これまでもお話し申し上げましたが、例えば仙台の野村給食センター、あそこの事故がありました。あそこで多様なアレルギーに全て応えるのかということ、かなり絞っているんですね。何種類かに絞って、それ以外については対応できないというふうなことで、そういうふうなものに対応しているというふうなことについては、当然それはそれで結構なことです。現在のところ、施設というふうな話もございましたが、その問題は大きな問題はあります。そしてまた、そういうふうなこともあるもんですから、例えばこれはなと思ってその学校でやったことが実は事故になったというふうなこともございますね。ですので、多賀城の場合は今家庭と、十分なよく熟知している保護者との連携をとりながらまあ進めているというふうなことで、これについてもただこのままというふうなことではいけないことが、人数がふえているというふうなこともございますので、やはり何らかのとといいますか、改めてまたそういうふうなものに対する、これまでもそういうふうなものに対する十分な、命にかかわるといふふうなこともございますので、安全・安心に気をつけながら、家庭の理解を持っていただきながらやってきたというふうなことで、今そのことによって家庭で大変どうのこうのというふうなことでなくてよくわかってもらってやっておりますので、そういう点ではありがたいなというふうに思っておりますが、そういうふうなものについても、今後改めてといいますかそういうふうなもの、ただどの地域でもやっている市町村の実態を見ると、全てのものに対応はできていないというふうなことなようであります。多いところをとって実施しているというふうなことでありますので、これについては避けて通れない

というふうなことがありますので、するしないというふうなことをここで言いわけではございませんが、検討していかなければならないというふうには思っております。

○深谷委員長

ここで、休憩といたします。再開は 11 時 20 分。

午前 11 時 10 分 休憩

午前 11 時 20 分 開議

○深谷委員長

それでは、質疑を再開いたします。

初めに、学校教育課長より発言の訂正を求められておりますので、発言を許可します。

○麻生川学校教育課長

済みません。先ほどアレルギーの人数についてお知らせしたんですけども、先ほどの数字は延べの人数でございまして、1 人で 2 つアレルギーを持っている子たちがいるものですから、済みません、実人数でいきますと 214 名。大体 3.8% ぐらいということでございます。申しわけありませんでした。

○佐藤委員

先ほどから話題になっていました 161 ページの学校用務員事業です。来年 26 年度でこの一定の契約が終了するということで、先ほど教育長は見直しを考えるとはいわないのかな、とにかく考えてみたいというような御返事でしたけれども、根本委員や竹谷委員のほうの意見が出ていて、そういうところで教育長の御答弁がありました。これの制度を導入するときに、私どもの会派は、伊藤功一郎議員が今根本委員や竹谷委員たちが挙げたような使い勝手の悪さというか不都合な部分でこういうことになるよということで事例も一生懸命出して、そして皆さんに訴えながら反対をしたわけですけども、残念ながら 3 年間執行されてきたということではそういうことになったなと改めて私も思いながらお二人の議論を聞いていたんですが、私どものほうからも、さらに再度この契約切れをきっかけとしまして、きっちり見直して通常の使い勝手のいいというか働きやすいそういう制度にしていくべきだというふうに思いますので重ねてよろしくお願ひしたいと思いますが、教育長、改めて御答弁をお願いいたします。

○菊地教育長

学校用務員について、委託というふうなことで今進めておるわけではありますが、特に学校運営上大きな問題が起きて運営がとても難しいというふうな状況ではないんです。ただ、かつての市職員がやっていた形から比べるとその違いはあるわけでありまして、やめるとか何とかというふうなことではないんですが、来年の 3 月までですか、契約が、期間がありますので、その中でそれぞれの課題を解決しながらこれまでもやってきているわけですが、まあ起きればの話ですが、それについてやはり検討なり事の状況の把握なりはする必要があるだろうというふうに思っているところであります。

○佐藤委員

何だか変なんでないの。検討するって何だか答弁後退していません。おかしいよ、少し。現場からは、都合が悪いという意見がどんどん上がってきていて、竹谷委員も根本委員もそういう思いを受けとめて発言されていらっしゃるわけ。私どもは、最初からそういう点を指摘しておりました。多分今回発言しない会派の議員のところにもそういう意見が行っているはずなんです。そういうところを受けとめて見直してほしいという意見が多分総意だというふうに思いますよ、学校現場からは。教育長の耳にも入れる方がいるかいなかかわかりませんが、そういう声必ず届いているはずだと思うんです。やっぱりそこを受けとめて、やめるかやめないかわからないけれどもとにかく考えてみますという意見はないんじゃないですか。

○菊地教育長

話は後退はしておりません。先ほど竹谷委員からも、まあ教育長の耳に届くことは恐らくないだろうというふうな話もございましたので、だからいいんだというふうなことは言っておりません。当然届く届かないにしても、こうしていろんな御意見をいただきながらスタートした問題ですから、これは十分に吟味をするといえますか事の問題を十分に把握しなければならぬというお話ですので、後退はしておりませんのでよろしくお願い致します。

○佐藤委員

御本人が後退していないという思いなので、それでは後退しなかったというふうに受けとめておきます。ぜひ改善できるように、来年度26年度で改善できる現場が、用務員も気持ちよく働いていただけるような、そういう現場の職員の皆さんも働いていける、そういう仕組みをきちんと考えていかなければまずいのかなというふうに思いますので、よろしくお願い致します。終わります。

○伏谷委員

先ほど竹谷委員との関連なんですけれども、学区編成について伺いたいと思います。基本的には白紙状態であるということであったんですが、もともとやはりこれは第七小学校がもう建築しないということを前提に考えられているものかなというふうに思っております。当時の八幡小学校、先ほど竹谷委員のほう、スクールバスというお話があったんですが、やはり宮内、明月地区から八幡小学校へ通っている児童の安全性はということも含めて、この七小の建設にその問題もあったかというふうに認識しております。そういったことから考えて、今七小がないということは、新たな学区の編成ということについてはどうなのかなというふうな疑問があります。当時、恐らくいろんな地区によっては、この学区の問題、自分の近くの学校の学区の問題がいろいろあったと思いますけれども、それもここに含めて七小ができたときに改めて考えていくというふうなことでの学区編成なのかなというふうに捉えておりました。今回の場合は、先ほどのお話を聞いていますと、アンケートをして、そのアンケートの結果からということでもございましたけれども、私は基本的には大きく学区編成とうたっていることが逆に保護者の方々の不安を助長させるのではないのかなと思う

んですが、いかがでしょうか。

○麻生川学校教育課長

この学区編成に関しましては、先ほども少しお話ししたんですけれども、危険な道を通らなくてはいけない子供たち、長い距離を歩かなくてはいけない子供たちがいるということで、教育委員会のほうに要望が寄せられていたということでこの学区の事業がつくられたというふうに私自身は考えておりました、決して学区編成を大々的にこちらから計画をしてという形でお示したわけではなかったわけなんです、懇談会では非常にそのようなことなのではないかというようなお話がたくさん上がってきておりました。そういう部分では、ちょっとこちら側に原案があるのではないかというふうに御心配をされている方々が多いようなニュアンスがあったんですけれども、先ほども申し上げましたとおり、子供たちの通学の安全という部分から要望が出てきたもので、それに対してほかの地区にそのような場所はないのだろうか、全市にわたっていろいろな部分の子供たちの危険なところ、通らなくてはいけないところとか不都合な部分とかがないかということで始めたことで、その状況を踏まえた上で原案をつくりたいということで始めました。そういうことで御理解を頂戴できればと思っております。

○伏谷委員

やっぱり一番心配なのは、子供たちの安全ということでの通学路、この問題については、昨年学校単位にたしか調査を国のほうからせよということで現地調査を行っておって、その辺の改善ということでは取り組んでいらっしゃると思います。大きく分けると、やはり多賀城はもともと私がちょうど学校に通っていたころに天真小学校ができて、高学年になって城南小学校ができていったということのここ30年、40年ぐらいで小学校がだっとふえたという感覚で覚えております。そのときの編成というのは、やはりあくまでふえたからそちらのほうに新たにということでの学区編成であったので、今回のように学校がふえないで学区編成ということについては、やはり学区編成というと非常に強くインパクトがあるということも認識していただきたいなと。先ほどお話しさせていただいた中でも、保護者の方々の意見というのは、おおよそ通学路の安全性、それと一番は小学校高学年時から、多賀城小学校、城南、八幡は、多分2つの中学校に行くようになると思います。その辺のところの境界の方々のやはり不安だというふうな声が一番多くなっているような気がしますので、その辺についてはやはりニュートラルな考え方を持っていけばいいと思うんですが、やはり学区編成となると非常に強く受けとめている方も多いので、その辺のやはり説明を保護者の方にきちんとしなければならぬのかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○麻生川学校教育課長

こちら側の考えていることの真意が伝わるように、広報、それから説明会などで意を尽くしていきたいと考えております。

○伏谷委員

この先の先のずっと先の話なんですけれども、大きく考えれば、やはり先ほどの安全性と2番目に適正な規模ということでお話をされてきました。適正な規模というのはどのくらいかというのは、いろんな教育現場によって、小学校、中学校違うとは思いますが、恐らく余りマンモス化だとよろしくないのかなという認識は持っています。そういったときに、具体的に今八幡小学校はかなり児童数が減って城南小学校はふえているということのその2つが今回の学区編成というふうに捉えている保護者がいっぱいおりまして、その地区ごとが不安がっているということもあります。やっぱりその辺のところをある程度今回のことは境界にかかわる諸問題についての編成ぐらいの感じで伝えていくのか、それとも先の先にはその辺のところもあって今回考えていかねばならぬということが今後の学区編成というふううたっているのでもうそこまで強いものがあるのか、その辺のところはいかがでしょうか。

○麻生川学校教育課長

あくまで学校教育課の原案は白紙ということなので、この学区に関する皆様方の御意見、それからお考え方ということをまずは知りたいということから24年度初めて手をつけてきたわけなんですけれども、この学区に関する保護者の方々、それから地域の方々のお考えがだんだんわかってきた状況があります。それは私たちが考えていたのとまた少し違っていた部分もございますので、より確かに確認をしながら、まあ遠い先を見据えたということも今は白紙でございますので、資料はもちろん人口の増加傾向、それから地区ごとの子供たちの状況などについてもきちんと調べながら進めたいとは思いますが、子供たちが一番いい状況というのはどういうことなのかということを中心に考えていきたいというふうに思います。

○伏谷委員

恐らく小学校区の人口云々というのは、やっぱり新興住宅地があってそこに人口がふえていって、恐らく25年から30年の周期で児童数というのは減っていく、それがまさに八幡小学校に今見えているわけです。当時、ロジューマンができて八幡地区の多賀城小学校に行っている児童も八幡小学校にというふうな考え方があったと思うんですが、これからはやっぱり先の先というのは、あくまでも人口の減少というところを捉えただけではないんですけれども、やはり統廃合というのに近い将来必ず出てくるんじゃないかなと。今、宮城県内でもやはり郡部といいますかいろんな地域で統廃合の問題が非常にシビアな問題になっています。そこまでやはり考えた上で、20年後、30年後を考えた上でやはりいろんなことを考えていくというふうなことが必要かと思いますが、その辺のところもお願い申し上げます。

○雨森委員

175ページの公民館費の中で、中央公民館の高齢者教育事業についてであります、これは今非常にひとり暮らしの高齢者というのがふえておりまして、この2010年からあと約25年、2035年ぐらいしますと1.5倍ぐらいにふえるぐらいで全国で498万所帯になる

と、ひとり暮らしが、高齢者がどんどんふえていきます。その中で、多賀城では震災前までには多賀城大学といいまして高齢者向けの教育といいますがいろいろ体験とかできる学習の機関がありました。それが震災と同時に館のいろいろ修理とかいう問題がありまして、多賀城大学の名前が消えてしまいました。ところが、やはり今修復されまして立派にもとへ戻ったわけでございますので、ぜひ多賀城大学、もう一度再開校していただきたいという声も充満しております。いかがでございますでしょうか。

○武者生涯学習課長

その方向で進めていきたいと思えます。

○雨森委員

ありがとうございます。ちょっと、そうですね、ありがとうございます。それは何年後くらいからおやりになって……、進めていきたいというのは、25年ぐらいにも始まる、これ前回と同じような形でされるのか、それをもう少しちょっと詳しくお願いしたい。私も御返事しなくちゃいけないところあるものですから、お願いいたします。

○武者生涯学習課長

一応高齢者大学につきましては、2年間、3年間と災害も含めまして休止したところもありまして、地区間でもそれぞれ高齢者大学をしております。規模につきましても、それぞれ地区の実情に合ったような規模、月1回のところもありますし、何十回と回数を指定して年間やっているところもあります。その辺の市民を対象にする事業ですから、余り格差もないような形では進めていきたいとは思いますが、今はまだ計画段階ですので、どのくらいの規模でいつから何回でやるということはちょっとお答えできませんけれども、基本的には高齢者対象の社会教育事業は進めていきたいというふうには思っております。

○雨森委員

ありがとうございます。それで、その中にやはりもうひとり暮らし、非常に寂しい生活を送っている方も私もよく接するんですけども、できればさかのぼりまして、現場の学習体験ということがありまして、バスで、これは実費負担もあるんですけども、そういう実費負担もありませんながら現場を歩く学習というのが年に1回ぐらいございまして、非常にこういったことも楽しみにして参加していた時期もあったんです。経費削減とか云々ということで市のほうでカットされましてそういうものは消えてしまいましたけれども、そういったことを踏まえながら、再度また復帰していただきたいというふうにお願ひします。要望しておきます。終わります。

○竹谷委員

1点だけ気になったところがありますので。193ページ、しばらくぶりにスポーツ振興委員の復活予算が計上されておりますが、これスポーツ振興には災害前に1回やめようかという議論もあったはずで。どういう理由でこういうふうになったのか説明を願ひたいと思ひます。

○武者生涯学習課長

国のスポーツ基本計画も変わりまして、スポーツに進む道も大分今の日本社会の実情に合わせたような方向になってきているのかなと思いますけれども、多賀城市でも新たにスポーツ推進計画を策定しなくてはならないと。また、スポーツ分野では、指定管理も含めてアウトソーシング化しておりますので、基本的にはその辺の検証なんかも含めてある程度審議会で諮問させていただきたいなということもございまして立ち上げました。

○竹谷委員

スポーツ振興委員の話ですよ。審議会じゃなく。ここは国と関係ないですよ。これは多賀城市のスポーツ振興行政の政策の一端で今までやってきたものです。これを1回休んでおって今回復活したと、その理由を聞いているんですよ。

○武者生涯学習課長

大変失礼しました。スポーツ振興については、全行政区に今まで配置していたということで、震災後にはそのまま配置しない状態で長年続きましたけれども、基本的にはスポーツが市民生活に果たせる役割ということでは、各地区のコミュニケーションというのは、スポーツは言葉も何もいらなくてコミュニケーションに寄与できるというものであることから、震災後の地区のコミュニケーションには欠かせないものであるということでスポーツ事業なんかも用意しておりますので、スポーツ振興員にはぜひ総合スポーツなんかも含めまして、今後地区のスポーツを通じたコミュニケーションのために活躍していただきたいということで、また復活して配置するような形で考えております。

○竹谷委員

いや、大義名分はそうだったんですよ。大義名分は、つくったときには。だけれども、現実的には、言いたくないけれども、多賀城総合市民スポーツ大会の選手集めに起用されて何の意味があるのやという意見もあったんじゃないかと思うんです。それで、総合スポーツ大会も変革をしてきたと。その役割について終わっただろうということで一時はやめたはずですよ。やめようと。23年度でやめるのね。それで、災害が来てずっとなった。だから、その大義名分はわかるんだけど、じゃそれに対して、各町内会に対して、その人の役割、今言ったような役割はなかなかできないと思うんです。どういう役割を持ってやっていくと言わないと、なった人が大変だと思うんです。極端に言うんなら、地域スポーツクラブをつくっているからその先導役になっていくんだとかそういう新たな行政の目標がなければ、また前と同じようになっちゃうんじゃないのか。新たな行政の仕組みを変えないと。スポーツ振興審議員になる人いないので、じゃ副区長兼務だとかそういうふうになっちゃうんじゃないかと。そうなってくると前みたいに険悪化してくるという状況が出てくるんじゃないかという思いがあるから、そういう新たな視点での事業があって、そういうことに役割を担っていってもらおうという視点で今回復活させたらどうなのかという思いがあったから聞いているんです。今の答弁では、前の話と一緒に。前の話と私は一緒に思うよ。課長は昔からわかっているから、一緒に思うよ。それでは意味がないと思う。復活をするには、それなりに新鮮さを持って、こういうことにやっていくんだから各町内会お願いしますよと、

役員選出してくれと言わなければ問題があるんじゃないかと思うんです。必要性はわかっているんです。だけれども、何かの新たな役割をきちんとしないとまずいんじゃないかと思えます。いかがですか。

○武者生涯学習課長

委員がおっしゃっているのも一理あると思うんですけども、基本的にはスポーツの振興というのは、地区にはスポーツ振興員と社会教育振興員というのも配置しておりまして、片やその社会教育振興員なんかは、社会教育の事業費補助を使いまして年に1回とか2回の地区内の社会教育事業なんかもしております。今後、スポーツ振興員にも、その事業費を使って地区内のスポーツ振興なんかもそれでしていただきたいと。あと、なかなか行政区の大小の希望がございまして、なかなか地区での振興が難しいという部分もありますので、その行政のほうで事業メニュー等を用意しまして、そのスポーツ振興予算を中心にその地区がスポーツを通じて活性化するような方法でまいりたいというふうに思っております。

あとまた、総合スポーツ大会のことですけれども、それも今コミュニティスポーツのほうにちょっと変化してきて、だれでもいつでも参加できるというようなコンセプトで、前のような行政区対抗で総合得点つけてスポーツ振興員が選手選別に奔走するというようなことがありましたけれども、それはちょっと時代とともに少し変えていって誰でも参加できるような方法にしたいなというふうには思っております。

○竹谷委員

それであれば、地域スポーツ振興のための経費も計上しておかないと。地区に一律じゃなく、やった場合にはこのぐらいのものをやるよと、このぐらいの活動費を助成しますよというふうにしていかないと、町内会でもうないと思っているから、こういう予算とっていないしね、多分。だから、行政として新たな視点でやるのであれば、行政としてもこういう予算でやった場合には活動補助金として出しますよという仕組みも考えていかなきゃいけないんじゃないかな。新たにコミュニティ事業で、たしか町内会でバスなり貸し切っていくと補助金幾らとかと出した事業もあったように記憶しているんで、もしスポーツ振興を推進していくということになれば、そういう配慮も大事じゃないかと。そうすると、別な今までと違った視点でのスポーツ振興員の役割が出てくるというふうに思いますので、そういう点も研究してみたらいかがかと思いますが、いかがでしょうか。

○武者生涯学習課長

先ほど申し上げましたけれども、社会教育振興事業費補助金というものを用意しておりまして、地区、些少ではありますが、1回1万5,000円の年2回まで3万円の補助を考えておりましたので、そちらを活用して事業をしていただきたいというふうに考えております。

○深谷委員長

171 ページの8番。

○武者生涯学習課長

失礼しました。171 ページの 8 番のほうに載っておりますけれども、そちらのほうで事業費として活用していただきたいというふうに思っております。これも 2 年間休んでおりましたけれども、再開いたしました事業です。

○竹谷委員

何でこれ説明しないの。この活用は、だからスポーツ振興員をつくる、今回改めてやったんだと何で説明しないの。だから、予算編成というのはそういうものじゃないんだよ。だからさ、もうきょうずっとやってきた。これをやったからここを活用する、そのためにこのことを考えるためにこれを今回復活するんだよと、何でそういう説明しないんですか。

○武者生涯学習課長

先ほど社会教育振興員とスポーツ振興もこの補助金を使えるということを私説明したつもりですけども、1 地区 3 万円ということですよ。以上です。

○竹谷委員

予算説明のときはしていないと私記憶したから今言ったんですよ。多分皆さん聞いていたのかな。俺だけ聞いていなかったのかな。聞いた。ああ、森委員だけ聞いていたと。俺は聞いていない。そういうごますりするな。ちょっとおかしいこと言うなよ、おまえ、このように聞いていないと言っているんだよ。(「竹谷委員、御質疑をどうぞ」の声あり) いや、俺は、委員長な、人がしゃべっているのに、俺は聞いていると、聞いてないよというのに俺は聞いておったという話はねえべよというの。ちゃんと真剣になってやってくれよ。予算編成というのはそういうもんじゃないでしょうと言っているんですよ。私はそのことを言っているんですよ。これを復活した要因は、この予算を計上したことを活用するためにこれを復活したんだというはっきりとした説明をしなきゃいけないでしょうよ。違います。私はそのことを言っているんですよ。違いますか。

○武者生涯学習課長

失礼しました。予算説明のときは、確かにこれ説明しておりますが、2 年間休止しておりました社会教育事業費の補助につきましてまた再開いたしましたという説明だけでありまして、この辺のスポーツ振興員や社会教育振興員の復活とともに絡めてこの辺の事業振興のために再開しましたという説明まではちょっと言葉が足りなかったということにつきましては、おわびいたします。

○竹谷委員

はい。そういうの。おい、説明していないと言っているぞ。あんたは説明したと言っているけれども。人の質問に茶々を入れるなよ。はっきり言って委員ももっと真剣になってやってくださいよ。(「竹谷委員、前に」の声あり) 前はいいんだけど、委員も本気にやって議論しなきゃいけないということを言っているんですよ。(「終わった後に」の声あり) いや、これはね、今言っちゃったほうがいいの。わかりました。今後はそういうふうにしてください。ましてや復活した予算、復活した事業、そしてこういうものをやるためにこうしたこととは、きちっと整合性あるように説明しておくことが大事なことだと私は思います。以

上、申し上げておいて、あとは回答はしていませんという回答でございましたので、改めてわかりました。今後してください。

○柳原委員

159 ページの城南小学校増築について 1 点と、149 ページの学力調査についてお尋ねします。

城南小学校の増築に関してなんですけれども、今プレハブに第二もみじ学級が入っておりますけれども、これはそのままプレハブを使い続けられるのか、それとも新しく増築した校舎のほうにもみじ学級を入れるようなそういうことを前提に考えていらっしゃるのか、ちょっとお聞きします。

○大森副教育長(兼)教育総務課長

もみじ学級につきましては、今お話しのとおりプレハブの1階のほうに1部屋ありまして、第二もみじ学級と言っておりますけれども、第一のもみじ学級のほうが手狭になったということで教室を使っているような状況でございます。プレハブにつきましては、リース期間が26年度までということになりますので、プレハブはその時点で使えなくなるという状況になります。増築するほうの校舎に使えないのかということでございますけれども、その増築をした時点のもみじ学級の状況等にもよるかと思っておりますので、現時点で使える使えないということはちょっとはっきり申し上げられませんが、その時点で第一のもみじ学級のほうが手狭ということであれば何らかの対応考えなければならないのかなというふうに思っております。

○柳原委員

現段階で学童保育の人数がどんどん減って第二もみじ学級の必要がなくなるというふうにはちょっと考えられない状況ではないかと思っておりますので、本来第一もみじ学級を増築してそれなりの設備をつくるべきだというふうに思っているんですが、それが早急にできないというのであれば、もうあらかじめそういう新しい校舎にそういう放課後児童学級が併設できるようなそういう仕組みにしておくことが必要ではないかと思うんですが、もう一度御答弁をお願いいたします。

○大森副教育長(兼)教育総務課長

学童保育の今後の状況、はっきりニーズ的なものとかは、ちょっとわからないわけなんですけれども、第一のほうで対応できないということであれば、増築する校舎になるのか、あるいは既存の校舎の中のどこかということになるのか、ちょっと今ははっきり申し上げられませんが、何らかの対応をちょっと考えなければならないとは思っております。

○柳原委員

これは、学童保育のほうはこども福祉課の担当でありますので、横の連携をぜひ密にいただいて、子供たちが困ることがないようにこれはぜひ取り計らっていただきたいと思っております。

次、149 ページの学力検査についてお尋ねします。

この学力検査は、前の安倍政権のときに導入されまして、そのときは悉皆調査で始まりましてけれども、民主党に政権がかわりまして抽出検査になりました。なぜ抽出検査になったのかというのは、いろいろ現場の先生方の負担であるとか子供たちの負担もあるということ、いろいろ弊害があったからだというふうに私は理解しておりますが、今回また安倍政権に戻って悉皆調査に戻ったわけでありましたが、なぜこの悉皆調査にしたかということをお考えますと、学力テストの問題でありますという振り返りや学校の状況を、しかもそういう目的のためには何も悉皆調査にする必要はなくて抽出調査で十分だと思っておりますが、この悉皆調査ということは、結局それぞれの学校の平均点を公表して学校に序列化をつけるというか、そこで学校選択制に持っていきたいというそういう国のねらいがあるのではないかと私は思っているのですが、今結果の公表は各市町村の教育委員会の判断に委ねられていると思いますが、その点は変更ないでしょうか。

○麻生川学校教育課長

その点については、変更はございません。

○柳原委員

もし、これが結果が公表されるという事態になれば、教育現場にも大変な混乱をもたらすということになると思います。それから、父兄も子供たちも大変な状態になるということが予想されますので、ぜひこれは今までどおり公表しないという方針でいていただきたいと思いますが、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○麻生川学校教育課長

学校ごとの結果についてということでございますよね。それについては、現在のところ今までと同様ということでございますので公表しません。

○柳原委員

今までと同様ということでは理解しておきます。以上で終わります。

○深谷委員長

ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○深谷委員長

では、以上で10款から14款までの質疑を終結いたします。

以上で一般会計の質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○深谷委員長

御異議なしと認めます。

これより議案第25号 平成25年度多賀城市一般会計予算を起立により採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○深谷委員長

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

ここで、お昼の休憩といたします。再開は午後 1 時。

午前 11 時 59 分 休憩

午後 1 時 00 分 開議

○深谷委員長

それでは、再開いたします。

- 議案第 26 号 平成 25 年度多賀城市災害公営住宅整備事業特別会計予算

○深谷委員長

次に、議案第 26 号 平成 25 年度多賀城市災害公営住宅整備事業特別会計予算を議題といたします。

- 歳入歳出一括説明

○深谷委員長

それでは、歳入歳出一括説明を求めます。

○熊谷復興建設課長

それでは、歳出から御説明申し上げますので、恐れ入りますが、資料 8 の 9 ページ、10 ページをお願いしたいと思います。

1 款 1 項 1 目災害公営住宅事業費で、22 億 5,546 万 7,000 円の予算計上でございます。説明欄 1 新田地区災害公営住宅整備事業 3 億 5,502 万円でございますが、主なものは、17 節公有財産購入費 3 億 5,500 万円、これは災害公営住宅用地購入費でございます。取得予定地を御説明申し上げますので、恐れ入りますが、ここで資料 9 の 48 ページをお願いいたします。

これは、48 戸の建設を見込んでおります新田地区災害公営住宅建設予定地でございます。図面の左側が北となっておりますので、申しわけありませんが、北を上向きに変えていただきたいというふうに思っております。図面の中央の 2 カ所の囲みがございまして、上が水道部の旧資材置き場、下が浄水場用地、その他県有地でございます。囲みの間の道路につきましては、これは市道新田西後 1 号線、図面の東側で敷地を囲む市道は市道新田線、図面の西側は七北田川となっております。

新田地区の用地取得に関しましては、詳細を御説明いたしますので、事前にお配りいたしました A4 の追加資料、こちらのほうをお願いしたいと思います。事前にお配りしております A4 の横の資料ということになります。追加資料で以前にお配りしているものでございます。よろしいでしょうか。

始めてよろしいでしょうか。図面中央が浄水場用地、浄水場右側を囲むように県有地がござ

います。浄水場の北側は資材置き場で、その上が南宮北福室線、代替地でございます。これにつきましては、一般会計予算で御説明した内容でございます。よろしいでしょうか。

次に、おのおの土地所有者から災害公営住宅事業として土地を購入いたしますので、その内容を御説明したいと思えます。

左上をまずごらんいただきたいと思います。

これは、特別会計予算で計上しております 7,100 平米、3 億 5,500 万円でございます。購入相手になりますが、番号 1 から 3 までということになりまして、多賀城市、水道、宮城県となっております。図面には、種別、面積、金額を記載しておりますので、詳細につきましては、そちらをごらんいただきたいと思いますというふうに思っております。以上がおのおの購入先ですが、特別会計予算とおのおのの会計につきまして計上している予算につきましては、おのおの整合を図っております。

また、土地の価格の根拠ですが、これは国税庁で公表しております路線価を参考に今回予算を計上しております。

それでは、10 ページに戻りまして、続きを御説明いたします。

説明欄 2、新田地区災害公営住宅整備に伴う附帯事業 2 億 2,002 万 7,000 円ですが、主なものは、22 節補償、補填及び賠償金で、浄水場解体に伴う公共補償費として 2 億 2,001 万 7,000 円の計上でございます。補償費の確定につきましては、現在進めております建物調査及び補償費の積算が完了してからとなっております。

今回の予算計上につきましては、復興交付金において採択を受けました金額により、それぞれ調整を図った上で災害公営住宅特別会計及び水道事業会計においてそれぞれ計上しております。

次に、説明欄 3 鶴ヶ谷地区災害公営住宅整備事業で 16 億 8,042 万円の予算計上ですが、これは主なものは 17 節公有財産購入費で 16 億 8,000 万円でございます。

申しわけありません。ここでもう一度資料 9 の 49 ページをお願いいたします。先ほどの隣のページになります。

これは、274 戸の建設を見込んでおります鶴ヶ谷地区災害公営住宅建設予定地で、太枠で囲んだ部分がおののような形状になってございます。土地所有者は、学校法人東北学院でございます。図面の左側が北となっておりますので、北を上向きに変えてごらんいただきたいと思いますと思っております。

取得用地の北側は、東北管区警察学校ということでございます。次に、東側になりますが、これも警察学校用地でグラウンドになっております。東側の細長い部分には、図面には記載がありませんが、避難道路笠神八幡線が南北に計画されている場所でございます。右側に接している部分が砂押川、西側には既存住宅地となっております。最後に、左上の斜めの部分ですが、この道路は市道八幡下馬線でございます。鶴ヶ谷地区におきましては、約 3 万平米の用地を取得いたしますが、先ほど新田地区でも御説明申し上げましたが、土地購入に関しましては路線価をもとに算出しております。

10 ページの続きから御説明いたします。

次に 2 款 1 項予備費ですが、53 万 3,000 円の計上でございます。

以上で歳出の説明を終わります。

恐れ入りますが、歳入を御説明いたしますので、同じ資料の 5 ページ、6 ページをお願いいたします。

1 款 1 項他会計繰入金ですが、一般会計繰入金で 56 万 1,000 円の計上でございます。

同じく 2 項基金繰入金で 19 億 5,663 万 8,000 円ですが、東日本大震災復興交付金事業基金からの繰入金で歳出予算で計上いたしました復興交付金事業の補助金相当額を計上してございます。

2 款 1 項雑入で 1,000 円の科目設定でございます。

3 款 1 項 1 目土木債で 2 億 9,880 万円ですが、鶴ヶ谷地区災害公営住宅事業で 2 億 1,040 万円、新田地区災害公営住宅事業で 8,840 万円でございます。

次に、恐れ入りますが、今度は資料の 4、11 ページをお願いいたします。

第 2 表地方債で、起債の限度額を 2 億 9,880 万円とするものでございます。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。

以上で災害公営住宅整備事業特別会計の説明を終わらせていただきます。

○深谷委員長

以上で説明を終わります。

● 歳入歳出一括質疑

○深谷委員長

これより歳入歳出一括質疑を行います。

○昌浦委員

新田地区の災害公営住宅、用地の買収の単価、平均、出ているんだけど、大体 5 万円ぐらいなんだけれども、路線価では幾らぐらいだったんですか。

○熊谷復興建設課長

これは、予算計上全て 5 万円で計上していますが、国税庁の路線価はおおむね 8 掛けと言われておりますので、済みません、ちょっとお待ちください。4 万円ぐらいですかね、4 万円前半ぐらいだったということで、5 万円で調整して計上してございます。

○昌浦委員

じゃ、この当該地、平米 5 万円ということなんですけれども、不動産鑑定士による評価というのは、この土地、幾らぐらいになっているんですか。

○熊谷復興建設課長

これにつきましては、補正予算で不動産鑑定表をいただいておりますので、今調査しているというのが実態でございます。

○昌浦委員

いや、補正でついていたのはわかっていたんだけど、まだやっていないと。わかりまし

た。追加資料を見ますと、宮城県より追加資料の①、②、③と書いてあるのを見ると、③の宮城県より用地買収する七北田川沿いは、私が見るところ七北田川沿い、のり面じゃないですかね。

○熊谷復興建設課長

実は、一部浄水場の中にも県有地がございます、その分も購入すると、七北田川の堤防沿いが一部普通財産化されておりますので、できれば購入させていただけないかということで購入の交渉を行っています。ただ、こちらのほうに載っている面積というのは最大の面積で載っているの、もしかすると交渉によってはもっと面積が少なくなるのではないかというふうに思っております。

○昌浦委員

ちょっと見るところ、のり面も買収するのかなと思ったんです。もしのり面まで買収するのであれば、一律同じ取得価格で取得するというお考えなのかどうか、ちょっとその辺だけ。のり面というのは、使いで悪いですよ。

○熊谷復興建設課長

全て個別に不動産鑑定評価をとる予定にしておりますので、当然堤防ののり面については価格が下がるというふうに認識しております。

○昌浦委員

では、次に鶴ヶ谷のほうに行きたいんですけども、この用地取得というのはもう済んでおられるのかどうか、まずちょっと確認したいなと思います。

○熊谷復興建設課長

今回の25年度の予算に組んでおりますので、まだ交渉中ということでございます。東北学院の用地については、交渉中ということでございます。

○昌浦委員

多分予算書に出てきてこれから買収なんだろうと思うんですけども、確認だけさせてもらいました。

じゃ、資料9の49ページ、先ほど御説明いただいたんですけども、ここにグラウンドと書かれている下に1.5、その後今度は右側のほうに1.8、建物のところかな、1.9とかという数字書いてあるんですよ。これ、海拔でしょうか。

○熊谷復興建設課長

海拔です。いわゆるTPというようなことになります。

○昌浦委員

ここは津波浸水地域と私記憶しているんです。間違いあったらごめんなさいんですけども。もし浸水地域であるならば、この用地を買収した後に盛り土して整地して公営住宅をつくらなきゃならないのかなと若干心配なんです。その辺、どういうふうな考えがあるんでしょうか。

○熊谷復興建設課長

今設計を国庫補助事業というか国の直轄でやっているんですが、多分数十センチとか 1メートル程度の盛り土で終わるんじゃないかというふうに思っています。委員御指摘のとおり、これは津波で浸水しているエリアということになりますが、今回多賀城市では多重防御というのを施しますので、復興計画上ではここは浸水区域にならないというふうになってございます。多賀城市の復興計画に掲げる多重防御により整備されますと、今度津波が来ても浸水区域にはならないというふうに今現在想定しております。

○昌浦委員

じゃ、逆に聞きますよ。そのお考えなんだからその考えで進むしかないでしょうけれども。このところのすぐ近くじゃなかったかな、砂押川の土手決壊しているの。その辺あたりというのは、大丈夫なんでしょうか。その辺の確信というのは、大丈夫だという確信があたりでこのところ考えていらっしゃるんだと思うんですけども、その辺はどうでしょうか。

○熊谷復興建設課長

砂押川の堤防が決壊した部分につきましては、仙台土木が堤防の補強、そしてかさ上げ等を行っていますので、これについては大丈夫だというふうに認識はしてございます。

○昌浦委員

じゃ、実施計画書の 83 ページにあるんですけども、ちょっと開いているあれがないんで、ちょっと私は先にメモっていたのを読ませてもらうと、今後の予定、全体計画のところには測量調査とか不動産鑑定というのがあるんですけども、その辺、もうまだ今緒についたところなのか、もう終わっているのかです。何かこれ見るとまだみたいな感じはするんですけども、確認の意味で質問させていただきます。

○熊谷復興建設課長

不動産鑑定については、補正予算をいただきましたので、それでやっております。測量につきましては、3 月上旬に測量調査を行うということで今協議調整を進めているところでございます。

○昌浦委員

それじゃ、先ほどと同じで補正ではついたらけれども、まだ不動産鑑定のほうはやっていないということですね。それを確認して終わりにします。

○熊谷復興建設課長

やっていないというか実施中ということで、着手はしています。鑑定業者が鑑定するまでやっぱり 1 月ぐらいかかるので、お願いしているというような状況ということで理解して、実施中ということになります。

○昌浦委員

いや、さっき私不動産鑑定終わったのと聞いていたところはまだやっていない。着手しているの、それとも。

○熊谷復興建設課長

済みません、依頼はしていて、実施中ということになります。済みません。不動産鑑定業者

に依頼をしていて、実施していて、結果が出ていないというふうなことで理解していただきたいと思います。済みませんでした。

○佐藤委員

大変大事な事業を、数十億の大変なお金を使って今からやっていくわけですよ、建設復興課は。そういう中で、たしかちょっと仄聞するところによると、自治法派遣の職員がたくさんいるということのようです。そういう中で仕事がスムーズに全うできればいいなと私は心から応援をしているつもりでございますが、この間予算委員会の中で人事部の次長とお話をしたんですけれども、さまざまいろんな仕事のやりくりの中で、きちんと担当の課としっかり打ち合わせをしながら、必要な人材を配置していただきたいということをお願いしたんですが、課長のほうからもぜひそういう必要な思いがあれば、今十分間に合っているというのであればそれはそれで構いませんけれども、そういうことで仕事をする上で、全うする上で必要な人材、必要な手当があるとなればきちんとお話をしていった順調な仕上がりを私は大きく期待をするものでございますけれども、その点では大丈夫でございましょうか。

○熊谷復興建設課長

うちのほうの復興建設課、18人のうち10人が派遣職員ということになります。あと非常勤がいますので、ほぼ3分の2が派遣非常勤でやっていますが、皆さん非常にモチベーションが高くやる気満々で来てもらっていますので、その点については問題ないというふうには感じてございます。なお、やはり短期間でサイクルが変わりまして年20人近く変わるものですから、その辺ではちょっと苦労している面がありますが、それは課長のマネジメントとして頑張っていきたいというふうに思っています。

○佐藤委員

まあ課長は力があるからマネジメントもちゃんとできるかなというふうに思いますけれども、時には人の力の及ばないというところもありますので、人事部の方ともしっかり打ち合わせをしながら仕事を全うしていただくことを期待いたしまして、頑張ってくださいということで終わります。

○藤原委員

鶴ヶ谷の災害公営住宅なんですけど、これはピロティは考えていないんですね。

○熊谷復興建設課長

ピロティというのは、かさ上げの部分ということでしょうか。

○藤原委員

いわゆる高床式は考えていないと。

○熊谷復興建設課長

鶴ヶ谷地区については、考えてございません。

○藤原委員

それでいいと思うんですが、それでこの間のような津波は早々来ないと思うんですが、た

だ一定 1 階の床は高くする必要はあるのではないかというふうに思っているんですが、その辺についてはいかがお考えですか。

○熊谷復興建設課長

まだ正式に設計、今基本構想の段階なのでまだ基本設計に入っていないですが、数十センチから 1 メートル程度の、先ほど申し上げたとおり、その程度の盛り土で抑えたほうがいいのではないかというふうに今検討しているところでございます。

○藤原委員

さっき堤防補強するから大丈夫だろうと、まあそもそもああいう津波が滅多には来ないと思うんだけど、ただ堤防の工事は、あれ復旧工事でしょう。その前の堤防よりも強めるんではないですよ、たしか。元に戻す工事ですよ。だから、堤防を直すから大丈夫だというのは、ちょっと私は正確じゃないんじゃないかと。ああいう津波が滅多に来ないのは、そりゃわかる。だけれども、補強したから大丈夫だというのはちょっと言い過ぎではないかと。だから、私はやっぱり住む人たちの心情等から考えると、今回鶴ヶ谷地域で被害があったことをきちんと調査をした上で、やっぱりもしものときの周辺の避難の建物になるということもあり得るわけなので、私はその辺は考えたほうがいいのかというふうに思っているんですが。

○熊谷復興建設課長

基本構想の中でちょっと検討していきたいというふうに思っています。

○柳原委員

新田の浄水場跡地なんですけれども、北側に南宮北福室線の代替地という 957 平米があるんですけれども、ちょっと私これ見て、この一部分だけ別にしたのはちょっともったいないなと思ったんですけれども、例えばこれ全体を一区画として使えば、もっと公営住宅をゆったりと建てられるかなという思いもありますし、例えば 1,000 平米近くありますので、そこに集会所なり、小さめの保育所なり、これぐらいあればできるんじゃないかなというような思いもしたんですが、なぜここがここだけ別になってしまったのか、あるいは代替地をほかのところを求めることはできなかったのかなという思いがあるんですが、いかがでしょうか。

○熊谷復興建設課長

確かに柳原委員がおっしゃるとおりなんです、実は震災前からこちらの代替地は地権者に提示をしてございました。実は、資材置き場というふうに書かれている部分、実は南側を提供する形でお話ししていたんですが、災害公営住宅を建設するに当たりまして北側に移動してもらえないかという中でこの代替地の交渉がまとまったものですから、この部分から、資材置き場から南宮北福室線の移転補償の代替地を外すわけにはいかないというふうなことになりましたので、やむを得ずこのような形で北側に代替地があるというふうな状況でございます。

○柳原委員

そういう経過があったということですが、これによって例えば災害住宅の集会室がその分狭くなってしまったとかなんていう影響はなかったんですか。

○熊谷復興建設課長

確かに 1,000 平米近くありますので、確かにそういう共用部分が減少している、また住戸の戸数が何戸か減っているという部分には、確かにそのとおりだと思います。ただ、先ほど申したとおり、代替地のお約束をしている以上、やはりその部分は私どももその約束を守らなければならないということで、やむを得ずこのような形になってございます。

○柳原委員

何かちょっと余りすっきりしないんですが、この場ではこれ以上わからないので、まあ一応ここでやめておきます。

○竹谷委員

鶴ヶ谷の関係。まあ補正予算で一応要望はしておきましたので、それは言いません。今ちょっと聞いていますと、砂押川のそばなんですよね。私は、津波だけじゃなく、多賀城の雨水対策はポンプでいくと。ポンプ排水が基本になっている。そのポンプ排水の一番のメインが砂押川になっているわけ。そうですよね。砂押川のほうへ、下流になりますよね。であると、相当堤防を補強しておかないと、今の気象変化ではどういう量が来るかということは想像できないわけですので、そういう意味を含めて砂押川のこの堤防の補強なり、それから県で補強できないのであれば、鶴ヶ谷、この住宅を建設する上に立って土盛りを相当しておいて、この堤防の補強をできるような体制をつくっておかないとまずいのではないかなというふうに思うんですけれども、そういうところも視野に入れて基本計画を立てていかないと、建てたはいいけれども、大雨で大変なことになるということもあり得ると思うので、ここは、こんなこと言っちゃ悪いですが、地権者に申しわけないんですけれども、ここは大雨が降るとね、いつも床下なり床上になってその対策でポンプ場をつくっているわけですが、そのポンプ場から投げ出す排水路は砂押川であるということを考えれば、もっとも砂押川の堤防の補強というものをある程度考えた中で計画をしていかないとまずいんじゃないかなというふうに思うんですけれども、いかがでしょうか。

○熊谷復興建設課長

土盛りというか土の盛り土につきましては、実現が可能かどうかも含めて災害公営住宅の基本設計というのをやっていますので、その中で可能性だったり現状というのを把握しながら、ちょっと調査をしたいというふうに思っています。

○竹谷委員

津波だけでなく、やはり大雨ということも考えながら進めていかなきゃいけないというのが多賀城の地形だと思いますので、よろしく検討していただきたいと思います。

○深谷委員長

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異

議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○深谷委員長

御異議なしと認めます。

これより議案第 26 号 平成 25 年度多賀城市災害公営住宅整備事業特別会計予算を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○深谷委員長

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

● 議案第 27 号 平成 25 年度多賀城市国民健康保険特別会計予算

○深谷委員長

次に、議案第 27 号 平成 25 年度多賀城市国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

● 歳入歳出一括説明

○深谷委員長

それでは、歳入歳出一括説明を求めます。

○高橋国保年金課長

それでは、資料 9 の 50 ページをお願いいたします。

平成 25 年度国民健康保険特別会計予算資料に基づきまして、予算編成に係る主なものについて御説明を申し上げます。

初めに、医療費の推計でございますが、基本的には前 3 力年の実績から算出をしております。

積算の詳細につきましては、表の下に※印で記載をした内容となりますので、ごらんいただきたいと思っております。

なお、資料の読み上げにおきましては、款、項、目及び財源内訳は省略をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

それでは、1、一般被保険者医療費の推計(1)歳出の若人でございます。表の 25 年度の欄で申し上げます。被保険者数の年度平均が 9,692 人、被保険者 1 人当たりの診療費用額、入院が 7 万 375 円、入院外が 7 万 9,165 円、歯科が 2 万 1,913 円、計が 17 万 1,453 円、診療総額が 16 億 6,172 万 2,000 円でございます。

次に、前期高齢者でございますが、こちらも 25 年度の欄で申し上げます。被保険者数の年度平均が 4,953 人、被保険者 1 人当たりの診療費用額、入院が 20 万 2,854 円、入院外が 17 万 8,075 円、歯科が 3 万 4,892 円、計が 41 万 5,821 円、診療総額が 20 億 5,956 万 1,000 円でございます。

次の表が平成 25 年度推計です。若人に前期高齢者を加えたものでございます。表の左側から順に合計の欄で申し上げます。診療費総額が 37 億 2,128 万 3,000 円、調剤等支給額は 9 億 9,889 万 9,000 円で、これは診療費総額に調剤等支給割合を乗じたものでございます。療養の給付費支給額は 47 億 2,018 万 2,000 円で、これは診療費総額に調剤等支給額を加えたものでございます。次の公費負担はありませんので、同額が医療費になります。療養費は 8,008 万 6,000 円で、これは医療費に療養費支給割合を乗じたものでございます。保険者負担額は 39 億 4,011 万円で、これは医療費と療養費の計に保険者負担率を乗じたもので、これが一般被保険者に係る保険給付費でございます。

次のページをお願いいたします。

(2) 歳出(保険者負担額)の内訳でございますが、一般被保険者療養給付費は前のページの E 欄の療養給付費支給額に実績給付率を乗じたもので、35 億 5,429 万 8,000 円でございます。

療養費は、H 欄の療養費に実績給付率を乗じたもので、6,030 万 5,000 円でございます。

高額療養費は、療養給付支給額と療養費を加えた金額に実績給付率を乗じたもので、3 億 2,550 万 7,000 円でございます。

高額介護合算療養費は、250 万円を計上させていただいております。

移送費は科目設定でございます。

次に、(3) 療養給付費負担金、一般被保険者に係る歳入でございます。算出式は記載のとおりでございますが、それぞれの負担割合につきましては、国庫負担分は 100 分の 32、国庫補助分につきましては過去の実績を勘案いたしまして 100 分の 11、県補助分につきましては 1 号交付金といたしまして 100 分の 6 により算出をしております。それによりまして、①国庫負担分が 7 億 1,445 万 7,000 円、②国庫補助分が 2 億 4,559 万 5,000 円、③県補助分が 1 億 3,396 万 1,000 円でございます。

次のページをお願いいたします。

2 の退職被保険者等医療費の推計でございますが、算定の基本的な考えにつきましては、一般被保険者と同じでございます。

(1) 歳出医療費の推計でございますが、表の 25 年度の欄で申し上げます。被保険者数の年度平均が 1,044 人、被保険者 1 人当たりの診療費用額、入院が 18 万 1,493 円、入院外が 18 万 3,575 円、歯科が 3 万 77 円、計が 39 万 5,145 円、診療総額が 4 億 1,253 万 1,000 円でございます。

次の表が平成 25 年度推計です。推計の方法は、先ほどの一般被保険者と同様でございますが、表の右端の保険者負担額、これは 4 億 5,575 万 7,000 円でございます。

次に、(2) 歳出保険者負担額の内訳でございますが、これも先ほどの一般被保険者と同じくそれぞれの金額に実績給付率を乗じたもので、退職被保険者等療養給付費が 4 億 70 万円、療養費が 491 万 7,000 円、高額療養費が 5,014 万円、高額介護合算療養費が 50 万円、移送費は科目設定でございます。

次の(3)歳入の算出、療養給付費交付金ですが、これは退職被保険者等に係る歳入でございます。現年度分と過年度分を加えた合計で4億4,946万4,000円でございます。

次のページの3、後期高齢者支援金の算出からでございますが、これ以降につきましては、いずれも算出式を記載してございますので大枠の説明とさせていただきます。詳細につきましては、後ほど御確認いただきたいと思います。

それでは3、後期高齢者支援金の算出でございますが、(1)後期高齢者支援金と(2)病床転換支援金を加えた金額が(3)になります。8億6,215万4,000円でございます。

(4)と(5)は事務費拠出金で合計が(6)になります。5万9,000円でございます。

(7)は後期高齢者支援金負担金、歳入でございます。それぞれの負担割合を乗じまして、①の国庫負担分が2億5,286万円、②の国庫補助分が8,692万円、③の県補助分が4,741万1,000円でございます。

次に、4の前期高齢者納付金の算出でございます。(1)前期高齢者納付金が53万6,000円、(2)前期高齢者事務費拠出金が5万7,000円、(3)は前期高齢者交付金、歳入でございます。14億1,316万6,000円でございます。

次のページをお願いいたします。

5の介護納付金の算出でございます。(1)介護納付金は3億6,272万円でございます。

(2)介護納付金負担金、こちらは歳入でございますが、それぞれの負担割合を乗じまして、①の国庫負担分が1億1,607万円、②の国庫補助分が3,989万9,000円、③の県補助分が2,176万3,000円でございます。

⑥の高額医療費共同事業医療費拠出金の算出でございます。(1)の拠出金は、実績等に基づきまして国保連合会から示された金額でございます。1億8,455万5,000円でございます。(2)は、高額医療費共同事業に対する負担金でございます。国、県それぞれ医療費拠出金の4分の1の4,613万8,000円でございます。

次の7、保険財政共同安定化事業拠出金の算出でございます。この金額も国保連合会から示された金額でございます。6億2,354万6,000円でございます。

以上で予算資料の説明を終わらせていただきます。

次に、予算書について御説明をいたしますので、資料8の29ページ、30ページをお願いいたします。

歳出から御説明をいたします。

1款1項1目一般管理費2,860万円は一般事務に要する経費で、主なものは、13節委託料で電算業務委託料として国保連合会関係分と本市の国民健康保険システム業務に係るもの、それからレセプト点検業務委託に係るものでございます。

2目団体負担金477万円は、国保連合会への一般負担金でございます。

○木村収納課長

2項1目賦課徴収費で4,591万3,000円の計上でございます。

初めに、説明欄、収納課関係で1、国民健康保険税収納管理事業1,946万3,000円でご

ございますが、国民健康保険税の滞納整理事務に係る非常勤職員 6 名分の報酬、共済費、郵送料等の役務費が主なものでございます。

2、滞納管理システム運用事業では、リース料として 500 万 8,000 円を計上しております。

3、訪問勧奨収納事業では委託料として昨年同様 1,801 万 4,000 円を計上してございます。

次のページをお願いいたします。

○高橋国保年金課長

次に、国保年金課でございます。1、国民健康保険税賦課事業で 342 万 8,000 円でございますが、これは国保税納付書の印刷や郵送に係る経費でございます。

3 項 1 目運営協議会費 41 万 7,000 円は経常経費でございます。年間 5 回の会議開催を予定しております。

4 項 1 目趣旨普及費 63 万円は、窓口業務や保険証の更新時に配布するパンフレット等に係る経費でございます。

2 款の保険給付費でございます。初めに、前年度との比較について総括的に御説明をいたします。31 ページの 2 款保険給付費の表の本年度予算額は 44 億 5,526 万円でございます。前年度予算額は次の欄になりますが、41 億 8,729 万 9,000 円でございますので、金額にいたしますと 2 億 6,796 万 1,000 円の増加で、率にいたしますと当初予算比で 6.4%の増加となるものでございます。

また、ここに記載はございませんが、平成 24 年度保険給付費の最終見込み額との比較を御紹介いたしますと、最終見込み額は一部負担金免除が実施されている関係がございまして 47 億 7,402 万 5,000 円でございますので、金額で 3 億 1,876 万 5,000 円のこちらは減額、率にいたしますと 6.7%の減少となるものでございますが、なお 24 年度保険給付費から一部負担金免除見込み額、これを差し引きました保険者負担見込み額との比較では 1 億 2,574 万 9,000 円の増加で、率では 2.9%の増加を見込むものでございます。

次のページをお願いいたします。

2 款 1 項 1 目一般被保険者療養給付費から 4 目退職被保険者等療養費までは、先ほど資料で御説明いたしましたので省略をさせていただきます。

5 目の審査支払手数料 1,065 万円は、国保連合会に対するレセプト審査支払事務委託料でございます。

次の 2 項高額療養費と次のページになりますが、3 項の移送費につきましても、先ほどの資料で御説明いたしましたので省略をさせていただきます。

次に、4 項 1 目出産育児一時金 4,032 万円は、1 件当たり 42 万円で 96 件分を計上しております。

2 目支払手数料につきましても、96 件分の手数料でございます。

次のページをお願いいたします。

5 項 1 目葬祭費 540 万円は、1 件当たり 5 万円で、108 件分の計上でございます。

3 款の後期高齢者支援金等、次の 4 款の前期高齢者納付金等につきましては、先ほどの資料で御説明いたしましたので省略させていただきます。

次のページをお願いいたします。

5 款 1 項 1 目老人保健事務費拠出金につきましては、4 万 1,000 円の計上でございます。

次に、6 款の介護納付金、それから 7 款共同事業拠出金につきましても、先ほどの資料で御説明いたしましたので省略させていただきます。

次のページをお願いいたします。

8 款 1 項 1 目保健衛生普及費で 1,954 万 3,000 円でございます。1、保健衛生普及事業で 965 万円ですが、19 節負担金、補助及び交付金が主なものでございます。この検診負担金は、国保加入者の胃がん検診、大腸がん検診、子宮がん検診など 9 種類の検診に係る負担金で、延べ 6,210 人の自己負担金の助成を見込んでございます。

2 の脳検診助成事業ですが、40 歳から 5 歳ごとに 70 歳までの国保加入者を対象といたしまして、1 人当たり 1 万円を補助するものでございまして、500 人分で 500 万円とそのほかに事務費経費を見込んでございます。

次の、3 の医療費通知事業 461 万 2,000 円は、医療費通知 6 回分とジェネリック医薬品差額通知 2 回分を見込んだものでございます。

○長田健康課長

2 目特定健診事業費 2,663 万 4,000 円の計上でございます。メタボリックシンドロームに着目した特定健康診査を実施するものでございまして、主なものは、13 節委託料の 2,630 万 4,000 円で、国保連合会への特定健診等のデータ処理料が 106 万 6,000 円、塩釜医師会への特定健診委託料が 2,329 万 7,000 円で、4,393 人の受診を見込んでございます。

3 目特定保健指導事業費で 976 万 1,000 円の計上でございます。特定健康診査の結果に応じて階層化をし、積極的支援、動機づけ支援等の保健指導を実施するものでございます。

次のページをお願いいたします。

主なものは、1 節の報酬 226 万 9,000 円で指導に従事する非常勤職員、それに 13 節委託料の 706 万 3,000 円で、積極的支援 60 人、動機づけ支援 160 人の計 220 人を見込んでございます。

○高橋国保年金課長

次に、9 款 1 項 1 目基金積立金 14 万 8,000 円は財政調整基金の積み立て利子でございます。

次に、10 款 1 項 1 目利子 12 万 4,000 円は、一時借入金が生じた場合の利子でございます。

○木村収納課長

次のページをお願いいたします。

11 款 1 項 1 目一般被保険者保険税還付金 900 万円及び 2 目退職被保険者等保険税還付金 50 万円は、保険税の過誤納還付金でございます。

3 目一般被保険者保険税還付加算金、4 目退職被保険者等保険税還付加算金、5 目償還金につきましては、いずれも科目設定でございます。

○高橋国保年金課長

11 款 2 項 1 目一般会計繰出金は科目設定でございます。

次の 12 款 1 項 1 目予備費は 1,102 万 8,000 円でございます。

以上で歳出の説明を終わります。

次に、同じ資料の前の 15 ページ、16 ページをお願いいたします。

歳入でございます。

1 款 1 項 1 目一般被保険者国民健康保険税につきましては、12 億 8,375 万 3,000 円でございます。

節ごとに申し上げますと、1 節医療給付費分現年課税分が 8 億 8,032 万 7,000 円、2 節後期高齢者支援金分現年課税分が 2 億 4,959 万 1,000 円、3 節介護納付金分現年課税分が 7,840 万 4,000 円で、いずれ収納率は 91%を見込んだものでございます。4 節医療給付費分滞納繰越分 5,693 万 6,000 円、5 節後期高齢者支援分滞納繰越分 1,274 万 9,000 円、6 節介護納付金分滞納繰越分で 574 万 6,000 円につきましては、収納率を 15%に見込んだものでございます。

次に、2 目退職被保険者等国民健康保険税は 1 億 4,927 万 4,000 円でございます。

こちらも節ごとに申し上げますと 1 節医療給付費分現年課税分が 9,389 万 7,000 円、2 節後期高齢者支援金分現年課税分が 2,652 万 1,000 円、3 節介護納付金分現年課税分が 2,315 万 6,000 円で、いずれも収納率を 98%に見込んだものでございます。

4 節医療給付費分滞納繰越分 389 万 7,000 円、5 節後期高齢者支援分滞納繰越分 94 万 7,000 円、6 節介護納付金分滞納繰越分 85 万 6,000 円につきましては、収納率を 20%に見込んだものでございます。

これにより、国民健康保険税の合計額は、14 億 3,302 万 7,000 円となりまして、前年度当初予算と比較しますと、金額で 6,037 万 9,000 円の減少、率では 4.0%の減となるものでございます。

次のページをお願いいたします。

○木村収納課長

2 款 1 項 1 目督促手数料は、前年同額の 100 万円を計上してございます。

○高橋国保年金課長

次に、3 款 1 項 1 目療養給付費負担金 10 億 8,338 万 8,000 円でございます。1 節現年度分 10 億 8,338 万 7,000 円につきましては、先ほど資料で御説明いたしましたので省略をさせていただきます。2 節過年度分につきましては科目設定でございます。

2 目高額医療費共同事業負担金につきましても、先ほどの資料のとおりでございます。

○長田健康課長

3 目特定健診負担金で 611 万 8,000 円の計上でございます。40 歳から 74 歳までの特定健康診査の受診見込み者数 4,393 人に係る国庫負担金でございますが、国の基準額に受診見込み者数を乗じて算出しております。負担割合は 3 分の 1 でございます。

4 目特定保健指導負担金で 66 万円の計上でございます。特定保健指導事業の指導見込み者数 220 人に係る国保負担金でございますが、動機づけ支援と積極的支援の負担基準額にそれぞれの指導見込み者数を乗じて算出しております。負担割合は 3 分の 1 でございます。次のページをお願いいたします。

○高橋国保年金課長

2 項 1 目財政調整交付金 4 億 1,741 万 4,000 円でございます。1 節普通調整交付金でございますけれども、これは先ほどの資料で御説明いたしましたので省略をさせていただきます。2 節特別調整交付金は 4,500 万円でございますが、これはその他特別な財政事情に該当するものとして計上をしているものでございます。

4 款 1 項 1 目療養給付費交付金と次の 5 款 1 項 1 目前期高齢者交付金、それから、次のページをお願いいたします。6 款 1 項 1 目高額医療費共同事業負担金につきましては、先ほどの資料で御説明をいたしましたとおりでございます。

○長田健康課長

2 目特定健診負担金で 611 万 8,000 円の計上でございますが、これは特定健診事業の県負担金で、先ほど御説明申し上げました国庫負担金の算出と同様でございます。

3 目特定保健指導負担金で 66 万円の計上でございます。これも特定保健指導事業の県負担金で、こちらも国庫負担金の算出と同様でございます。

○高橋国保年金課長

次に、2 項 1 目財政調整交付金 2 億 8,613 万 5,000 円でございますが、1 節財政調整交付金説明欄 1 の 1 号交付金につきましては、先ほどの資料のとおりでございます。

説明欄の下の行になりますが、2 号交付金、こちらにつきましてはレセプト点検や経営状況等良好などに係る交付金で 8,300 万円を見込んでおります。

2 目乳幼児医療費補助金 246 万 4,000 円は、県の事業運営強化補助金で、当該事業見込み額に係る 2 分の 1 でございます。

次のページをお願いいたします。

7 款 1 項 1 目高額医療費共同事業交付金 2 億 455 万 5,000 円と 2 目保険財政共同安定化事業交付金 6 億 5,354 万 6,000 円は、高額医療費に対する国民健康保険団体連合会からの交付金でございますが、これまでの収納状況を考慮いたしまして金額を見込んでございます。

次に、8 款 1 項 1 目利子及び配当金 14 万 8,000 円は財政調整基金の利子でございます。

次に、9 款 1 項 1 目一般会計繰入金は 5 億 9,225 万 5,000 円でございます。1 節保険基盤安定繰入金 2 億 6,915 万 4,000 円は、保険税軽減分と保険者支援金に係るものでござ

ざいます。

次に、2 節職員給与費等繰入金 7,933 万円は、歳出の 1 款の事務経費に充てるものでございます。3 節出産育児一時金繰入金 2,688 万円は、歳出 2 款の出産育児一時金の 3 分の 2 でございます。4 節財政安定化支援事業繰入金 3,008 万 1,000 円は、保険財政安定化に係るものでございます。次に、5 節その他一般会計繰入金は 1 億 8,681 万円でございます。説明欄 1 の乳幼児医療費分で 246 万 4,000 円は、県の乳幼児医療費助成事業運営強化補助金と同額でございます。次の 2 の国民健康保険特別会計財政支援分でございますが、これは国民健康保険特別会計の財源不足額に対しまして一般会計から財政支援をいただくものでございますが、当初予算では 1 億 8,434 万 6,000 円の繰り入れを見込むものでございます。この財源不足額に対する補填につきましては、今後の保険給付費の支払いの状況や国庫負担金を初めといたします歳入の見込みなどによりまして変更いたしますことから、確定で繰り入れをするものではなく、最終的に発生した赤字、不足額に対して繰り入れをするものでありますことを御承知いただきたいと思っております。

次のページをお願いいたします。

10 款 1 項 1 目療養給付費交付金繰越金と 2 目その他の繰越金につきましては、科目設定でございます。

○木村収納課長

11 款 1 項 1 目一般被保険者延滞金は、前年度同額の 100 万円を計上してございます。

2 目退職被保険者等延滞金につきましては、科目設定でございます。

○高橋国保年金課長

2 項 1 目市預金利子につきましても科目設定でございます。

3 項 1 目一般被保険者第三者納付金は、200 万円を計上しております。

次のページをお願いいたします。

2 目退職被保険者等第三者納付金は 50 万円、3 目一般被保険者返納金は 10 万円を計上しております。

4 目退職被保険者等返納金と 5 目の雑入は、科目設定でございます。

以上で国民健康保険特別会計の説明を終わらせていただきます。

○深谷委員長

ここで、休憩といたします。再開は 2 時 10 分。

午後 1 時 58 分 休憩

午後 2 時 08 分 開議

○深谷委員長

それでは、再開いたします。

● 歳入歳出一括質疑

○深谷委員長

これより歳入歳出一括質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

○佐藤委員

国保のところで被災者の医療費の負担分の無料化について適正な項目がなかなかないんですけれども、ここで議論をしないわけにはいきません。予算委員会の中でやらせていただきたいというふうに思います。強いて言えば、資料 9 番の 50 ページの一般被保険者医療費の推計というところで米印の一番下、25 年度平均の 1 人当たり診療費用額は、震災の影響額を除いた診療費の伸びになっていますというような算出をしたというようなところでございますけれども、ここに沿って質問をしたいと思います。

医療費の一部負担金、介護保険料利用料の減免の延長については、一般質問でも私取り上げさせていただきました。市長は、答弁の中で減免は必要で、国に全額負担を求めていくという態度でございましたけれども、これまでも市長会などで要望しているとも述べておられましたが、国の態度は今どうなのか、そして県の態度はどうなのかという現状を報告いただきたいと思います。

○高橋国保年金課長

一般質問のほうで御回答申し上げたその後の経過についてでございますが、国の方の財政支援、この 10 分の 8、これは変わらないようでございます。それから、今 24 年度で継続しております 10 分の 2 の県のほうの支援でございますが、これは県のほうで過日県議会のほうで知事からも発言があったようなんですけれども、2 割負担、引き続き財政支援することは大変困難な状況であるというようなことで回答といたしますかそういった回答のみで、実際に本通知と申しますかそういった通知のようなものでのできないの回答はまだ来ておりませんが、なお大変難しいというような回答を得ております。

○佐藤委員

もう 3 月半ばに差しかがろうとしています。その中で県がまだ通知を出し切れないというのは、迷っているのかなというところでちょっとそういう気持ちにもなりかねないんですけれども、だからこそ被災自治体の多賀城市としては、改めて大きく県に迫っていくことが大事だというふうに思うんですね。市長は、この来年 25 年度からもしかしたら支援がなくなるかもしれないというところで、このことが被災者にとってどのような影響があるのか調査をしろということを担当に指示をしていますでしょうか。

また、多賀城市で残りの 2 割を負担するとしたときにですよ、その財源の手当てをどうしたらいいのかということを担当に検討させたというようなことはあるのでしょうか。

○高橋国保年金課長

県が 2 割負担、今しておりますけれども、これを全く難しいよといった場合の本市での国保での負担金額がいかほどになるかということの検討は、実際しております。ちょっと金額御紹介申し上げます。24 年度の見込み額で申し上げたいと思います。一般の被保険者で一部負担金免除額が大体 3 億 9,700 万円ほどになります。それから、退職被保険者ですと、こちらが 4,750 万円ほどになります。そのうち国の財政支援の対象、こちら一般被保険者

のみとなりますので、一般被保険者、国の10分の8を除きますと10分の2ですね、これが約7,900万円です。それから、退職分は全く見られませんので、4,700万円が丸々本市の国保会計で負担する金額となりますので、合計いたしますと約1億2,700万円ぐらいですかね、そのくらいの負担になるというふうに今検討した結果、そのような数字が出ております。

○佐藤委員

それから、患者への。(「佐藤委員、もう一度お願いします」の声あり)2つ聞いていますよ、私は。その負担をするとすると、被災者にとってそのことがどのような負担感につながっていくのかというあたりでサンプルをとって、この人はどういうふうな状況になるのかなというような検討はしましたかということをお聞きしていました。

○高橋国保年金課長

個人個人でいろいろケースがあるかと思えますけれども、ちょっと今御質問いただいたのに回答になるかどうかちょっと不安なところもございますけれども、例えば被災された方、免除証明書を持って受診された方と、それからもう免除証明書を持っていらっしゃる方、一般の方ですね、この方々の受診の件数をちょっと比較してみたものがございまして、23年度と24年度との比較なんですけれども、そうですね、23年度から比べまして24年度、これは震災以外の方々、被災した以外の方々、大体23年度と比べまして35%ほどちょっと受診件数といいますかセプト枚数が減ってございます。一方、震災、被災を受けた方々なんですけれども、23年度と24年度を比較いたしますと大体1.5倍くらいのセプト枚数になっているというところございまして、この方々の免除が打ち切られるということになりますと若干受診控えというのが出てくるのかなというような気もいたしております。

○佐藤委員

出てくるのかなではないんです。出てくるのです。私の知り合いも仮設住宅にもたくさんいますけれども、やっぱり国保に加入している人たちというのは、一定のまあそんなにお金のある方はいませんよね。そして、仮設住宅にいたるとなれば、これからのお金がかかるところで一生懸命節約もしていかなきゃならないところに医療費の無料化というのは本当に助かっていると、そういう状況をお話ししていらっしゃいました。それで、これがなくなるとなると1週間にお薬をもらっているいろんなことをすると約5,000円ぐらいかかるんだというようなお話ですよ。それにプラス交通費なんかがかかたりすると、何かを切り詰めなければならぬと。そういうお話が本当に1人や2人でなく聞かれるわけですよ。そういう中で、やっぱり続けていくこと、この今の事業を続けていくことが大事だというふうに私は思うんです。昨年9月からことし3月までは、県のイニシアチブで減免を延長してまいりました。減免の延長は、県が大きな役割を担っております。自治体の間で減免を受けられる被災者とそうでない被災者が生まれないようにしていくことが県の責任です。聞くところによりますと、県は寄せられた寄附金などを地域整備推進基金に入れて、これは何にでも使

える基金だそうですけども、これが100億円ぐらいに今なっているというふうにお聞きしました。これを取り崩せば一定の財源を確保できるのと県議会では議論になっているようでございます。県の財政規模からいえば、これから先何年も減免を続けろと言っているわけではありませんので、少なくとも来年度実施していくための必要な財源は生み出すことができるというふうに私どもは考えて県議会でもそういう活動を頑張っております。市長として減免の延長に県が財政の面でもイニシアチブを発揮するように強く県知事に求めていくべきだと思うんですけども、いかがですか、市長。

○菊地市長

今おっしゃったように、県知事のほうに強く訴えていきたいというふうに思っております。

○佐藤委員

さっきも言いましたけれども、多くの被災者の方々が、特に収入の低い方たちは大変なんです、医療費で。自立に向けて頑張るための健康を取り戻していくという点では、やっぱりこの医療費をもとに戻してしまうというのは、この1年ぐらいは本当に残酷なことだなというふうに思います。多賀城市民の命と健康を守るためには、何よりも責任を、そのトップに立つ市長がしっかりその立場に立っていかなければこれは実現できないというふうに思うのです。今、県知事には働きかけていくとおっしゃっていましたが、例えば県が1割なら出してもいいよと言ったときに、多賀城は残りの1割を負担するというような気持ちはおありになりますでしょうか。ほかの、よその自治体では、県が1割出すならば当市も1割何とか頑張って出そうというような意思表示をしているところもあるかに聞いておりますけれども、市長の今のお気持ちをお聞きいたします。

○高橋国保年金課長

例えばその2割のうち1割を県のほうで補助を出すと、1割が本市の国保会計のほうで負担をするということになりますと、ちょっと数字だけ紹介をさせていただきたいと思えます。先ほども申し上げました1億2,700万円のうち、退職被保険者分はもう初めから財政支援のほうが入ってございませんので、4,700万円ほどはそのまま負担することになります。一般被保険者、7,900万円が2分の1になるというような考えからいきますと、これが8,700万円くらい、これ本市の国保会計での負担ということになります。

○佐藤委員

負担はわかりました。市長はどう思いますかと聞いているんです。

○菊地市長

かなりきついですね。きついです。

○佐藤委員

いや、きつくてもやるんだかやらないんだかということを聞いているんですよ。

○菊地市長

ちょっと難しいと思います。

○佐藤委員

要するに、できないというような思いで今はいっぱいのですけれども、国や県に働きかけていくためには、多賀城市はそうしてでもやるというような姿勢を示していくことが大事ではないでしょうか。多賀城市はやるんだから、国や県でもっと頑張ってもらいたいということを示していくということが国、県を動かす力になるんだと思うんですけれども、それでも無理ですか。

○鈴木保健福祉部長

先ほどちょっと1つ2つ前の質問にもかぶるかと思うんですが、市長のほうからは、何とか住民の方々の生活を支援するように何か手だてはないかというふうなことで少し考えてみるというふうなことの指示があって、いろいろそういった一般財源で補ったら幾らかかるかとかさまざまなことを挑戦してみたといいますか、最終的にはやはり国や県に求めていくというふうなところに落ち着くわけなんですけど、実は一つこういうことがあります。今、市長は、仮設住宅を今訪問させていただいております。この議会が終わりましたらまた歩く予定でいるんですが、その仮設住宅でも、何とか市長さん続けてくださいというふうな声を市長は直に聞いておりますので、そういった声を聞いて私たち職員のほうに指示があったということで、1つはいわゆる現在は現物給付というふうなことで行っているんですが、じゃ被災された方が一旦10割払うから、8割が償還払いにしてちょうだいよというふうなことも、国は8割出すと言っているんですから、ぜひそういうふうな裁量権を市町村に認めてもらえないかというふうなことで、県を通じて国にかけ合ってくれというふうなことで、要は8割は国で出すと言っているわけですからね、それぞれの市町村の財政規模によっては、やはり2割負担をすることができないというふうなことも想定されますので、10割というのは基本なんですけれども、被災された方々にしてみれば、最悪8割国が出すと言っている分だけでももらってちょうだいよというふうな要求が出るのは当たり前だというふうに思いまして、一応これは県の指導班長を通じて確認をしていただきました。国のほうの見解としては、これは無理だと。現物給付、いわゆる10割多賀城市のほうで、さっき佐藤委員がおっしゃいましたように県が1割、もしくは市町村が1割で全部10割で現物給付というふうな形になるか、県が2割を出して現物給付になるか、これは現物給付以外は8割の用途については認めないという見解を出しています。したがって、私たちとしましても、いろんな角度からせつかく国が使っていいよと言ったものを有効活用できるように試みてはいるんですが、なかなか前進しないというのが現状でございます。

それから、実は、今県のほうでも、県議会の中で大分議論されているようですが、これまでいわゆる8割の負担があったときに、市町村は継続しますかしませんかという調査が来ていました。多分、これ県のほうでもいろいろ対応しようという思いがあるのかどうかちょっとわかりませんが、実はきのう付で第2回目の意向調査というのが来ています。この2割の部分については、県としては引き続き財政支援することは困難な状況になっていますということを前提にして、もう一度市町村に継続しますかどうかというふうなことを15日まで回答くださいというふうな調査物が来ています。この意図がどこにあるのかはちよ

っとまだはっきり、きのうの通知だったので、改めて県のほうに今確認しようというふうなことでやっていますが、できる限り県内統一をしないとできづらいというふうなこともありますので、そういう意味ではこれからも粘り強く県や国に対してぜひとも継続していただくように要望を続けていくことについては、これは変わりありませんので、よろしく願いしたいと思います。

○佐藤委員

国が8割出しても、自治体が残りの2割を負担しなければ国は出さないよというのは、そういう制度だというのはお聞きいたしました。結局それは絵に描いたもちになるわけですよね。被災者の皆さんにただぬか喜びさせただけの話で。そんなことしていいんでしょうかと私は思いますよね。アリバイをつくっただけの話で、25兆円の予算をつけてですよ、そして面倒見ますと言っておいて、結果的には自治体見ないからできませんというんでは、これは裏切り行為でしかないじゃないですか、被災者を。まあ皆さん方責めてもしようがないんですけども、そういう意味では、やっぱり自治体がここは苦しくても頑張っ、やるから国出せと言って、そして代行した分、お金出した分は後で国、県から返してもらえばいいだけの話ですから、やっぱりここは自治体が踏ん張るというところに立つということが大事なことでないんでしょうかね。県の態度は、本当にけしからんと思います。県に迫っていくということがうんと大事なことだというふうに思うのですが、改めてどうですか。

○鈴木保健福祉部長

これは繰り返しの回答になるかもしれませんが、万が一多賀城市が2割出したと、そして実施したとすれば、多分国は、ああ2割出せたんだねというふうなことで、もうそれで全部終わっちゃうんじゃないかなという気がします。私たちとしては、やはり国のほうで予算化したものが全然使えない、今委員がおっしゃいましたように絵に描いたもちだというふうな、全く私たちもそれと同じような考えを持っています。したがって、国とは、これからはできるだけ10割出していだけるよう、または県が2割出していだければそれはそれでよろしいんですが、そういった方向性を目指して私たちはこれからは国や県のほうに対して強く要望してまいりたいというふうに思って、この前の一般質問の回答もそういう意味合いからさせていただいたというふうなところでございますので、ぜひ御理解をいただければというふうに思います。

○佐藤委員

私、これお話を、質問つくりながら、沢内村の深沢村長の話をお聞きしてました。国から訴えられるのを覚悟で村は無料化に踏み切ったわけですよ、医療費の。それが結果最終的には後年評価されたわけですけども、やっぱり時の首長はそういう立場に、しっかり住民の命と健康を守るという立場に、しかもこれからまだ4年も5年も続けるという話ではないわけで、一般財源を投入してでも、ここ1年は頑張ってみるから国も県もそういうことで迫るということがうんと大事なことだというふうに、それで見られたんだから見ておしまいだというような政府は、それはもう何をかいわんやですよ。ここにもその政府を支えて

いる方たちがたくさんいますけれども、そういう方たちの力もかりて頑張っていくべきだというふうに思うんですが、いかがですか。改めて、市長。

○菊地市長

まずは、県のほうに強く働きかけ、また市町村長等と一緒に頑張ってみたいというふうに思っています。

○佐藤委員

連携する首長さんたちと力を合わせて頑張っていたきたいというふうに思います。私たちも、県レベルで全力で頑張りたいというふうに思いますので、まあこれ以上詰めてもいい返事は出てきそうもないのでやめますが、そういう立場に被災者は、国、県に働きかけるとは言ってもですよ、もう4月になるんですよ。そうするともう実質的に3割払わなきゃない、医者に、命を守るためには医者に行かなきゃないわけですから、そうするともうやっぱり受診控えが起きたり、さまざまなことが起きてくるということでは、やっぱり復興に向かって自立していくためには大きなマイナスになります。これは、国保会計、一般財源を投入したところの比でないような負担になるかと思えますよ。ぜひそれをとにかく取りあえず4月から面倒見ている、そしてあとは国と県としっかり頑張って交渉していくと、あらゆる力をかりて交渉していくという立場に立つことがうんと大事なことだというふうに思いますので、そういうふうなことを言って終わります。

○藤原委員

2点伺いたいと思います。自民党政権になって東日本大震災の復興予算が19兆円から25兆円に6兆円ふやされました。6兆円も予算をふやしたら、こんな金は何でもないと思うんですよ。どういうふうに説明しているんですかね。6兆円もふえていて何でこういうのにはお金が出せないのかというのが不思議でならないんですけども、そこは政府が何と言っているのかということなんですが。

それから、もう一点は、まあ市町村は無理だよと。だから国や県で何とかしてほしいというふうに言ってきたのは、とりあえずそういうふうに言っておかないと国や県からお金を出せないという思惑があったのかもしれないんだ、それはね。皆さんの作戦として。だけれども、この期に及んでは落とすところになると。国は8割出すと言っていると。県も大変だと言っているんだけど、県もできれば国から金引き出したいと思っているのかもしれない。だから、この期に及んでの落とすところとなったら、県も国が8割出して残りの半分は県が出す、残りの半分は市町村が出すというあたりがやっぱり落とすところになるんじゃないかと。だから、市長は、半分は持つ気あるから県も出してくれというあたりが実際のところの落とすところになるんじゃないかなというふうに思っているんですが、その2点について。6兆円も復興予算がふえるのに、何でこんな金出せないのかという、政府は何で説明しているのかということと、現時点での現実的な対応とすればそれしかないんじゃないかというその2点についてお答えいただきたいと思います。

○鈴木保健福祉部長

まず、政府の見解というふうなことでございますが、これは国のほうの通知その他を見る限りでは、この半年間、80%、いわゆる8割負担というふうなことで被災者支援をしてきたと。その被災者支援をしてきたことを継続しますと。8割をこのまま継続して支援をしていきますと。その予算を獲得しましたと。これまでどおりその2割については地方負担で何とかしてほしいという——何とかしてほしいというふうな文言は実際記載されておりませんが、国の見解としてはあくまでも被災者支援として最初は10割だった、それを今度8割にした、そしてその8割をさらに延長しますよというふうなことの通知だけでございますので、その思惑、その考え方の根底にあるものについては、多分そのことだけなんだろうなというふうに思っています。

それから、落としどころというふうなお話でしたが、これは一市町村だけで、例えば多賀城市が1割を負担しますよと言っても、県内が同一歩調を歩まなければこれはできないというふうな問題がございます。したがって、今回県のほうでは、今藤原委員がおっしゃいましたように、県も国で出すと言っていることを市町村、地方自治体が10割出さなきゃやらないよというふうなことで、そのある意味では余波といいますか被害が被災者の方に行くというふうなことがこれはできるだけ私たちも避けたいという思いは一緒ですので、多分県もその辺1対1のそういったことを考えていらっしゃるのかもしれませんが、多賀城市としましては、市長が先ほどお答えしましたように、できれば今までどおり県のほうで2割を出していただきたいというふうなことで今回回答をしようかなというふうには私は思っていたところなんですけれども、なおこの回答は3月15日まで回答するというふうなことになってまだ内部の打ち合わせをしておりますので何ともあれですが、できればやはり県のほうでこれまでどおり、また2割を負担していただいて何とか実施していただきたいというのが多賀城市からの回答というふうなことで出したいなというふうな思いでございます。以上です。

○藤原委員

政府のお金を引き出すことについては、やっぱり6兆円も復興予算をふやすのに何でこの程度の金出せないのという声が被災者からいっぱい出ていますよと、そういう声を私は政府にきちんと上げていくことが大事だというふうに思うんですね。ただ単に政府から説明を受けてこうですと言うのではなくて、そういう疑問の声がたくさん出ていましたということを上げることが大事だと。

それから、もう一つは、もちろん県と市町村が折半という話になるには、全自治体の合意が必要になるんだと思います。ただ、そういう方向、それを実現する上でやっぱり多賀城市の市長がどういうメッセージを出すかと、ほかの自治体に向けて、あるいは被災者に対してどういうメッセージを出すのかというのは、私は非常に大きいと思います。場合によっては、菊地市長が県と市折半だったら多賀城市は受けて立つ覚悟があるというふうに市長が言ったとしても、場合によると最終的にはまとまらなくてだめになるかもしれない。ただ、極めて重要な局面で多賀城市の市長がそういうメッセージを全県に向かってあるいは被災者に向か

って出すということは、私は極めて重要だと思いますよ、これは。ないからできないと言っているだけじゃなくて、その辺はもう少し私は検討の余地があるんじゃないかなと思うんですけども、市長、いかがですか。

○菊地市長

今藤原委員おっしゃったことわかりますけれども、まずは国のほうに働きかけること、それと被災した市町村との連携、周りの様子も伺いながら、それにどう対応していったらいいかよくよく考えていきたいというふうに思っております。

○佐藤委員

私が集めている情報では、被災地の大きな被災をした地域の首長さんたちほど 1 割やったら負担できるというような意思表示を、内外にだと思えますけれども、そういうことを言っている首長さんがいるそうです。ですから、まだ市長は横の連絡をちゃんととっていないという雰囲気がありますので、ぜひ急いで共闘態勢を組んでいただくということがうんと重要だというふうに思うんですよ。市長忙しかったら部長が情報集めて、そして頑張ろうというところでみんなで迫ることがうんと大事だと思うんです。そういう情報を今まで集めてこなかったことこそ問題だというふうに思うんですが、やっぱり本当に 3 割負担大変だなという思いにならないと、これは頑張れないというふうに思うんですよ。ぜひそのところをもうすぐにでも情報集めてみんなで知事に迫っていくということで頑張っていたきたいと今藤原委員との話を聞きながら思わず発言せずにはいられなくなって手を挙げてしまいましたけれども、よろしくお願いをしたいと思えます。部長。

○鈴木保健福祉部長

この第 2 回目の意向調査が来ているわけですがけれども、これの提出期限が 3 月 15 日というふうなことでございますので、それまでの間、被災に遭った市町村のそういう考え方もお聞きしまして、多賀城市がおくることがないように前向きに取り組んでいきたいと。ただ、前回はこの 1 割 1 割とかという話、今もそれは、今藤原委員が話としてお出しになった藤原案と言ったらいいんでしょうかね、佐藤案と藤原案でお二人の案ということで、ただそれは今までは県と構成市町村の間でもそういうお話は一切出ていなくて、この資料も、通知にもそれはございません。県は、何度も繰り返しますが、2 割部分については、引き続き財政支援をすることが困難だと言っています。だから、今までどおり 2 割は出さないと言っているだけで、1 割出すのか、それとも 2 割を市町村に求めるのかというふうなことについては、これは県のほうにも確認をしなければならぬかと思えますが、ぜひともやはりこの問題は被災された方の生活を支援していくということが最大の目標でございますので、この目標に向かって進むことについては、これは各市町村とも一緒でございますから、そういったことで歩調を合わせて頑張っていきたいというふうに思います。

○竹谷委員

2 日目の 6 の資料でも質問しておりましたけれども、30 ページの 3 の訪問勧奨収納事業、これはノルマ的なものはあるんですか。

○木村収納課長

金額的にはノルマはございません。目標金額、業務委託ですの上での目標金額はございますけれども、具体的にノルマというものではございません。またあと、訪問についても、月何件以上ということで目標数値はございますけれども、金額的なノルマはございません。

○竹谷委員

それじゃ、目標だけ、ノルマはないと。その目標達成しなければどうのこうのというものではないというぐあいに理解していてよろしいですか。

○木村収納課長

目標を達成しないからといってペナルティーというのは今のところございません。

○竹谷委員

それで、これは一般会計からの繰り入れでこの予算を構成していると思うんです。それであれば、もう収納課は行政のほうで特別会計から離れたいわば2款2項の徴税の中で執行されているわけですから、これと一緒に国保の納税もここでやるんだということで統一することはできないんですか、会計上。

○高橋国保年金課長

国保特別会計のほうで非常勤職員報酬ですかね、予算計上しておるんですけれども、これは国保の国のほうの特別調整交付金、あと県のいわゆる調整交付金なんですけれども、収納率向上に対する交付金の対象経費という項目の中で、この特別会計の中で嘱託徴収員の雇い上げ、予算を計上して支出をするとそういった形態がないと歳入の収納の項目に当たらないものですから、こちらのほうに予算のほうを計上させていただいているということでございます。

○竹谷委員

具体的に幾ら来ているんですか。

○高橋国保年金課長

国のほうなんですけれども、ちょっと23、24、最近ちょっと国のほうは項目からこれ多賀城市のほう該当にならなくなってしまったんですけれども、15、16、17と大体少ないときで400万円、それから多いときですと700万円近く来ております。それから、県のほうなんですけれども、県もこちらのほうに直接当たるということではないんですが、収納率等いろいろ一緒に項目的にございますので、そちらのほうですと大体17年度からは17、18、19と800万円、それから21年度が1,000万円、それから22、23と200万円ほど来ております。

○竹谷委員

24年、25年は来ていないの。25年は来る予定はないですね。

○高橋国保年金課長

この調整交付金の申請が今まさにやっているところでございまして、まだ確定の通知は来ておりません。年度末にならないとちょっと確定が来ないものですから、24年度の項目対

象事業ということで、この嘱託収納員の雇い上げという項目は入ってございます。

○竹谷委員

これは、一般会計にそのままやると、受けるというやり方はできないんですか。これは市税も一緒にやっているわけでしょう。市税も国保も一緒になってやっているわけでしょう。であれば、主体的に納税課が主体を持っているという。納税課は、国保のための納税課じゃないですよ。市税の納税するための納税課ですよ。収納課ですよ。だから、収納課にその分をお願いする、例えばその分だけをお願いするという場合には、その調整金の除外になるというシステムになっているんですか。

○高橋国保年金課長

予算計上なんですけれども、国保特別会計の中に計上いたしませんとこの調整交付金の対象経費にはならないということになりますので、国保特別会計の中に計上させていただいているということでございます。

○竹谷委員

だから、この調整を一般会計の収納のほうに委託するよという載せ方をすればどうなんですか。なぜ私はそう言うのかというと、収納課はやっぱり一本化をして、どれもこれも一本化をしてこれをここでやっていますという、あちこちからなぜやっているのかなと思う。例えば、極端にやればいいです。例えば非常勤職員の報酬はそういうシステムでしょう。例えば勸奨の関係、委託費の関係は、これはやっぱり2款2項の収納課の中に計上としてはぶっ込んだほうが見やすいんじゃないのかと、予算編成上という見方をしたんですけれども、いや、いいです。ここは25年度は結構です。ここでもうどうのこうのとなっても組み替えはできませんから。一応そういうことを含めて、なぜそれを申し上げるかということ、少なくとも組織のスリム化、これからの合理性、中期財政が厳しいわけですよ。じゃどうしていくのかということをやっていかなくちゃいけないんで、やっぱり事務の集約化というものは大変重要になってくると思うんですよ。こういう制度だからじゃなく、この制度はうまく活用してこうならないかということを一歩進んで研究をしてみたいと思います。まああきょうここでどうのこうのじゃなく、そういうところも視点に置いて研究しておいていただきたいということだけ申し上げておきます。

○深谷委員長

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○深谷委員長

御異議なしと認めます。

これより議案第27号 平成25年度多賀城市国民健康保険特別会計予算を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○深谷委員長

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

● 議案第 28 号 平成 25 年度多賀城市後期高齢者医療特別会計予算

○深谷委員長

次に、議案第 28 号 平成 25 年度多賀城市後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

● 歳入歳出一括説明

○深谷委員長

それでは歳入歳出一括説明を求めます。

○高橋国保年金課長

それでは、資料 8 の 60、61 ページをお願いいたします。

歳出から御説明いたします。

1 款 1 項 1 目一般管理費 371 万 3,000 円は、後期高齢者医療事務に要する経費で、事務補佐員 1 名分の人件費とそのほかは経常経費でございます。

2 項 1 目徴収費 163 万 5,000 円は、徴収事務に要する経費でございます。

2 款 1 項 1 目後期高齢者医療広域連合納付金は 4 億 8,341 万 4,000 円でございます。この内訳でございますが、後期高齢者医療保険料 4 億 197 万 2,000 円と保険基盤安定繰入金 8,144 万 2,000 円の合計額を広域連合に納付するもので、詳細は最後のほうで御説明を申し上げます。

次のページをお願いいたします。

3 款 1 項 1 目保険料還付金で 120 万 1,000 円でございます。内訳でございますが、過誤納還付金が 120 万円、還付加算金は科目設定でございます。

2 項 1 目他会計繰入金 1,000 円は科目設定でございます。

4 款 1 項 1 目予備費は 203 万 6,000 円でございます。

以上で歳出の説明を終わります。

次に、54、55 ページをお願いいたします。

歳入でございます。

1 款 1 項 1 目後期高齢者保険料で 4 億 197 万 2,000 円でございます。

内訳は、1 節現年度分 4 億 16 万 8,000 円は、収納率を 97%に見込んだものでございます。

2 節滞納繰越分は 180 万 4,000 円で、収納率を 30%に見込んだものでございます。

2 款 1 項 1 目督促手数料は 1 万円の計上でございます。

3 款 1 項 1 目一般会計事務費繰入金 737 万 1,000 円は、歳出の一般管理費と徴収費等

に係るものでございます。

次に、2 目保険基盤安定繰入金 8,144 万 2,000 円は、被保険者の保険料の軽減分に係るものでございます。

次のページをお願いいたします。

4 款 1 項 1 目繰越金 1,000 円と 5 款 1 項 1 目延滞金 1,000 円は、科目設定でございませぬ。

2 項 1 目保険料還付金、2 目還付加算金は、歳出の 3 款 1 項 1 目の保険料還付金と同額の計上でございます。

3 項 1 目預金利子 1,000 円と次のページをお願いいたします。

4 項 1 目雑入 1,000 円につきましては、いずれも科目設定でございます。

以上で後期高齢者医療特別会計の説明を終わります。

○深谷委員長

以上で説明を終わります。

● 歳入歳出一括質疑

○深谷委員長

これより歳入歳出一括質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○深谷委員長

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○深谷委員長

御異議なしと認めます。

これより議案第 28 号 平成 25 年度多賀城市後期高齢者医療特別会計予算を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○深谷委員長

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

● 議案第 29 号 平成 25 年度多賀城市介護保険特別会計予算

○深谷委員長

次に、議案第 29 号 平成 25 年度多賀城市介護保険特別会計予算を議題といたします。

● 歳入歳出一括説明

○深谷委員長

それでは、歳入歳出一括説明を求めます。

○松岡介護福祉課長

それでは、介護保険特別会計予算についてご説明させていただきます。

まず平成 25 年度介護保険特別会計資料に基づきまして、予算編成に係る主要なものにつきましてあらかじめ御説明申し上げますので、資料 9 の 55 ページをお願いいたします。初めに、保険給付費 1 の第 1 号被保険者数及び要介護・要支援者数についてですが、数値を次のページ 56 ページのほうにグラフにしておりますので、56 ページのほうをお願いいたします。

図 1 の高齢者数についてですが、平成 25 年度中に 65 歳の第 1 号被保険者になられる方は昭和 23 年、24 年生まれの方で、前年度より 480 人増の 1 万 2,530 人で、対前年度比 4.0%増となる見込みでございます。

次に、図 2 の高齢者数の内訳ですが、65 歳以上 75 歳未満の前期高齢者数の見込みは、グレーの棒グラフで示しておりますが、前年度より 300 人増の 6,850 人で、前年度比は 4.6%の増となっており、75 歳以上の後期高齢者は斜線で示しておりますが、前年度より 180 人増の 5,680 人で、対前年度比では 3.3%の伸びの見込みになっております。

図 3 の要介護・要支援者数につきましては、前年度より 178 人増の 2,264 人で、対前年度比 8.5%の伸びを見込んでおります。図 1 の被保険者数の伸びよりも高くなっておりますのは、高齢になるほど出現率が高くなるため、後期高齢者の伸びが影響しているものと見込んでおります。

前の 55 ページにお戻りいただきます。

表 2 の介護給付状況でございます。

要介護度別の利用状況をもとに各サービスの必要量から給付額を算出したものが(ア)の居宅サービスから(ク)の特定入所者介護サービスまでの 25 年度当初給付見込み額及び 24 年度見込み額との比較でございます。

(ア)の居宅サービスは、24 年度見込みから 0.7%の増を見込みまして 15 億 9,635 万 5,000 円でございます。

(イ)の地域密着型サービスは、4.6%増の見込みで 3 億 1,777 万 1,000 円でございます。

(ウ)の施設サービスは 2.1%減の見込みで 8 億 7,439 万 9,000 円でございます。

(エ)の居宅サービス計画は 4.1%の増を見込みまして 1 億 7,167 万 3,000 円でございます。

(オ)の審査支払手数料は 4.6%の伸びを見込みまして 410 万 4,000 円でございます。

(カ)の高額サービスは 45.4%の伸びを見込みまして 5,627 万 1,000 円でございます。

(キ)の高額医療合算サービスは 9.7%の伸びを見込みまして、658 万 4,000 円でございます。

(ク)の特定入所者介護サービスは 3.1%の伸びを見込みまして 1 億 331 万円ござい

ます。

介護給付費合計では 31 億 3,046 万 7,000 円で、1.1%の見込みとなっております。

なお、給付費合計の推移をグラフにあらわしたものを次の 56 ページの図 4 として掲載してございますので御参照いただきたいと思います。

次に、55 ページの 3 の表ですが、平成 25 年度給付費に対する負担割合でございますが、各サービスごとの法定負担割合と負担額は、記載のとおりでございます。

これもグラフにまとめてありますので、恐れ入ります、行ったり来たりで申しわけございませんが、57 ページをごらん願います。

図 5 の平成 25 年度介護給付費予算額ですが、右上の方から、市の負担は給付費の 12.5% となっております。県と国の負担は、サービスの種類により異なるものの、合計で給付費の 32.5%となっております。

国からの財政調整交付金は 3.5%を予定しております。国の標準は給付費の 5%でございますが、後期高齢者の割合や所得段階別の第 1 号被保険者の加入割合により調整されるものでございます。

65 歳未満の第 2 号被保険者の保険料は、社会保険診療報酬基金から交付されるもので、給付費の 29%となっております。

65 歳以上の第 1 号被保険者の保険料は、給付費の 21.7%に当たります。それぞれの負担額につきましてはグラフに掲載のとおりでございます。

なお、下の図 6 につきましては、平成 24 年度の介護給付費見込み額でございますので、説明は省略をさせていただきます。

続きまして、次の 58 ページ、お願いいたします。地域支援事業費について説明させていただきます。

表の項目、一番上左側の事業費 25 年度の予算額について申し上げます。

1 の介護予防事業費の状況と負担割合ですが、(ア)の 1 次予防事業費で 371 万 5,000 円でございます。(イ)の 2 次予防事業費ですが 1,443 万 9,000 円でございます。介護予防事業費合計では 1,815 万 4,000 円で、対前年度比 30.8%の伸び率でございます。

次に、2 の包括的支援事業、任意事業の状況と負担割合ですが、(ア)の地域包括支援センター運営費は、地域包括支援センター業務委託料等、地域包括支援センター管理運営に要する経費で 4,980 万円でございます。

(イ)の任意事業費は、おむつ支給事業、介護者教室開催事業、認知症サポーター養成講座等の実施に係るもので、597 万 1,000 円でございます。包括的支援事業、任意事業費合計では 5,577 万 1,000 円で、対前年度比 6.4%の伸び率でございます。

平成 25 年度介護予防事業費予算額の負担割合は図 7 のグラフに示すとおりでございます。市及び県がそれぞれ 12.5%、国が 25%、65 歳未満の第 2 号被保険者が 29%、65 歳以上の第 1 号被保険者が 21%となっており、予算額は記載のとおりでございます。

次の図 8 は平成 25 年度包括的支援事業、任意事業費予算額の法定負担割合をグラフにあ

らわしたものでございまして、市及び県がそれぞれ 19.75%、国が 39.5%、65 歳以上の第 1 号被保険者が 20.97%となっており、65 歳未満の第 2 号被保険者の負担はございません。

以上で資料 9 のほうの説明を終了させていただきまして、歳出から御説明をさせていただきますので、恐れ入りますが、資料 8 の 81、82 ページをお願いいたします。

1 款 1 項 1 目一般管理費は 696 万 6,000 円で、前年度より 1,246 万 4,000 円の減額でございます。減額の主な内容は昨年度当初予算におきましては、24 年度に開設をいたしました地域密着型サービス施設 2 施設の施設開設準備経費に係る補助金を計上していたことによるものでございます。

説明欄 1 介護保険庶務事務 384 万 9,000 円並びに次の 2 介護保険システム管理事業 11 万 7,000 円につきましては、昨年度同様の通常経費でございます。

次の 3 地域介護福祉空間整備推進事業 300 万円ですが、これは高齢者健康遊具設置工事費でございまして、24 年度に引き続き設置を行うものでございます。24 年度は高崎の高崎 1 号公園に設置するものでして、今準備を進めておりまして、25 年度も健康遊具の内容、設置場所の選定を含めまして設置に係る業務につきましては、建設部に委託をし行うこととしております。

2 項 1 目賦課徴収費 326 万 1,000 円につきましては、説明欄 1、介護保険賦課徴収事業で前年度同様の経常経費でございます。

次のページをお願いいたします。

3 項 1 目介護認定審査会費は 5,324 万 3,000 円の計上でございます。説明欄 1、介護保険認定審査会負担金 4,038 万 3,000 円は、塩釜地区消防事務組合への介護認定審査事務負担金が主なものでございます。説明欄 2、介護保険認定調査事業 1,286 万円は、認定調査業務を行う非常勤の看護師及び介護支援専門員各 1 名の任用に係る人件費及び調査業務の委託料が主なものでございます。

4 項 1 目運営協議会費 31 万 2,000 円につきましては、介護保険運営協議会委員報酬で委員 10 名 4 回分の会議開催を見ております。

次の 2 款 1 項 1 目居宅介護サービス等給付費から、87 ページ中段、4 項 1 目特定入所者介護サービス等給付費までにつきましては、先ほど資料 9 で御説明申し上げましたので省略をさせていただきます。

○長田健康課長

続きまして、3 款 1 項 1 目一時予防事業費で 371 万 5,000 円の計上でございますが、説明欄 1 の一時予防事業費 364 万円は、介護保険法上の 1 号被保険者である 65 歳以上の方及びその支援のために活動する方を対象とした事業でございます。その主なものでございますが、次のページをお願いいたします。

13 節委託料の 307 万 6,000 円で、高齢者運動指導業務として健康ストレッチ教室の会場を 1 会場から 3 会場にふやして実施する予定でございます。2 の多賀モリ会補助事業は、

19 節の負担金、補助及び交付金で 7 万 5,000 円でございます。介護予防サポーター養成講座の修了者で組織されております多賀モリ会の活動補助金でございます。

次に、2 目 2 次予防事業で 1,443 万 9,000 円の計上でございます。要介護状態等になるおそれの高い状態にあると認められる 65 歳以上の方を対象とする事業でございます。その主なものは、対象者調査業務委託料 400 万円は、2 次予防事業の対象者を把握する事業に係る経費でございます。介護予防教室業務委託料は、591 万 1,000 円は 2 次予防事業者の対象者に対する事業でございますが、筋力アップ教室と口腔・栄養教室の開催回数をそれぞれ 3 回から 4 回へ回数を増加する予定としております。

○松岡介護福祉課長

次の 2 項 1 目包括的支援事業費及び 2 目任意事業費につきましても、先ほど資料で御説明申し上げましたとおりでございます。2 目の任意事業費につきましては説明欄 1 のおむつ支給事業から、次のページお願いいたします、中段説明欄 5 の家族介護慰労金支給事業まで、事業内容は例年のとおりでございます。

4 款 1 項 1 目基金積立金は 5,000 円で、説明欄 1、元金 4,000 円及び積立利子 1,000 円でございます。

次のページをお願いいたします。

5 款 1 項 1 目利子 5,000 円につきましては、一時借入れを行った場合の償還利子でございます。

6 款 1 項 1 目第 1 号被保険者保険料還付金 80 万 1,000 円につきましては、転出、死亡等による還付金及び還付加算金でございます。

2 目償還金 1,000 円は、国庫支出金等過年度分の返還金の科目設定でございます。

2 項 1 目他会計繰出金も科目設定でございます。

次のページをお願いいたします。

7 款 1 項 1 目予備費は 601 万 3,000 円でございます。

以上で歳出の説明を終わります。

続きまして、歳入を説明させていただきますので、69 ページへお戻り願います。

1 款 1 項 1 目第 1 号被保険者保険料は 6 億 9,699 万円でございます。

1 節現年度分 6 億 9,251 万円は前年度から 4,771 万 7,000 円の増額見込みでございます。収納率は 97.9%と見ております。

2 節滞納繰越分は、予算額 448 万円の計上でございます。収納率は 20.75%と見ております。

2 款 1 項 1 目督促手数料は 14 万 6,000 円でございます。

次の 3 款 1 項 1 目介護給付費負担金から、71 ページ 2 項 3 目地域支援事業交付金（包括的支援事業、任意事業）までは、先ほどの資料 9 で御説明申し上げました内容でございますので、説明を省略させていただきます。

次の 4 目地域介護福祉空間整備等交付金 300 万円につきましては、歳出で御説明いたし

ました高齢者健康遊具設置に係る補助金を見込んでございます。

5 目特別調整交付金 724 万 9,000 円は、24 年度減免を行いました利用者負担額の昨年 10 月以降の分につきまして 25 年度に交付されるものでございます。

次の 4 款 1 項 1 目介護給付費交付金から 73 ページ中段の 5 款 2 項 2 目地域支援事業交付金（包括的支援事業、任意事業）までは先ほどの資料 9 で御説明申し上げた内容でございますので、説明を省略させていただきます。

その下、施設開設経費助成特別対策事業費補助金は、24 年度における地域密着型サービス施設整備に係るものでございますので、廃目でございます。

次のページをお願いいたします。

県財政安定化基金交付金につきましては、第 5 期介護保険事業計画における各市町村の保険料上昇を抑制のため、25 年度にのみ交付されたものでございまして、廃目でございます。

6 款 1 項 1 目利子及び配当金 1,000 円につきましては、介護保険事業財政調整基金の利子でございます。

7 款 1 項 1 目一般会計繰入金は 4 億 7,123 万 1,000 円で、前年度比 3,051 万 4,000 円の増額でございます。

1 節から 3 節までは給付費に係る市の負担分で、先ほど資料で御説明させていただきましたので、省略させていただきます。

4 節その他繰入金は、説明欄 1 の事務費繰入金 6,664 万 9,000 円で歳出で説明申し上げました一般管理費のうち、介護保険庶務事務費、介護保険システム管理事業費及び介護保険認定審査会負担金等に対するものでございます。

次の 77 ページをお願いいたします。

2 項 1 目介護保険事業財政調整基金繰入金 2,556 万 6,000 円につきましては、介護給付費への繰入金でございます。

8 款 1 項 1 目繰越金から、79 ページ、9 款 3 項 2 目返納金までは科目設定でございます。

3 目雑入につきましては、認知症サポーター養成講座受講者に係る教材・テキスト代実費分を見ております。

以上が歳入でございます。

これで平成 25 年度介護保険特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

○深谷委員長

以上で説明を終わります。

これより歳入歳出一括質疑に入りますが、その前に休憩といたします。再開は 25 分。

午後 3 時 10 分 休憩

午後 3 時 18 分 開議

○深谷委員長

それでは、再開いたします。

先ほど説明の中で訂正を求められておりますので、許可します。

○松岡介護福祉課長

大変申しわけございません。先ほど私資料 8 の 75 ページ、76 ページの一番上のところで財政安定化基金交付金のところの御説明で 25 年度に交付されてということで 25 年度と申し上げましたが、これは 24 年度に交付をされまして、24 年度のみ交付のため廃目ということで年度を誤ってお知らせいたしましたので、申しわけございません、おわびして訂正させていただきます。

● 歳入歳出一括質疑

○深谷委員長

これより歳入歳出一括質疑を行います。

○昌浦委員

資料 9 の 58 ページの 2 包括的支援事業・任意事業費業費となっているんだね、ここ直さないとだめだよ。

○深谷委員長

資料 9 の 58 ページ、2 の包括的支援事業・任意事業費業費となっておりますので、「業費」を削除してください。ありがとうございます。それでは、気を取り直して質疑に移りたいと思います。

○佐藤委員

82 ページの 3 の地域介護高齢者健康遊具設置工事の件です。過去に 2 カ所ですよ、公園設置は、3 カ所目に入るわけなんですけれども、利用状況とかつかんでおられましたら。

○松岡介護福祉課長

公園を訪問しまして設置のところは見てはおりますけれども、利用の状況までは把握はしてございません。

○佐藤委員

300 万円という少くないお金をつけていただいて継続しているわけですから、それなりに結果を出していくということも必要かなというふうに思うんです。ですから、どこかで検証していただければありがたいかなというふうに思いますけれども、それと今回またことしもつくるんですけれども、どうも地域が偏っているのではないかなという感じがします。ので、バランスよく見て設置してほしいというのは去年もお願いしましたけれども、具体的に言うと 45 号線から東のほうにはないよということなんです。公園大きいところもありますし、ぜひ公園の子供たちの遊具の設置状況とか遊びぐあいとかを検討していただいて誘致をしたいと思います。多賀城の東のほうにですね。御検討方よろしくお願ひしたいと思ひます。要望にとどめておきますので、検討というか過去の今ある経過の検討とそれから設置場所の検討をよろしくお願ひしたいということ。です。

○深谷委員長

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○深谷委員長

御異議なしと認めます。

これより議案第 29 号 平成 25 年度多賀城市介護保険特別会計予算を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○深谷委員長

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

● 議案第 30 号 平成 25 年度多賀城市下水道事業特別会計予算

○深谷委員長

次に、議案第 30 号 平成 25 年度多賀城市下水道事業特別会計予算を議題といたします。

● 歳入歳出一括説明

○深谷委員長

それでは、歳入歳出一括説明を求めます。

○鈴木建設部次長(下水道担当)(兼)下水道課長

それでは、歳出のほうから御説明申し上げます。

資料 8 の 112、113 ページをお開きいただきたいと思います。

それでは、御説明申し上げます。

1 款 1 項 1 目一般管理費で 1 億 565 万 4,000 円の計上でございます。

下水道課関係、説明欄 1、下水道事業庶務事務 1,280 万 2,000 円につきましては、下水道事業全般にわたる経常経費でございます。増額の主な要因は、土木専門員報酬 1 名分と人数増に伴うプレハブの借り上げ及び公用車リース 6 台分の増台によるものでございます。

1 款 2 項 1 目雨水管理費で 2 億 3,780 万 3,000 円の計上でございます。

次のページをお願いいたします。

下水道課関係、説明欄 1、雨水施設管理庶務事務で 253 万 4,000 円は、雨水施設管理に係る経常経費でございます。

説明欄 2、雨水管路維持管理事業で 6,407 万 8,000 円でございます。雨水管路維持管理の経常経費でございますが、新規事業といたしまして 13 節千刈田雨水ポンプ解体撤去業務料 567 万円でございます。これは、桜木 2 丁目地内の雨水暫定ポンプの撤去費用でございます。

説明欄 3、雨水ポンプ施設維持管理事業で 1 億 3,490 万 9,000 円は、中央雨水ポンプ場

を含む5ポンプ場の施設点検及び運転業務等の各ポンプ場の経常経費でございます。

説明欄4、仙台市雨水排水施設維持管理負担金で2,770万円でございます。これは、仙台中野雨水ポンプ場の維持管理費用負担でございます。

次のページをお願いいたします。

1款3項1目賦課徴収費で7,364万6,000円の計上でございます。これは、賦課徴収に係る経常経費でございます。2目汚水管理費で3億1,368万円の計上でございます。これは、汚水管理に係る経常経費でございます。

次のページをお願いいたします。

3目水質規制費で1,273万5,000円の計上でございます。

下水道課関係、説明欄1、水質規制事業で406万7,000円でございます。これは流域下水の水質検査19点と特定事業所等の排水水質検査33地点の委託料でございます。

次のページをお願いいたします。

2款1項1目公共下水道建設費で36億961万8,000円の計上でございます。

説明欄1、浸水対策下水道事業(単独)689万2,000円でございます。12節手数料200万円は、高橋雨水幹線3軒分の不動産鑑定料でございます。

13節高橋雨水幹線補償業務再算定業務委託料50万円は、工作物の再算定業務2軒分でございます。

15節雨水施設整備工事200万円は、排水路改修の土間打ちコンクリートの工事費でございます。

説明欄2、仙台市雨水排水施設建設事業負担金1,330万円でございます。これは、仙台市西原雨水ポンプ場建設事業負担金1,148万6,000円、その中で復興交付金事業に伴う負担金733万7,000円、社会資本整備総合交付金事業に伴う負担金440万円、単独事業に伴う負担金4万9,000円でございます。西原ポンプ場の完成予定は平成27年度でございます。

次に、仙台中野雨水ポンプ場建設負担金181万4,000円は、復興交付金事業に伴う負担金116万3,000円、社会資本整備総合交付金事業に伴う負担金65万1,000円でございます。中野ポンプ場の完成予定は26年度でございます。

説明欄3、浸水対策下水道整備事業(単独起債)4,840万円でございます。主なものは、15節高橋雨水幹線整備工事2,516万3,000円。高橋雨水幹線管渠工事に係る舗装などの付帯工事でございます。

次に、高崎地区雨水枝線整備工事2,000万円は、浮島排水区地内の高崎1丁目、浮島1丁目地内の排水不良箇所の解消を図るため、雨水枝線の管渠整備を行うものでございます。

17節公有財産購入費123万5,000円でございます。これは、高橋雨水幹線整備工事に伴う八幡1丁目地内の用地購入費で、約30平米でございます。

22節高橋雨水幹線物件移転補償費160万2,000円でございます。これは、八幡1丁目地内の外柵の補償費でございます。

説明欄 4、雨水施設長寿命化対策事業、社会資本総合交付金事業でございます。5 億 4,715 万円でございます。主なものは、13 節中央ポンプ場長寿命化対策、設計業務委託料 746 万 1,000 円でございます。これは、26 年度に実施を予定している長寿命化事業の中の空気圧縮機及び燃料移送ポンプの更新のための設計業務委託料でございます。

次に、15 節中央雨水ポンプ場長寿命化対策工事で 5 億 3,924 万円でございます。これは、昭和 56 年度に設置をした中央雨水ポンプ場 3 号エンジンポンプ及び電気設備の更新工事でございます。

説明欄 5、浸水対策下水道整備事業社会資本総合整備交付金事業で 7 億 2,035 万 7,000 円でございます。

次のページをお願いいたします。

13 節委託料で 2 億 5,891 万 4,000 円でございます。留ヶ谷 1 号雨水幹線整備工事委託料 1 億 8,910 万 5,000 円でございます。これは、昨年度、債務負担行為の御承認をいただいております中央 2 丁目地内の継続でございます。

次に、旭ヶ岡雨水幹線ほか 2 線整備工事委託料 4,980 万 9,000 円でございます。これは、中央 2 丁目地内市道名は東田中八幡線で旧東田中踏切付近の幹線整備及び仙石線高架下の枝線 2 カ所の委託でございます。

次に、高崎地区雨水枝線実施設計業務委託料 2,000 万円でございます。これは、浮島排水区の排水不良の解消を図るため、浮島 1 号雨水幹線へ流入する管渠の設計を委託するものでございます。

説明欄 6、雨水対策下水道事業整備事業復興交付金 21 億 4,300 万円でございます。

9 節旅費から 12 節役務費までは、経常経費でございます。13 節委託料 6,050 万円でございます。雨水施設整備工事費積算業務委託料 5,000 万円は、15 節記載の積算業務委託料でございます。

次に、八幡雨水枝線実施設計業務委託料 1,050 万円は、桜木 2 丁目地内の雨水管渠実施設計業務委託でございます。

15 節工事請負費 20 億 7,055 万円でございます。宮内雨水幹線整備工事 7 億 6,470 万円は、栄 4 丁目及び宮内 1 丁目地内延長 688 メートルの雨水管渠整備工事でございます。八幡雨水幹線整備工事 4 億 5,310 万円は、桜木 1 丁目から町前 2 丁目地内の延長 490 メートルの雨水管渠整備工事でございます。

明月雨水幹線整備工事 670 万円は、宮内 2 丁目地内の延長 9 メートルの雨水管渠整備工事でございます。

次に、大代雨水枝線整備工事 490 万円は、大代 1 丁目地内の延長 13 メートルの雨水管渠整備工事でございます。

町前雨水幹線整備工事 9,970 万円は、町前 4 丁目地内の延長 228 メートルの雨水管渠整備工事でございます。

八幡雨水枝線整備工事 4,777 万円は、桜木 2 丁目地内の延長 72 メートルの雨水管整備

工事でございます。

大代雨水ポンプ場整備工事 1 億 7,175 万円は、大代 3 丁目地内の既存ポンプ場に 400 ミリのポンプを 2 基増設する工事でございます。

次に、大代東雨水ポンプ場整備工事 5 億 2,200 万円は、大代 6 丁目地内の緩衝緑地公園に雨水ポンプ場を整備する工事でございます。また、設置するポンプにつきましては、700 ミリの 2 基設置する予定でございます。

説明欄 7、雨水施設長寿命化対策事業（単独起債）でございます。560 万円でございます。主なものは、15 節中央雨水ポンプ場長寿命化対策工事 550 万円でございます。これは、雨水ポンプ場既設等の付帯工事でございます。

説明欄 8、下水道未普及解消対策事業（単独起債）で 7,360 万円でございます。主なものは、13 節公共汚水ます取り出し業務委託料 400 万円でございます。これは、20 カ所の汚水ます取り出し業務委託料でございます。

次に、15 節公共下水道污水管整備事業 6,300 万円でございます。これは、多賀城駅周辺土地区画整理事業地内の管径 200 ミリ、延長 320 メートル、その污水管と汚水ます設置 28 カ所の工事でございます。

次に、公共下水道取り出し工事 400 万円でございます。これは、汚水ます設置 10 カ所分の費用でございます。

次に、舗装復旧工事 100 万円でございます。これは、汚水ます設置に伴う道路の舗装復旧でございます。

22 節物件移転補償 100 万円でございます。これは、地下埋設物移転等の補償金でございます。

説明欄 9、下水道未普及解消対策事業（単独）でございます。45 万 9,000 円は経常経費でございます。

次のページをお願いいたします。

説明欄 10、下水道未普及解消対策事業社会資本整備総合交付金 5,086 万円でございます。主なものは、15 節公共下水道等整備工事 5,000 万円でございます。これは、栄 4 丁目地内の污水管布設事業で、管径 200 ミリ、延長は 450 メートルでございます。

2 目流域下水道建設費で 1,644 万 1,000 円でございます。

説明欄 1、19 節宮城県仙塩流域下水道施設建設事業負担金 1,620 万 6,000 円でございます。これは、仙塩流域下水道の長寿命化工事事業費総額 3 億 9,690 万円の本市分の負担金でございます。主な工事内容は、処理場の機械設備の長寿命化工事でございます。

次に、宮城県仙塩流域下水道施設災害復旧事業負担金 23 万 5,000 円でございます。これは、平成 23 年度及び 24 年度における下水道災害復旧事業費のうち、宮城県が発行した災害復旧事業債の平成 25 年度元利償還金総額 184 万 8,000 円に対する本市の負担金でございます。

3 款 1 項 1 目公債費で 20 億 1,919 万 8,000 円の計上でございます。

説明欄 1、雨水事業元金償還事業で 6 億 9,499 万 6,000 円でございます。昨年度と比較いたしまして 3,368 万 6,000 円の増額の要因は、平成 19 年度に借入れを行った建設事業債の元本据え置き期間が満了したことによるものでございます。

説明欄 2、雨水事業利子支払事業で 3 億 215 万 5,000 円でございます。昨年度と比較いたしまして 1,735 万 8,000 円の減額の主な要因は、元利均等償還方式で借入れていることによる経年的な減少でございます。

説明欄 3、汚水事業元金償還事業で 7 億 5,625 万 4,000 円でございます。昨年度と比較して 2,507 万 6,000 円の増額の要因は、平成 19 年度に借入れを行った建設事業の元本据え置き期間が終了したこと及び震災により発行した減収対策債の償還による増加によるものでございます。

説明欄 4、汚水事業利子支払事業で 2 億 6,579 万 3,000 円でございます。前年度と比較いたしまして 2,859 万 3,000 円の減額の主な要因は、元利均等償還方式で借入れたことによる経年的な減少によるものでございます。

次のページをお願いいたします。

4 款 1 項 1 目公共下水道施設災害復旧費で 5,000 万円の計上でございます。これは、現在進めている雨水及び汚水の災害復旧工事におきまして、工事の進捗に伴い新たに被災箇所が発見された場合に対応するための工事費でございます。

4 款災害復旧費の流域下水道施設災害復旧費は、廃目でございます。

5 款 1 項 1 目予備費で 522 万 5,000 円を計上しております。

恐れ入ります。資料 4 の 25 ページをお願いいたします。

第 2 表債務負担行為でございます。

水洗便所改造資金利子補給及び水洗便所改造資金損失補償でございます。期間及び限度額は、それぞれ記載のとおりでございます。

以上で、歳出についての説明は終わります。

続きまして、歳入につきまして御説明をさせていただきます。

資料 8 の 102 ページ、103 ページをお願いいたします。

1 款 1 項 1 目下水道受益者負担金で 2,000 円の計上でございます。

1 節下水道事業受益者負担金 1,000 円及び 2 節滞納繰越分 1,000 円につきましては、科目設定でございます。

1 款 2 項 1 目下水道事業受益者負担金で、64 万 7,000 円でございます。

1 節、説明欄 1 下水道事業受益者負担金 64 万 6,000 円で、25 年度は 33 筆 9017.55 平米を計上しております。

2 節滞納繰越分 1,000 円につきましては、科目設定でございます。

2 款 1 項 1 目下水道使用料で 7 億 6,263 万 4,000 円の計上でございます。

1 節、説明欄 1、下水道使用料多賀城給水区 7 億 15 万 8,000 円につきましては、総有収水量 543 万 5,000 立方メートルを見込んでおります。また、下水道使用料塩竈給水区

分 5,898 万円につきましては、総有収水量 52 万立方メートルを見込んでおります。

2 節滞納繰越分 349 万 6,000 円につきましては、平成 24 年度末に見込まれる未納額を計上させていただいております。

次のページをお願いいたします。

2 款 2 項 1 目総務手数料で 60 万 1,000 円の計上でございます。

1 節総務手数料 60 万円につきましては、排水設備計画確認手数料及び排水設備検査手数料をそれぞれ 600 件分を計上させていただいております。

2 節督促手数料 1,000 円につきましては、科目設定でございます。

3 款 1 項 1 目下水道事業国庫補助金で 6 億 5,610 万 7,000 円の計上でございます。

1 節社会資本整備総合交付金 6 億 5,610 万 7,000 円でございます。これは、歳出で御説明をいたしました説明欄記載の各事業分で、補助率は 2 分の 1 でございます。

3 目下水道事業国庫負担金は、廃目でございます。

次のページをお願いいたします。

4 款 1 項 1 目財産貸付収入で 168 万 9,000 円の計上でございます。1 節土地貸付収入は、雨水施設である管路敷や施設用地の使用料でございます。

5 款 1 項 1 目一般会計繰入金で 17 億 5,558 万 3,000 円の計上でございます。昨年度と比較いたしまして 1 億 6,093 万円の減額でございます。これは、災害復旧工事費の減額などが主な要因でございます。

5 款 2 項 1 目東日本大震災復興交付金事業基金繰入金 15 億 6,078 万 8,000 円の計上でございます。これは、歳出で御説明申し上げました説明欄記載の各事業分で、補助率は 100 分の 75 でございます。

次のページをお願いいたします。

6 款 1 項 1 目繰越金 1,000 円及び 7 款 1 項 1 目延滞金 1,000 円と 2 目加算金 1,000 円につきましては、科目設定でございます。

7 款 2 項 1 目雑入で 144 万 6,000 円の計上でございます。

説明欄 1、相互利用負担金（流入）で 144 万 4,000 円の計上でございます。これは、隣接する仙台市、塩竈市、七ヶ浜町からの流入負担金でございます。流入量を 4 万 3,770 立方メートルを見込んでおります。

説明欄 2 消費税等還付金 1,000 円及び説明欄 3 水洗便所改造資金融資未償還金 1,000 円につきましては、科目設定でございます。

次のページをお願いいたします。

8 款 1 項 1 目下水道事業債で 17 億 450 万円の計上でございます。

1 節公共下水道事業債、説明欄 1 単独事業債 1 億 3,240 万円は、歳出で御説明申し上げました建設事業の単独起債分でございます。

2 社会資本総合整備交付金事業債 6 億 7,390 万円につきましては、歳出で御説明申し上げました建設事業の社会資本総合交付金分でございます。

3 公営企業復興事業債 2 億 3,620 万円につきましては、歳出で御説明申し上げました建設事業の復興交付金分でございます。

2 節流域下水道事業債 1,040 万円につきましては、宮城県仙塩流域下水道事業施設建設事業負担金分でございます。

3 節社会資本費平準化債 4 億 6,870 万円でございます。雨水事業分で 2 億 3,640 万円、汚水事業分で 2 億 3,230 万円でございます。

4 節下水道事業債特別措置分でございます。9,240 万円につきましては、昨年度と同額でございます。

5 節震災減収対策企業債 9,050 万円につきましては、下水道事業料財源重点分でございます。

恐れ入ります。資料 4 の 26 ページをお願いいたします。

第 3 表地方債でございます。

公共下水道事業（通常事業分）で限度額 8 億 630 万円、公共下水道事業（復興事業分）で限度額 2 億 3,620 万円、流域下水道事業で限度額 1,040 万円、資本費平準化債で限度額 4 億 6,870 万円、下水道事業債（特別措置分）で限度額 9,240 万円、震災減収対策企業債で限度額 9,050 万円、限度額計が 17 億 450 万円の借り入れを見込むものでございます。

なお、起債の方法、利率、償還の方法は、それぞれ記載のとおりでございます。

以上で歳入の説明については終わりになります。

恐れ入ります。資料 9 の 59 ページをお願いいたします。

59 ページの表につきましては、昨年度と比較した歳入歳出を雨水、汚水別に示した資料でございます。

雨水事業につきましては、復興交付金事業による浸水対策の増加で昨年度と比べまして 31 億 1,100 万円の増額になっております。

また、汚水事業につきましては、下水道施設災害復旧分の減額により、前年度に比べまして 22 億 2,300 万円の減額になっております。

なお、下水道事業におきましては、下水道使用料が震災で大きく減収となり、その減収分を震災減収対策企業債で賄っている実情でございます。歳出削減の努力もしておりますが、平成 25 年度もまた震災前の使用水量に水準は戻らない状況であるため、財源的には非常に厳しい状況でございます。

その次のページ、60 ページにつきましては、それをグラフにしたものでございます。

61 ページにつきましては、これは下水道使用料が下水道事業の資本費である元利償還金にどの程度充当されているのかをあらわしたものでございます。

次の 62 ページにつきましては、平成 23 年度末から平成 25 年度末までの下水道事業債残高詳細でございます。

その次の 63 ページから 65 ページまでは、平成 25 年度下水道整備事業概要及び箇所図

でございます。

大変恐れ入ります。63 ページをお開き願いたいと思います。63 ページでございます。資料が大変申しわけございません、間違っておりました。

一番下の欄、⑯に加筆をお願いいたします。高崎地区雨水枝線整備事業、ここの雨水、その高崎 1 丁目地内の下に加えていただきたいのが浮島 1 丁目と加えていただきたいと存じます。

その隣でございます。現在、雨水管渠設置工 1,000 掛ける 1,000 というふうになってございますが、これは四角ではなくて上があいた U 字溝のようなことで消していただければと思います。

その下に、大変申しわけございません。四角で 400 掛ける 400 を加筆していただきたいと思います。

その隣になります。310 メートルの下に、これも加筆をお願いいたします。L210 メートルでございます。延長 210 メートル、これを加筆をお願いしたいと思います。

あと、この分の加筆をしていただきました分の位置図でございますが、大変太くなってございまして、非常に見づらいので、申しわけございません、実際の場所は国府多賀城駅北側から浮島 5 号公園までの延長 210 メートルということでございます。大変申しわけございません。

以上で下水道特別会計の説明を終わらせていただきます。

○深谷委員長

以上で説明を終わります。

● 歳入歳出一括質疑

○深谷委員長

これより歳入歳出一括質疑に入ります。

○松村委員

115 ページ、雨水管維持管理事業です。13 の千刈田雨水ポンプ解体撤去業務委託料の件ですが、567 万円予算計上に頑張ってくださいありがとうございました。市長、ありがとうございます。去年、質問させていただいたとき検討しますということでしたけれども、ぜひ頑張ってくださいとお話ししましたら頑張りますということでしたら、また担当の方もありがとうございました。桜木地区の方に私も予算書見ましたとき計上されていましてので皆さんにお話ししましたら、本当によろやく長年の念願がかなったと言って大変喜んで感謝しておりましたので、一応お伝えしておきます。

それでなんです、こちらの事業というのですか、始まるのはいつごろ始まって、終わるのはいつごろなのか、もしわかれば教えていただきたいと思います。

○鈴木建設部次長（下水道担当）（兼）下水道課長

4 月早々に発注をしたいと考えておまして、それから入札の不調とかがなければお盆前には完了したいというふうに考えております。

○松村委員

そんなに遅くない時期に終わるということで、ありがとうございます。よろしく願いいたします。

あともう一点なのですが、お盆ぐらいまでには撤去されるということなんですけれども、その後なんですけれども、ここの水路は、八幡雨水幹線の枝線という認識でよろしいと思うんですけれども、こちらに皆さん地域の方も、この辺すぐく道路が狭いので、できればふたをして道路の拡張をしていただきたいと。来年には桜木公営住宅もできますし、あと何か近くに最近老人ホームみたいな医療施設が、かなり大きい施設ができるということで、やっぱりこの辺の出入りがかなり交通量が多くなるというようなことで、地域の方大変心配されていまして。そういった意味から、その辺の整備事業の見通しというのですか、その辺、撤去後、どういうふうな方向で考えているのか、その辺もお考えありましたら聞かせていただきたいと思います。

○鈴木建設部次長（下水道担当）（兼）下水道課長

実際には、この事業につきましては、復興交付金で認められている事業でございますので、今年度の予算で設計を計上させていただいております。あとは年次計画で 27 年度までに完了するというところでありますが、実際にはその辺災害公営住宅の通路となる部分であるとかそういった部分、通常は下流側から整備するというのが水路の基本でございますが、なるべく事業調整をさせていただいて、周辺の皆様になるべく喜んでいただけるような整備を考えていきたいというふうに考えております。

○柳原委員

8 の 121 ページの高橋雨水幹線の関連で高橋公園の暫定遊水地についてお伺いいたします。この高橋雨水幹線が完成するまでの間、あそこは暫定的に遊水地として今考えられているわけなんですけれども、昨年深谷委員のほうからも問題提起がありましたけれども、あそこはあの面積全て遊水地としては必要ないんじゃないかということで、そのときの質疑ですと半分ぐらいは埋め立てても十分遊水地としての機能は維持できるというお答えだったように記憶しておりますけれども、いかがだったでしょうか。

○鈴木建設部長

たしかにそういうお答えをいたしました。前提条件は、測量しているわけじゃないんですが、一応一番深いところでも 70 センチとかというところが路面からあるということも考えますと、全体的には遊水地としての必要な量は 7,200 立方メートルということで、それを逆算すると大体 1 万平米、つまり公園の半分ぐらいがあれば機能的にはいいかなというお答えを差し上げたところでございます。

○柳原委員

道路公園課との質疑の中で、あそこの遊水地、残土を埋め立てているということで、どれぐらいの面積を埋め立てる予定かとお聞きしたところ、30 メートル掛ける 30 メートルというお答えだったんですけれども、そのペースでいくとあそこを全部半分でも埋めるのに何

十年もかかるという計算になってしまうと思いますが、あそこは高橋の住民の憩いの場として、公園として将来的には活用したいという場所ですので、ぜひいつまでもあのような状態ではなくて、いつごろまでにあそこを公園として活用できるような状態に持っていくのかという計画を市民のほうにも示す必要があると思うのですが、今のところそういうような見通しというのはどの程度持っていらっしゃいますでしょうか。

○鈴木建設部長

委員も御存じのとおり、震災後に緊急避難的にあそこに瓦れきを置いたと。高橋公園半分ぐらい使って瓦れきを置いて、今はもうなくなりました。その後、何とか地元の方にも有効的に利用していただくということもあって、道路公園課のほうでそういう整備を一部して使っていただくような形で整備していくということもありますし、全体的な高橋公園の整備につきましては、今お話しあったとおり、高橋雨水幹線完了後に整備に入りたいというふうに考えてございますので、まあ26年、27年あたりからその設計の準備に入りたいなというふうに考えてございます。公園の設計の準備に入りたいなというふうに考えてございます。

○柳原委員

26、27に設計の準備ということですので、実際はそれより工事はもっとずっと先になると思うんですけども、あそこは夏になりますと草が大変背丈ぐらいまで伸びまして、虫が発生したりとかいろいろ環境面でも大変問題になっておりますので、ぜひ一日も早い整備を望むわけですけども、その間にも草を頻繁に刈っていただいたり、そういう環境が悪化しないような対策をぜひとってもらいたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

○鈴木建設部次長（下水道担当）（兼）下水道課長

そのようにさせていただきたいと思います。

○柳原委員

お願いします。

○竹谷委員

1つは、今千刈田の雨水ポンプを撤去するというところでありますけれども、あそこは、なぜあそこにつけたかという経過は御承知でしょうか。

○鈴木建設部次長（下水道担当）（兼）下水道課長

あそこと全部で桜木栄界隈に3基の暫定ポンプをつけておりました。それにつきましては、八幡雨水ポンプ場の整備が進んでいなかったということで、それを応急的な対応策として設置をしたという経緯だというふうに認識をしております。

○竹谷委員

八幡ポンプ場はもう完成形だと。だから大丈夫なんだという意味合いなのか。少なくとも、あそこに来る水は相当な雨水です。やはり受け皿として、早急に遊水地をつくっておかないと、受け皿としての問題が出てくるんじゃないかというふうに私は見ているんです。あそこは、今までの8・5から始まって歴史的な多賀城の洪水の中で万やむを得なくあそこに緊急

につけたわけです。ですから、それを撤去することは結構ですけれども、その対応をきちっとしておかなければいけないのではないかというふうに見ているんですけれども、今回の工事ではそういう対応については検討されていないように思われるんですけれども、遊水地構想も含めてそういうことに対応するような施策が早急に求められるのではないかというふうに思うんですけれども、いかがでしょうか。

○鈴木建設部次長（下水道担当）（兼）下水道課長

遊水地については、ごもっともだと思います。それで、現在復興交付金を使いまして予算化をさせていただいているわけなんです、現在作業のほうを進めさせていただいているところでございます。設計作業が終わりましたら、引き続き今度は工事のほうの復興交付金の申請をいたしまして、予算化をさせていただいて着手をしていきたいというふうに考えております。

○竹谷委員

これはよろしいですけれども、早目に、できるだけ早く設計を、もう発注しているんでしょうから、早目に設計をしていただいて、その事業を早急に進めていくということが私は大事ではないかというふうに思いますので、あれは何のためにつけたのかということをやっぱり考えないと。そして、もう要らないというのであれば、その対応をきちっとしておかないと大変なことになってくるんじゃないかと思います。もし想定もしない雨が降ったら、あれをとったおかげだと言われたら大変なことになるので、その対応はきちっとしておかなきゃならないということだけ申し上げておきます。

それから、高橋雨水幹線、きょう委員長なんで発言したいのがいっぱいあるんでしょうけれども、お聞きしておきたいんですが、今年度のやつは仙石線の横断を主としてやってしまうという予算計上なんですか。

○鈴木建設部次長（下水道担当）（兼）下水道課長

仙石線の横断部手前までの予算でございます。

○竹谷委員

横断については、どのように、ここまで来ると横断を早急にやらないとあそこの水がはけていけないということになります。横断については、どういうスケジュールでJRと折衝をしているんでしょうか。

○鈴木建設部次長（下水道担当）（兼）下水道課長

まず、あそこにつきましては、下流側から整備をしませんと、どうしても両脇、水路の右岸、左岸につきまして土地利用がなされているということがございまして、下流側から整備をして、現在開渠になっている部分がありますが、その部分をボックスカルバートにいたしまして、それで仙石線の横断部の資材搬入等につきましても、その辺から確保していきたいというふうに考えております。

それで、JRのほうとは、その施工につきましていろいろ協議を進めておりまして、JR横断部までの設計のほうも、現在終わっているところでございます。実際にその部分が終わり

ますれば横断部の工事に着手をするということで JR のほうとは協議を整えております。

○竹谷委員

じゃ、大変、ここがやられることによって一本柳の関係、それから高橋の新興住宅の雨水関係等々が解決されてくるのではないかと思いますので、一番の問題は仙石線の横断が一番問題だというのが御承知だと思いますので、できるだけ早急にこの辺に着手をするということが住民の安心につながっていくのではないかとこの辺に思うので、よろしくお願ひします。

これも 3 点という限定があるので確認だけさせていただきます。八幡雨水幹線は、ボックスカルバートを入れるという構想であるというふうに見てよろしいんでしょうか。

○鈴木建設部次長（下水道担当）（兼）下水道課長

そのとおりでございます。

○竹谷委員

これは、上流からだんだんやっていくということになりますか。それとも、一気にやろうというお考えなんですか。この図面で見ると一気にやるのかなというふうな思いもあるんですけども。

○鈴木建設部次長（下水道担当）（兼）下水道課長

大変申しわけございません。資料 9 の 63 ページのほうをごらんいただきたいのですけれども、その②でございます。八幡雨水幹線、実際にはここに描いてありますが、全体の延長が 1.4 キロでございます。その中で今年度 25 年度の予算化をさせていただいているのが 492 メートルということでございます。それで、基本的には先ほど私申し上げましたけれども、水路そのものが下流のほうから整備をしていくというのが原則になっております。通常で何も要因がなければ下流側から、延長からしますと 3 年に分けての工事といえますかそういったことで考えておるところでございます。

○竹谷委員

6 番との関連もありますよね。このやつやると。6 番の関連がいくと、これが 72 メートル。合わせると約 600 メートル推進するというぐあいに思うんですけども、そういう見方をしてよろしいんですか。

○鈴木建設部次長（下水道担当）（兼）下水道課長

そのとおりで結構でございます。

○竹谷委員

そうすると、砂押川の根っこからやってくるというふうに見てよろしいんですね。はい、わかりました。現場をきちっと確認しておきたいと思ひます。

○藤原委員

1 つは、資料 8 の 111 ページの下水道事業債についてお尋ねします。

1 節の公共下水道事業債から 5 節の震災減収対策企業債まで記載されておりますが、このうち交付税の需要額に算定されるものは、どれどれで幾らだったのか御説明をお願いしま

す。

○萱場市長公室長補佐（財政経営担当）

済みません、交付税というのは普通交付税というふうに解してよろしいでしょうか。全体的な話ということで。

○藤原委員

交付税の基準財政需要額に算定されるものがありましたね。公債費の元利償還の中で交付税の需要額に算定されるものがあったと思うんですけども、どれどれだったのか、幾らだったのかということです。

○萱場市長公室長補佐（財政経営担当）

失礼いたしました。この中でということになりますと、まず1節から4節に関しては需要額を算定する際の基礎になる単位費用、下水道費という単位費用があるのですが、その単位費用から需要額を求める際の補正係数であるとかそういった直接ではないんですが係数のほうで反映されるということになります。あと、5番目の5節の減収対策企業債、この部分に関しましては、これは震災関係のもので使用料の減収を補填するための企業債になるんですが、こちらに関しては、利息分の2分の1が震災復興特別交付税のほうで見られるというふうな格好になっています。これは一般会計を通して繰り出しをされるというふうな仕組みになっています。

○藤原委員

そうすると、全て需要額算定されているというふうに理解していいんですか。

○萱場市長公室長補佐（財政経営担当）

その需要額を算定する際の1係数というような格好での反映され方がなされるということです。通常、補正予算債であったりとかあと財源対策債のように公債費方式ではなくて下水道に関しては下水道費という要請分野に関しての事業額の算定があるんですが、その際の単位費用に掛ける数値の基礎といいますか補正係数としての数値のほうに反映されるとそういう格好になっています。

○藤原委員

この金額がそのまま需要額算定されているわけではないけれども、算出の際の基礎的な数字にはなっているということですね。それは後でお伺いしますので、ぜひ詳しい数値を教えてくださいたいと思います。

2つ目、No.9の63ページに関してですが、1つは、先ほどの説明でも、9の留ヶ谷1号雨水幹線整備事業なんですけれども、これは中央3丁目の間違いじゃないかと思うんですが、それはどうかということです。それから、13番、中央雨水ポンプ場長寿命化対策事業で3号エンジンポンプ更新というのは、要するに最初の毎秒ごとのポンプだというふうに理解していいのかと、まずその2点についてお答えいただきたいと思います。

○鈴木建設部次長（下水道担当）（兼）下水道課長

ちょっと住所につきましては、今手元でちょっと地図とか確認できるものがないので、ちょ

っと今調べさせていただきたいと思います。申しわけございません。

あと、中央ポンプ場の長寿命化の関係ですが、一番最初に入れたポンプエンジン関係でございます。

○藤原委員

留ヶ谷 1 号幹線は、中央 3 丁目しか通っていないんですよ。中央 2 丁目は通っていないんだよ。だから、これは多分 3 丁目の間違いだと思います。

それから、工事箇所でもう少し説明してほしいところがあるんですが、12 番の高崎地区雨水枝線整備事業です。高崎 1 丁目、次のページ、65 ページの図面を見ると、要するに東北本線に並列した面というか併走したところの雨水幹線の整備のようです。ここには住宅がないわけです。元田んぼになっているわけです。住宅がないところになぜ雨水整備をしなきゃいけないのかということがちょっとわからないので、いろいろ事情があると思うので、ちょっと説明をもう少しお願いをしたいんですけども。

○鈴木建設部次長（下水道担当）（兼）下水道課長

まず今確認できましたので、中央 3 丁目の間違いでございました。大変申しわけございません。中央 2 丁目ではなくて、9 番の事業場所につきましては中央 3 丁目でございます。御訂正よろしくお願ひいたします。

あと、高崎の雨水幹線の関係でございますが、確かに委員おっしゃるとおり、そこには全然住宅とかそういったものが張りついている状況ではございません。今回の実際には排水の部分について、何が問題でここをしなきゃいけないかというふうなことについてまず御説明をさせていただきます。

震災以降の台風におきまして、浮島地区の主に被害が大きかったのは北側でございますが、北側のところの住宅に床上浸水が発生しているということ。あとそれと、国府多賀城駅に北側から侵入する市道全てが冠水をして侵入できない状況であったということが、今回これを整備する原因でございます。といいますのは、今回図面で黒く塗られている場所でございますが、国府多賀城駅が起点といいますか下流側でございます。上流側が史跡連絡線の場所でございます。それが上流側です。その中間が 310 メートルということになるのですが、そこに雨水は高崎地区であるだとかの雨水が全てその沢といったらいいんでしょうか、低い土地に集まってくる状況でございます。そこに水がたまると、実際には JR の横断部分に管が入っておりまして、その管が浮島地内のほうに、住宅のほうに流れていくという状況でございます。それで、現在、雨水管渠の見直しをやっておりますが、まだ先日補正でお話をさせていただいたとおり、ほかの地区については、まだ大分進みが正直遅いので、それでほかの地区については 30% というふうなお話をさせていただきました。実際には、そこで JR のほうを横断している管があって、どうもそこからの水が浮島団地のほうに流れていって、そこで受ける側溝が小さいと。よってその路面を水が走ったというのが 1 つ原因に挙げられるということ。あと、それと JR の横断部分についての大きさであるだとかそういったものも今検証しています。その部分についての検証結果はまだ出ません。そして、実際

にはあそこに街路用地である遊水地がございますが、遊水地の部分についても、流れるような側溝の断面が小さいというところまでは現在わかっています。それらを解消するために、今回雨水枝線の示している部分、史跡連絡線のところから国府多賀城駅までの間を JR の鉄道を横断しないで下流側のポンプ場につなぐということで、浮島側の被害を減少させるというふうなのが目的でございます。

○藤原委員

史跡連絡線の南側の麓は、多分元田んぼで、事実上は遊水地になっていると思うんです。浮島を守るためだったら浮島に流れていかないように、その雨水管をふたしたらいいんじゃないかと思うんですけれども、それはどうなんですか。

○鈴木建設部次長（下水道担当）（兼）下水道課長

あそこは本当にくぼ地になっておりまして、どこも水が流れる場所がございます。それをそのまま全く JR の部分の横断をシャットアウトするということになると、JR を超えて浮島側に行くというのがそういった状況にもなるかと思えます。あそこには、換地だけではなくて民地もございまして、それらを塞ぐことによって全部沼みたいな格好にして全てするというということになると、用地的な補償とかも出てきますし、地権者からの合意についてもなかなか難しい部分があるので、この場でそれができるかというのは、ちょっとなかなか難しいかと思えます。

○藤原委員

そういう事情でこの工事をやることになったということですね。それで、12 と 16 の工事の違いをもう少し丁寧にお願ひできませんか。さっきちょっとつけ足すのはあったんですけども、ちょっとこれだけでは一体どこが違うのかよくわからないんですけども。

○鈴木建設部次長（下水道担当）（兼）下水道課長

ちょっと説明が足りなかったかと思いますが、実際の私が先ほど訂正をさせていただきました 16 の工事でございますが、JR の北側、浮島団地内の工事、これを暫定的に整備をして水害を解消しようというふうに考えているものでございます。それが 16 番でございます。12 番でございますが、これは補助をもらってきちんとした断面を入れて、それで下流側にその部分を流そうというのが 12 番でございます。これは今年度は設計を上げるということでございますが、これにつきましては、用地の問題であるとか、JR とかなり近接しているとか、かなりの協議期間やら実施までには結構な金額もかかってくるだろうというふうに考えておるものですから、それを暫定的に回避するのが 16 番ということでございます。

○藤原委員

工事概要については、わかりました。

それから、最後に留ヶ谷 2 丁目の雨水対策なんですけど、これは 25 年度事業には入らなかったということだからね。だけれども、前にも言ったように、JR 塩釜線で人為的にあそこに水がたまるようになっているわけですよ。だから、私は、同じぐらいの位置づけがされて

いいのではないかと。いわゆる浮島の暫定工事とですよ。しかも、留ヶ谷の2丁目については、JR塩釜線のあの線路敷にバイパスを穴をあければ、そこだけの工事であと流れてくるんですよ。ほかにいないんですよ、差し当たり暫定工事という点では。だから、これはもう原因がはっきりしていて、しかもピンポイントで工事すれば改善できるわけですから、これはぜひ台風シーズン前にやってほしいなと思うんですけども、どうですかね。

○鈴木建設部次長（下水道担当）（兼）下水道課長

まず抜く場合の断面であるとかそういった部分についての見直し部分が、まだここについてきちんと出ていないんです。できれば、私とすれば補助事業が乗せられる断面であろうというふうに思っているんで、ここの部分については社会資本総合整備交付金等を使ってきちとした断面で抜きたいというのが私が現在考えているところでございますが、委員はとりあえずあのJRの部分で、ここで土をどければ抜けるんじゃないかというふうなことかなというふうに思うんですが、なかなかそう簡単には実はいかないので、もうちょっとお時間をいただければというふうに思います。

○藤原委員

いや、私はそんな乱暴なことはいっていませんよ。バックフォーであそこを削るみたいなことはね。だから、やっぱり一つは産業遺跡でもあるから、あれを、レンガ橋については守ると言っています。それから、あそこは事実上生活道路にもなっており、遊歩道にもなっているんですよ。そういうことを考えると、やっぱりきちとしたコンクリートで補強して抜かないと、結局全部またもし雨水があふれた場合、土砂がみんな流れていくことになるので、それはきちとした工事やらなきゃだめですよ。ただね、もう人為的にあそこは水がたまるようになっているので、水がたまったら役所何やっているんだと結局なりますよ。自然のくぼ地だとか何とかというんだったらそれはまだ、「いや、建てた自分が悪かった」と思う人もいるかもしれない。だけれども、あそこは違うんだから。人為的に水がたまるようになっているんだから。だから、私は、原資についてもいろいろ考えられ得るので、私は単独事業だって補填する方法だっていろいろあるし、私は余り先延ばししないできちとした工事をやってほしいと、バックフォーで削ればいいなんて私はそんな単純なことはいっていませんから。だから、先延ばししないできちとやってほしいなと思うんですが、市長、いかがですか。

○菊地市長

前には、あそこの箇所、見てきたつもりだったんですけども、藤原委員から言われて、もう一度私も現地確認した上で対策したいと思います。

○藤原委員

1回見てわからないですかね。まあ急いでやってください。

○竹谷委員

さっきの八幡雨水幹線もですけども、今回出てきたいろいろ工事箇所、ほとんどが何メートルのうち何ほと、大体4分の1、20%程度しかやっていない。やはり計画的にこうやる

んだよというものを示したほうがよろしいんじゃないかというふうに思いますので、今は言いません。この幹線はこのぐらいだけれども何年計画でやっていくよというものを示したほうが住民としても安心するんじゃないかというふうに思いますので、それを一つお願いしたい。

もう一点、高崎雨水幹線。聞きまして、俺どこかなと思って頭悩めたんですよね。国府駅から東側に行って浮島 1 号公園のあの鉄道ののり面のところにある側溝を直していくと。そのことによって遊水地へ持っていく工事だということで、これはいいことです。昔これをお願いしたんですけれども、なかなかやってくれなくてどうにもならなかったんですが、ここをやると浮島の水害は多分あの辺は大分対策されるだろうというふうに思いますし、高崎の水がこっちへ来ています。また現場見えています。ですから、あれもやっぱり対策しないと抜本的なものにはならないと思いますけれども、当面、あそこ相当大きい U 字溝入れるようですから、多分それやるとふたかけてくれとまた言い出されるかもしれませんので、できればそういうところを念頭に置いて住民の皆さん宛て説明をして御理解をしていただいたほうがよろしいんじゃないかというぐあいに思いますので、いかがでしょうか。

○鈴木建設部次長（下水道担当）（兼）下水道課長

まず、市民の皆さんには、雨水工事が今詳細設計をやっている最中でございますので、設計が固まれば年次計画で工事をやっていきますというふうな地元の説明会等につきましても、実施をしていきたいというふうに考えてございます。

また、浮島につきましても、もう少しこの部分をどのくらい広げると一番効率がいいのかというのは、委員がおっしゃった部分については、まずあそこが一番問題になっているだろうというふうには思っています、それで今回予算化をさせていただいたんですが、そのほかにもどこかをボトルネックみたいな部分が結構今回の調査によって発見されている場所が多々ございます。その部分につきましても、優先的に暫定整備であるとかそういったものも次々調べまして予算化をしていきたいというふうにも考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

○竹谷委員

特に浮島の皆さん方、浮島幹線ができたのになぜ水害になるのかと、国府駅周辺の人はいつも言われるんですよ。よく見ていくとね、公園からの国府に来る側溝がふたかかって、300 か何ほかのふたかかった側溝、あれだけなんですよね。道路整備でやった側溝なんですよね。雨水対策でやった側溝じゃないんですよね。ですから、抜本的にそこを直すことによってあの遊水地に水が入っていくと、それが全部浮島ポンプ場に行くという系統になっているはずでありますし、早急にひとつやっただけければというふうに思います。ぜひできるだけ早く 9 月の台風シーズンに間に合うように頑張ってもらいたいということを、頭抱えないでお願いしておきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○深谷委員長

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○深谷委員長

御異議なしと認めます。

これより議案第 30 号 平成 25 年度多賀城市下水道事業特別会計予算を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○深谷委員長

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

ここで皆様方に申し上げます。本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

ここで休憩といたします。再開は、午後 4 時 50 分。

午後 4 時 40 分 休憩

午後 4 時 50 分 開議

○深谷委員長

おそろいですので、再開をいたします。

● 議案第 31 号 平成 25 年度多賀城市水道事業会計予算

○深谷委員長

次に、議案第 31 号 平成 25 年度多賀城市水道事業会計予算を議題といたします。

● 収入支出一括説明

○深谷委員長

それでは、収入支出一括説明を求めます。

○櫻井上水道部次長(兼)管理課長

それでは、資料 9 の 66 ページをお開き願います。

業務比較表から御説明申し上げます。

平成 25 年度の予算編成に当たり、業務活動の目標を予定量としてあらわしたものでございます。

給水区域内人口 5 万 5,503 人、給水人口 5 万 5,500 人と見込み、平成 24 年度と比較して給水人口で 404 名の増であります。給水戸数 2 万 2,200 戸で 400 戸の増、普及率は 99.99%を見込んでおります。年間総配水量は 577 万 3,205 立方メートルで 7 万 2,949 立方メートルの増、1 日平均配水量は 1 万 5,817 立方メートルで 200 立方メートルの増であります。

次に、1日最大配水量1万8,478立方メートルで234立方メートルの増、年間総有収水量536万9,080立方メートルで6万7,842立方メートルの増、有収率93.0%で前年度と同率を見込んでおります。

次に、職員数ですが、昨年同様27人、供給単価は昨年同額で292円、給水原価は378円18銭で75円47銭の増額、これは新田浄水場解体事業に伴うものが主な要因でございます。

次に、仙南仙塩広域水道受水費127円36銭で前年度より28銭の減となっておりますが、これは受水量増加に伴い単価が割安となったものであります。仙台分水受水費162円96銭は、昨年同額です。

次に、下の表で、費用構成及び給水原価について御説明申し上げます。税抜き表記でしております。

人件費は、2億2,706万円で前年度より207万円の増額、時間外手当等の増額を見込んでおります。

受水費6億2,356万5,000円は、仙南仙塩広域水道及び仙台分水に係る受水費であります。

次に、負担金1億5,657万2,000円は、仙台分水に係る設備負担金であり、前年度と同額であります。

修繕費1,823万5,000円は、430万8,000円の増額であります。災害復旧に伴う配水管修繕等によるものです。

減価償却費2億6,547万4,000円は、120万2,000円の減額です。

支払利息9,511万6,000円で561万6,000円の減であります。これは、企業債の計画的借入れや公的資金補償金免除繰上償還借換債による利子負担の軽減効果によるものです。

その他物件費6億4,443万8,000円で4億2,183万8,000円の増額であります。新田浄水場の解体事業等に係る設計委託や解体費用、固定資産除却等によるものが主な要因でございます。

以上、費用合計で20億3,046万円となり、前年度対比4億2,569万8,000円の増額となっております。

次のページ、67ページから68ページまでは、予定損益計算書等の内訳が記載されておりますので、御参考にさせていただきたいと思っております。

予定損益計算比較表で前年度当初予算と前年度最終補正予算後の予定損益について比較したものです。

次に、資料4の27ページをお開きください。

平成25年度多賀城市水道事業会計予算でございます。税込み表記でございます。

第1条は、総則です。

第2条は、業務の予定量で(1)から(3)までは、先ほど御説明申し上げたとおりでございます。

います。(4)の主要な建設改良事業は、配水管整備事業で2億2,800万円を予定しております。また、配水管改良事業は7,600万円でございます。

次の第3条は、収益的収入及び支出でございます。

収入は、第1款水道事業収益で21億4,013万2,000円、これに対する支出は、第1款水道事業費用で21億1,280万7,000円でございます。

次のページ、28ページをお開き願いたいと思います。

第4条は、資本的収入及び支出でございます。

中段の収入支出から御説明申し上げます。

第1款資本的収入で2億8,744万6,000円を計上しております。一方、支出は、第1款資本的支出で6億5,208万2,000円でございます。その結果、その上段に記載しております本文括弧書き中、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額3億7,213万3,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,110万5,000円、過年度分損益勘定留保資金446万7,000円、当年度分損益勘定留保資金2億9,656万1,000円、建設改良積立金6,000万円で補填するものでございます。

なお、当年度計上する水資源開発負担金714万円につきましては、別途積み立て処分するものでございます。

次の第5条は、債務負担行為でございます。

公用車1台及び末の松山浄水場運転管理等包括業務委託について期間及び限度額を定めたものでございます。

第6条は企業債でございます。

まず、配水管整備事業債であります。第2条で御説明申し上げました主要な建設改良事業を行うための起債でございます。配水管整備事業2億2,800万円のうち1億6,000万円を借り入れるもので、利率、償還方法は記載のとおりでございます。

次の第7条は、一時借入金で借入れ限度額を5,000万円と定めるものです。

第8条は、予定支出の確保の経費の金額を流用することができる場合の項目を定めたもので、営業費用、営業外費用、特別損失については流用ができるということであります。

次に、第9条は、議会の議決を得なければ流用できない経費を定めたもので、職員給与費2億3,481万4,000円、交際費3万円でございます。

第10条は、たな卸資産購入限度額を定めたもので、その限度額を1,201万8,000円と定めるものであります。

次に、資料8の147ページをお願いいたします。

平成25年度多賀城市水道事業会計予算実施計画説明書でございます。

初めに、収益的収入及び支出であります。収入から御説明いたします。消費税込みであります。

1款水道事業収益21億4,013万2,000円、1項営業収益17億2,507万1,000円、1目給水収益16億4,615万9,000円であります。これは水道料金収入で年間有収水量

536万9,080立方メートルに供給単価292円と消費税を掛けたものでございます。

2目加入金2,589万円は、新設、増設等の加入金で170件を見込んでございます。

3目受託工事収益2,000円は、科目設定でございませう。

4目その他営業収益は5,302万円を計上、うち手数料は給水工事申し込み等589件で238万円、次の材料売却収益は科目設定でございませう。

下水道負担金は下水道料金の徴収等に伴う負担金で、4,893万9,000円を計上してございませう。雑収益で170万円を計上してございませう。

次に、2項営業外収益2億3,475万2,000円でございませう。

1目受取利息及び配当金であります、資金運用に伴う利息15万円を計上してございませう。

2目土地物件収益21万3,000円は、土地使用料としての土地貸し付けに伴う収益でございませう。

3目他会計負担金428万3,000円であります、下水道会計で負担する庁舎使用料でございませう。

4目他会計補償金2億3,000万円は、新田浄水場解体に伴う補償金でございませう。

5目雑収益10万6,000円は、不用品売却代でございませう。

次に、3項特別利益の1億8,030万9,000円でございませう。

1目固定資産売却益1億8,030万7,000円で、新田浄水場等敷地の用地売却益でございませう。

2目過年度損益修正益及び3目その他特別利益につきましては、科目設定でございませう。

○鈴木工務課長

次に、支出について主なものを御説明申し上げます。

148ページでございませう。

1款水道事業費用21億1,280万7,000円、1項営業費用19億9,915万3,000円、1目原水及び浄水費9億8,515万8,000円の予定額でございませう。

給料から法定福利費までにつきましては、職員3名分の人件費でございませう。

下から7行目の委託費1億3,829万1,000円を計上してございませう。施設維持管理の主なものは、末の松山浄水場ほか運転管理等包括業務委託に係る費用1億1,550万円でございます。その他市内6カ所の水道水放射能検査費用でございませう。

手数料の22万円の主なものは、市内に配水する水道水の安全性を確認するため、岡田水源ろ過水について月1回放射能検査の検査手数料でございませう。

賃借料から次のページの修繕費までは経常経費でございませう。

次の149ページをお願いいたします。

負担金の1億6,440万3,000円の主なものは、仙台分水に係る釜房ダム設備負担金でございませう。受水費6億5,474万4,000円は、仙台分水及び仙南・仙塩広域水道の基本料金及び従量料金でございませう。

次の2目配水費で1億604万4,000円の予定額でございませう。給料から法定福利費ま

では職員 7 名分の人件費でございます。

次の 150 ページをお願いいたします。

委託料で 1,769 万 2,000 円の主なものは、漏水調査業務委託 714 万 3,000 円、休日等修繕業務委託 254 万 1,000 円、残留塩素の測定業務委託 248 万 8,000 円でございます。

手数料及び賃借料は、経常経費でございます。

修繕費で 1,642 万 2,000 円の主なものは、配水管等修繕として 1,604 万 4,000 円で、これは市道などの災害復旧工事に伴う仕切り弁筐などの高さ調整の費用でございます。

路面復旧費 372 万 7,000 円で、これは市道などの災害復旧工事に伴う配水管修繕に係る舗装復旧工事でございます。材料から保険料までは、経常経費でございます。

次に、3 目給水費 5,264 万 5,000 円で給料から次の 151 ページの法定福利費までにつきましては、職員 3 名分の人件費でございます。

下から 11 行目の委託料 1,921 万 8,000 円で有効期限が満了となります量水器の交換業務委託として 1,036 万 5,000 円、そのほか夜間修繕受付業務委託などがございます。

下から 3 行目の材料費 782 万 3,000 円の主なものは、有効期限満了となります量水器の購入代でございます。

次の 152 ページをお願いいたします。

4 目受託工事費 2,000 円で、工事費 1,000 円は科目設定でございます。

○櫻井上水道部次長(兼)管理課長

次の 5 目業務費 8,107 万 7,000 円は、水道料金調定、徴収及び検針その他の業務に要する経費でございます。

給料から法定福利費までは職員 5 名分の給与費でございます。

報酬から通信運搬費までについては、経常経費のため省略いたします。

委託料 820 万 3,000 円は、転出転入に伴う開閉栓業務委託、納入通知書作成委託及び検針システム機器保守点検に係る委託料でございます。

153 ページをお開き願います。

手数料 2,101 万 7,000 円のもろもろは、メーター事務手数料及び水道料金の口座振替手数料とコンビニ収納取扱手数料でございます。

賃借料 277 万 4,000 円のもろもろは、検針用ハンディターミナルの借り上げ料、料金システム機器借り上げ料、自動車借り上げ料でございます。修繕費、保険料については、経常経費のため省略いたします。

6 目総係費 1 億 2,780 万 2,000 円は、事業活動の全般に要する経費であります。

給料から法定福利費までは管理者と職員 7 名分の給与費でございます。

旅費から次のページの広告料までについては経常経費のため省略いたします。

次の委託料 3,657 万 3,000 円は、庁舎維持管理等業務委託のほか、新田浄水場解体に係る設計業務委託料等を計上しております。

手数料、使用料については、経常経費のため省略いたします。

賃借料 331 万 6,000 円は、財務会計システム機器の借り上げ料が主なものであります。

次の 155 ページをお開き願います。

修繕費から食料品までにつきましては、経常経費のため省略いたします。

負担金 821 万 4,000 円は、市の電算使用負担金や総務管理負担金等でございます。

7 目減価償却費 2 億 6,547 万 4,000 円は、平成 25 年度分の有形固定資産減価償却費であります。

8 目資産減耗費 3 億 8,095 万円で、うち棚卸資産減耗費は科目設定であります。固定資産除却費 3 億 8,094 万 9,000 円は、配水管及び新田浄水場の除却費で、1 億 5,094 万 9,000 円、解体工事費として 2 億 3,000 万円を計上しております。

9 目その他営業費は、科目設定であります。

次に、2 項営業外費用 1 億 1,325 万 1,000 円ではありますが、1 目支払利息 9,511 万 6,000 円で、企業債償還利息 9,507 万 7,000 円と、一時借入利息 3 万 9,000 円でございます。

2 目消費税及び地方消費税 1,813 万 4,000 円は、消費税等納付予定額でございます。

3 目雑支出は科目設定であります。

3 項特別損失 20 万 3,000 円で、1 目固定資産除却損は科目設定であります。

2 目過年度損益修正損 20 万円は、水道料金等の過年度還付金でございます。

3 目その他特別損失は、科目設定でございます。

4 目予備費で 20 万円を計上しております。

○鈴木工務課長

次に、156 ページをお願いいたします。

資本的収入、支出について御説明いたします。

初めに、収入 1 款資本的収入で 2 億 8,744 万 6,000 円の予定額でございます。

1 項 1 目配水管整備事業債 1 億 6,000 万円、配水管整備事業費 2 億 2,800 万円から国庫補助金 3,969 万 6,000 円を差し引いた 1 億 8,830 万 4,000 円の 85%を企業債として借り入れるものでございます。

2 項 1 目他会計負担金 1,506 万 9,000 円は、消火栓改良及び新設工事 15 基に係る一般会計からの負担金でございます。

3 項 1 目水資源開発負担金 749 万 7,000 円は、集合住宅などによる収入を見込んでおります。

4 項 1 目有形固定資産売却代金 6,138 万 3,000 円は、新田浄水場北側の旧資材置き場及び新田浄水場の土地売却代金でございます。

5 項 1 目工事負担金 380 万 1,000 円は、仙石線連続立体交差事業で撤去された東田中踏切の配水管移設工事であり、宮城県からの補償工事負担金でございます。

6 項 1 目国庫補助金 3,969 万 6,000 円は、明月 2 丁目地内の八幡通り公園北側の市道に

昭和 47 年に布設された口径 300 ミリ、延長 1,440 メートルの配水管を国庫補助金の水道管路耐震化等推進事業の採択を受けて耐震化に布設がえをする工事でございます。

次の 157 ページをお願いします。

支出について御説明申し上げます。

1 款資本的支出 6 億 5,208 万 2,000 円、1 項建設改良費 3 億 774 万 7,000 円、1 目配水管整備事業費 2 億 2,800 万円の予定額でございます。

給料から法定福利費までは、職員 1 名分の人件費でございます。

次の下から 9 行目の委託料 1,478 万 4,000 円は、先ほどの八幡通り公園北側の市道に布設がえする工事の配水管詳細設計業務委託でございます。

次に、下から 4 行目の工事費は、配水管整備工事費などで、7 件で 2 億 217 万円を計上してございます。

次の 2 目配水管改良事業費 7,600 万円の予定額でございます。

次の 158 ページをお願いいたします。

委託料 840 万円は、末の松山浄水場改築基本設計委託ほか 1 件を予定してございます。工事費 6,677 万 1,000 円を計上してございます。工事内容につきましては、議案関係資料 9 の最後のページ 75、76 ページを後ほど御参照願います。

3 目量水器購入費で 322 万 2,000 円は、新設量水器 13 ミリから 75 ミリまで 170 個の購入代でございます。

4 目その他はパソコン及びプリンターの購入費でございます。

次に、2 項 1 目企業債償還金 3 億 4,413 万 5,000 円は、元金償還金であります。

3 項 1 目予備費として 20 万円を計上してございます。

○櫻井上水道部次長(兼)管理課長

次に、さきにお渡ししております第 1 回予算特別委員会資料、こちらの資料をお開き願いたいと思います。

追加資料でございます。よろしいでしょうか。

企業債償還金の今後の見通しと平成 25 年度当初予算から一時的要因を取り除いた資料というふうになってございます。

1 ページをお開き願いたいと思います。

平成 25 年度以降企業債を発行し、平準化債も発行した場合のシミュレーションであります。上の表をごらんください。

企業債と平準化債の併用でございます。

図番 1 企業債発行額、2 償還金、平準化債を除いた償還金、3 減価償却額、4 平準化債発行可額、5 平準化債償還金、6 償還金合計となっております。

平成 22 年度と平成 23 年度以降につきましては、決算でございます。

平成 24 年度決算見込み額となっております。

平準化債発行可能期間でございますけれども、平成 25 年度から平成 30 年度までとなっ

てございます。

黄色い欄、平成 25 年度当初予算額でございますけれども、企業債発行額が 1 億 6,000 万円、償還金が 3 億 4,413 万 5,000 円、減価償却費 2 億 6,547 万 4,000 円、平準化債発行可能額 7,800 万円、償還金合計で 3 億 4,413 万 5,000 円となっております。平準化債発行可能額は、25 年度の 7,800 万円から 26 年度 9,400 万円、27 年度 9,300 万円、8,600 万、5,900 万円、平成 30 年度が 4,900 万円となっております。25 年度から平成 30 年度までの平準化債の発行可能額は 4 億 5,900 万円となっております。以降、平準化債の償還金につきましては、翌年度から発生していますので、平成 26 年度ですけれども、130 万円、456 万円、以降 60 年度までの償還というような内容となっております。

次のページをお願いいたします。

資本費平準化債比較試算表でございます。緑色の棒グラフが自己財源による返済、そして 24 年度から資本費平準化債を発行しますけれども、25 年度からとなりますので、右側の棒グラフが資本費平準化債活用による返済、赤く塗られた部分が資本費平準化債元金償還額、折れ線グラフが減価償却費となっております。

次のページをお願いいたします。

25 年度第 1 回予定損益計算書、一時的要因がない場合でございます。平成 25 年度当初予算内容と一時的要因、災害公営住宅に係る新田浄水場関連経費を除いた場合の損益計算書の比較表でございます。収益、費用とも、左側の色のついていない部分が平成 25 年度当初予算、色のついている部分が一時的要因を除いた場合で、比較となっております。比較増減欄の数値が新田浄水場関連経費でございます。予定損益計算書比較表に記載されています数値は、全て消費税抜きであります。

まず、右側、貸し方収益の比較増減欄でございますが、中段営業外収益の他会計補助金 2 億 1,904 万 8,000 円は、これは一般会計からの新田浄水場解体に係る補償金であります。特別流域の固定資産売却益 1 億 8,030 万 7,000 円は、北側旧新田資材置き場面積 1513.43 平米及び新田浄水場用地面積 3,320.4 平米、合わせて 4833.83 平米の用地売却に伴う売却益であります。収益全体における一時的要因は、解体補償金、用地売却益合わせて 3 億 9,935 万 5,000 円であります。

次に、左側、借り方費用であります。同じく比較増減欄で営業費用原水及び浄水費で 58 万円、これは新田浄水場に保管している PCB 移設に係る経費であります。総係費 2,876 万 1,000 円、これは浄水場解体・設計等委託業務、解体工事に伴う周辺家屋調査等調査業務委託及び土壌改良調査設計等業務委託 952 万 4,000 円、事務費 19 万円であります。減価償却費マイナス 958 万 5,000 円は、新田浄水場解体工事に伴い、固定資産が除却されることによる影響などがございます。資産減耗費 3 億 6,399 万 8,000 円は、浄水場解体費 2 億 1,904 万 8,000 円、浄水場固定資産除却費 1 億 4,495 万円であります。結果、一時的要因新田浄水場解体関連を行った場合と行わない場合では、当年度純利益の影響額

は 1,560 万 1,000 円となるものであります。

以上が平成 25 年度予算並びに一時的要因がなかった場合の予定損益の内容であります。

次のページ、同じく 4 条予算資本的収入並びに資本的支出の比較であります。左側が当初予算案原案、右側が一時的要因を除外した場合です。会計処理上、売却資産に係る取得価格を資本的収入、固定資産売却代金に計上することとなっております。予算原案では、第 4 項固定資産売却代金として、新田資材置き場、浄水場用地合わせて取得価格 6,138 万 3,000 円がゼロ円となる影響が生じます。支出については、変動ありません。資本的収入が資本的支出額に対し不足する額については、予算原案と一時的要因除外を比較し、当初予算で不足する額が 3 億 7,213 万 3,000 円に対し、一時的要因除外では 4 億 3,351 万 6,000 円となり、6,138 万 3,000 円増加することとなることから、当年度損益勘定留保資金 2 億 9,656 万 1,000 円が 3 億 5,794 万 4,000 円となるものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

○深谷委員長

以上で説明を終わります。

● 収入支出一括質疑

○深谷委員長

これより収入支出一括質疑に入ります。

○昌浦委員

基本的な水道のことだよ。ちょっとこの予算とはまた違うんですけども、水道ということでお聞きしたいんですけども、今年 2 月 26 日なんですけれども、群馬県企業局の県営浄水場の県央第一水道で浄水した水道水から下痢や腹痛の原因となるおそれのある病原性原虫ジアルジアを検出したということとなって、これは本来は水道には水道法の基準では検出されないことと定められているものなんです。そういうことで、もう本市の水というのは安全であるというのは間違いないと思うんですけども、ここで平成 25 年度予算に際して、いわゆる多賀城市の水がどのように殺菌処理といったら変なんですけれども、されていて、家庭まで届いているものかちょっと確認したいと思いますので、御回答いただきたいと思います。

○櫻井上水道部次長(兼)管理課長

今回の水質事故は、利根川、いわゆる河川表流水を水源とする水道水から病原性原虫ジアルジアが検出されたというふうに考えております。ジアルジアは、哺乳動物の腸に寄生し、感染した動物のふん便から外に排出され、下痢や腹痛の原因となるものであります。委員御承知のとおり、本市の水源は七ヶ宿ダムを水源とする仙南・仙塩広域水道用水供給事業からの受水、釜房ダムを水源とする仙台市からの分水、自己水源である岡田水源、これは深井戸で地表面の影響は受けないものですが、水源からなっております。本市では、厚生労働省の基準に準じて水道原水のふん便による汚染の指標として有効である指標菌検査を自己水源である岡田水源各井戸において年 4 回検査しており、これまで指標菌は検出されてい

ることはございません。

また、同様に仙台市では毎月、仙南広域水道でも年 4 回実施しているというような内容となっております。

また、このほか毎日検査、毎月検査、全項目、これは年 4 回なんですけれども、こういった検査について各水源及びろ過した処理水、配水池からの出口、一般家庭での蛇口でも水質検査を行っており、万全の体制をとって安全な水の供給を図っているということでございます。

○昌浦委員

それを聞いて安心しました。調べてみたら、やっぱりおっしゃるとおり利根川からの給水なんで、河川の水に動物を介して混入したのかななんて私もちょっと考えておったところで。これからも、どうか安全な水の給水に努力をしていただきたいと思います。安心しました。

続いてなんですけれども、水道なんですけれども、私テレビで大宮発電所というのを見たんです。発電所という割に何かおかしいなと思って見ていたら、実はこの大宮発電所というのは、水道を利用した水力発電所なんです。浄水場から配水場ですか、そこまで行く間の圧力のかかった水を、それにその間に、浄水場から配水場へ水が流れていく際に圧力がかかっているんで、その圧力でいわば発電機を回すという、いわば環境に優しいというのかな、そういう発電をやっております、これはさいたま市水道局と東京発電株式会社というのが共同事業でやっていらっちゃって、約一般家庭にすると 115 軒分の発電をやっているということなんです。配水場の電気にほとんどが消費されているようなんですけれども、環境面にも配慮されながら、いわゆる自家消費分の配水場の電気を賄うとか、あるいは場合によっては、ちょっと多賀城の場合どうなのかと思うんですけれども、圧力次第では売電といったらいいんでしょうか、電気を売ることやなんかということもあり得るんじゃないかと思うんです。そういう意味で本市においてこういう小水力発電というのですか、その可能性というのはあるんでしょうか。

○櫻井上水道部次長(兼)管理課長

水道の導水管や送水管を流れるこの水のエネルギーを利用して発電を行う事業と理解しますけれども、大都市でやっているということは私も承知してございます。今回、宮城県で今後の復興に向けた再生可能エネルギー導入の方向性を示すため、宮城再生可能エネルギー導入推進指針を平成 24 年 6 月に策定し、その指針のプロジェクトの 1 つである再生可能エネルギー大規模導入プロジェクトに基づき、小水力発電導入事業を行うため、現在 PFI の事業者の募集を行っているところであります。応募期間は平成 25 年 2 月で、事業者決定は 25 年の 3 月下旬としております。仙南・仙塩広域水道は、低区系と高区系、この 2 つの 2 系統がございますけれども、高区系、いわゆる多賀城市とか、七ヶ浜、塩竈に送っている送水管なんですけれども、その仙台市太白区の茂庭にあるんですけれども、高区調整池、これは白石の南部山浄水場から多賀城市のほうに送水される管です。非常に水圧が高い

というために、一旦調整池に開放し水圧を調整する池でありますけれども、調整池への流入部分の送水管、口径 900 ミリを用いて水道用水を送水する際のエネルギーを取り出して発電を行うというような計画の内容でございます。ただし、これはあくまでも広域水道がやるんじゃなくて民間企業、こういった募集を行ってやるものですが、広域水道では設置場所の有料貸し付け及び流れる水のエネルギーを提供するというようなことでありますけれども、環境の負荷並びにやっぱり対費用効果など、県よりそういった情報を集めまして、調査研究をしていきたいというようなことで考えてございます。

○昌浦委員

ということは、ちょっと多賀城はその今お示しいただいたものができ上がって、それからちょっと考えてみようかということなのかなと思っておるんですけども、それでよろしいでしょうか。

○櫻井上水道部次長(兼)管理課長

この小水、水のエネルギーを使った発電設備につきましては、やはり水圧とか水量とかそういったものにかかなり制約的なものがあると思われまして、やっぱりその辺をきちっと研究しながら、対費用効果、あるいは環境への負荷とそういったことを考えてやっぱり検討していきたいなというふうに考えてございます。

○昌浦委員

やっぱりあと利用できるものはできるだけ利用していただきたいなと。だから、きょうは研究していただきたいということだけ要望にとどめておきたいのですが、いわばもう東京あたりで、もう時間ないので言いませんけれども、かなりやっているんですね。水道だけじゃないんですよ。下水道処理水までもね、この小水力発電の対象になっているということなんで、まあ多賀城市の限られた資源の中でも有効な部類に入るので、御検討をお願いしたいと思えます。

○佐藤委員

152 ページの業務費の中に入るのでしょうか。検針員の方々の処遇改善の件です。暑いにつけ、寒いにつけ、一定の期間の中で検針をしなきゃならないという意味では、歩いてやっていらっしゃる方にその時期になると会うということで、本当にお疲れさま、御苦労さまということなんですけど、何年か継続的にお願いをしていますけれども、25 年度で何かこう改善したようなところはあるのでしょうか。

○佐藤水道事業管理者

お答えを申し上げます。

佐藤委員からは水道の検針員の方々の処遇について、いろいろ以前にも御質問いただきました。そんな中で、現在、多賀城市内約 2 万 2,000 軒ほど検針をしてございます。17 名の検針員で毎月 5 日から 10 日の間でございますが、本当に先ほど委員から御紹介ございました、本当に雨の日も風の日も、それから暑い日も寒い日もでございますが、この方々にきちんと検針をしてもらっているということで我々水道料金を市民の方々からい

ただいているということでございますので、そんな中で御質問でございますが、実は23年度までは1軒当たりの検針の費用でございますが、57円にしてございました。それを昨年平成24年度から多少でございますが3円値上げしまして60円にしてございます。それからあと、保険料の関係も、従前までは検針者が検針のときに何か事故あった場合に補償する内容が入ってございましたが、それとはまたプラスしまして、逆に今度は検針員が検針中に例えば車なんか傷つけてしまったと、早く言えば対物関係です。そういうのも24年度から掛けてございます。そんな中で、例えば23年度と比較しますと大体1人当たり5万円前後、含めると処遇の改善になっているのかなということでございます。

○佐藤委員

5日から10日の間に土日が入っていると、車が量水器の上なんか置いてあると、計量器の上なんか置いてあるとよけてくださいと言うのが、なかなか日曜日なんかゆっくり寝ていらっしやるところを起こしづらいとかいろいろあって何とかならないかというようなお願いもされていたわけですが、そういうところの日にちをちょっと土日をずらすなんていうあたり、まあそのときはどうも料金の算定の仕組み上できないような話だったんですけれども、それはその後改善に向けて検討されたんでしょうか。

○佐藤水道事業管理者

以前にもそういう御質問ございまして、内部でもいろいろ検討したんですけれども、たまたま多賀城市は今毎月検針をやってございます。それで、やはり中には市民の方、例えば5日に来るのがずれた場合、やっぱりいろいろ計算している方もいるんです、中には、そういう方もいますんで、現時点では今の検針日をずらすということは考えてございません。なるべく負担してもらおう方々の正確性も考えまして、今の毎月5日から10日の間でやっとうということで、土日の挟んだ場合の検針のあれは考えてございませんので、御理解願いたいと思っております。

○佐藤委員

まあなかなか大変なようですけれども、素人考えですけれども、一定の期間であればそれを1カ月ずつずらしていけばできるのではあるまいかと私は思うのですが、なお検討方をお願いしておきます。終わります。

○竹谷委員

ちょっと確認をしておきたいと思うんです。154ページと155ページに新田浄水場の解体の費用が計上されております。これは、復興建設から、この間の予算から委託でなく水道事業所で解体をして、更地にして、復興建設のほうに売却するという仕組みだというふうに理解してよろしいんですか。

○櫻井上水道部次長(兼)管理課長

解体補償金をもらいまして、その費用でもって工事を行うと。あと、ここで予算で計上しておりますのは、用地を売却するわけですから、土壤調査、そういったものを調査してやろうという、それはうちの方の費用でやるというような考えで計上してございます。

○竹谷委員

そうしますと、解体にかかわる費用は、解体設計も委託料で入っていますよね。そうしますと、全部で2億6,000万円ぐらいの費用になるというふうに見ているんですが、そういう見方をしておいてよろしいのでしょうか。

○櫻井上水道部次長(兼)管理課長

ちょっと先ほどの資料、こちらの資料でちょっと説明してよろしいでしょうか。154ページの委託料の新田浄水場解体に伴う設計委託等3,100万円ということでございますけれども、これらの内訳といたしましては、解体に伴う設計委託として2,000万円、それから土壌改良の調査設計委託ということで1,000万円、あと解体に当たり、周辺家屋がございまずので、家屋調査等業務委託ということで100万円、合わせて3,100万円の内容となっております。(「それと工事費、155ページの施設解体工事費を合わせて」の声あり) 解体工事費につきましては、155ページの固定資産の除却費、施設解体工事費2億3,000万円という内容でございます。(「合わせて2億6,100万円ということですよ」の声あり)

○竹谷委員

入りが、収入として入ってくるのが2億3,000万円、設計はいいや、土壌調査は自前持ちだということであれば、そういう協定であればいいです。解体の設計費2,000万円は、これに入ってこないんですか。入りの話だ。入りと出の話。

○櫻井上水道部次長(兼)管理課長

3条での収入といたしましては、資材置き場の跡地の売買と、あと浄水場の用地の売買、あと上水道の解体補償金ということで、設計委託等については自前での内容となっております。

○竹谷委員

かみ合わないな。それはわかったの、入っている。だけれども、解体費委託でしょう。解体費で2億3,000万円来るんでしょう。これは解体費用だよ。解体をするために2,000万円の調査設計費が必要なんですよ。ね。じゃ、なぜこれが来ないんですかと。2,000万円はなぜ。最低でも2,000万円が歳入として計上されてもいいんじゃないですかという発想なんですよ。単なる発想。これこれこういう理由でこうなんだという説明をしてもらえばいいんです。難しいことを考えないでください。どうも俺質問すると難しく考えるんだな。

○佐藤水道事業管理者

大変失礼いたしました。

今回、新田浄水場解体するに当たって、今現在復興建設のほうでこの建物は幾らの価値がありますかということで今算定をしております。これの金額が2億3,000万円ぐらいだろうということで我々今回予算計上しております、その中には解体費用プラスあとうちのほうで独自にこの2億3,000万円の中に今回補償費の中から工事の実際解体をするための設計業務を入れているということでございますので、2億3,000万円の中に全て入っています。土壌改良費は別ですよ。

○竹谷委員

そうすると、この予算編成がおかしいんじゃないですか。その理屈でいくと、そうするとこの154ページの、まあいいや、1,000万円はいいや、これは契約だから。2,000万円、解体に伴う設計費は2,000万円で計上して、こちらの解体費は2億1,000万円という計上をしなければおかしいんじゃないかと思うから質問した。入りと出の関係です。足し算と引き算です。少なくとも水道事業所で解体費用で2,000万円も持ち出す必要はないんじゃないかという思いがあるから聞いているんです。

○佐藤水道事業管理者

持ち出しではないんです。我々事前の調査で大体2億3,000万円ぐらいのそのことで解体もそれから設計の内容も含めて、それでやれるだろうということで今回計上してございますので、設計業務委託については、これは一般会計側にこれは請求できません。それは、あくまでもこちらからの発注工事になりますので、2億3,000万円の中でそれらを捻出したいということでございますので、御理解を願いたいと思っています。

○竹谷委員

いや、管理者、154ページの出と155ページの出だよ。入りは2億3,000万円になっているよね。あなた、今の答弁では2億3,000万円が資金だよと。このぐらいの価値観しかないというふうに思っていると。であれば、少なくともこれは解体費用か、この解体設計費が減額してないきゃおかしいんじゃないですかということを知っているんです。そういう予算編成になるんじゃないですかと聞いているんだけど、俺の言っていることは間違いかな。だから、意味がわかっていないんだよ。それは間違いかな。私は、ただ差し引きしているだけであって。

○深谷委員長

147ページで2億3,000万円の施設解体補償金で入っているものに対して、出ているものが154ページで3,100万円と次のページで2億3,000万円出ているから、その分の差額分は何で出ているんだという説明をしてもらえればいいんですけども。

○櫻井上水道部次長(兼)管理課長

今言ったように、解体の補償工事としていますが2億3,000万円ということですけども、実際それを取り壊す際の設計費用とかそういったものについては、自分のほうでやらずにちゃいけないということで、これを設計委託等ということで上げているものでございます。

○竹谷委員

そうすると、2億3,000万円の解体費、試算が2億3,000万円だと。あと壊す設計料は何か水道事業所で持つということですか。そういう説明になりますよ、そうなってくると。そうすると復興建設局はおかしいよ、それは。意味わかんねのかな。

○佐藤水道事業管理者

なかなか説明つかないんですけども、マックスで2億3,000万円なんですよ、あそこ解

体する。その中に、我々があそこを解体するのにまあ2億3,000万円以内であれば、水道独自で工事を発注するに当たって、当然詳細設計も当然なかなか難しいんで外注するという場合、その分の見込みとして2,000万円を計上しているわけでございます。ですから、マックスでは2億3,000万円間違いなく一般会計のほうからもらえるんですけども、その中で発注に向けてやるということの予算の計上でございますので御理解願いたいと思うんですけども。

○竹谷委員

そういう予算の計上はおかしい。マックスで考えたら、そういう費用にかかわるものを引いてやらないと。だっちゃん。俺は土壌改良のやつは何も言わない。それはそういう契約だというから。解体にかかわるやっぱり設計費は、この2億3,000万円の中で処理していかなくちゃいけない。これは普通そうじゃないかな。それが普通だよ。予算の立て方だよ。結果的にどうなるかは別として、予算としてはそういう立て方じゃないですかという俺は、そういう思いをしたから質問したんです。予算というのはそういう立て方をするもんじゃないですかということなんです。企業会計だから、特に。

○深谷委員長

ここで休憩をいたします。再開は6時。

午後5時46分 休憩

午後5時57分 開議

○深谷委員長

皆様おそろいでございますので、再開いたします。

○櫻井上水道部次長(兼)管理課長

確かに今年度予算計上につきましては、委員おっしゃる内容のとおりかと思えます。ただ、今の解体費用につきましては、調査委託を頼んでいるというようなことでございますので、それらの額が確定した段階できちんと精査して上げたいと思えますので、ひとつ御理解をよろしくお願いしたいと思えます。

○竹谷委員

決算段階でそう出るかもわからん、現実的に。だから、私としては、きょうここでどうの、訂正すると予算上いろいろ問題が出るので、私は百歩譲って2億3,000万円で解体にかかわる費用はここに全部入っていると。ですから、委託費の設計費の2,000万円、それはこっちに入っているように考えてくれと。それで、こっちの設計のほうの3,100万円、これは1,100万円と読みかえてくれというのであれば、私は理解します。そういう読みかえをすればいいんじゃないかと。ただ、数字が違ってきますので、これは後日で結構ですから、補正予算でも何でも結構ですから、修正をしていただくというやり方をとっていかなければいいんじゃないか。そのことを水道事業者のほうでそういうぐあいにしたいということであれば、私は了とします。いかがでしょう。

○佐藤水道事業管理者

大変御迷惑おかけしました。今、竹谷委員のおっしゃるとおり、本来は2億3,000万円の中に全ての入らなくちゃならないんですけども、今回たまたま設計業務委託が2,000万円別な項目になっていますので、その分についてはあと精査をしまして組み替えをしたいと思っていますので、よろしくお願いします。

○竹谷委員

そのようにしていただければ結構です。

それから、この155でもう一つです。配水管布設等除却費1億5,000万円、ここに新田関係も入っているような説明だったなという私の耳に入っているんですけども、私の耳のそら耳だったのか、その辺を解明します。

○櫻井上水道部次長(兼)管理課長

ここの中に今回の新田浄水場の解体に当たっての除却費、そういったものが含まれております。これは企業会計処理上の中で、それから除却に当たって、建物を取り壊す際には取り壊しに要する費用も除却費の中に含まれるというようなことになっていますので、そういったことで計上してございます。

○竹谷委員

私は、計上したのいい悪い言っているのではないです。これで何を精査しているかということ、販売価格とどういふふうになるのかと見たいから聞いているんです。先ほど来から、6,000万円が土地代金で入る、いろいろとおっしゃっていますけれども、じゃこの新田浄水場だけです、こっちは関係ない、この間やったやつは関係ないですよ、今建物あるやつだけ。解体にもなった、結構でしょう。これも1億5,000万円もここから出ていくんだよと。じゃ、土地代との差引きでどうなるのかというの見たいから言っているんです。土地代の差引きで赤字になるのか、それとも黒字計上になるのかを見たいから言っているんです。お話ししているんです。それを見たいために質問しているんですよ。それを理解して答弁してください。

○櫻井上水道部次長(兼)管理課長

土地代も含めると、いわゆる4条予算、3条予算と両方とになりますけれども、まず収入の面で資材置き場用地売却が5,567万1,000円、ただしこれは用地売却の益でございます。取得した場合の価格が4条予算に係っていますので、これらを合わせますと7,567万1,000円の資材置き場の全体の収入ということになります。あと、それから浄水場の用地売却、これは3条予算には売却益という形になりますので、1億2,463万6,000円、取得時の価格につきましては4,138万3,000円でございますので、合わせますと1億6,601万9,000円というような収入でございます。

あと、収入、解体補償金というような形で2億1,904万8,000円、これ消費税抜きで今話しておりますけれども、そうすると市全体からの今回のお金といえますか収入なんですけれども、合わせますと収入は4億6,073万8,000円となります。

あと、それと、支出のほうですけれども、先ほど解体補償費とか設計委託、減価償却、浄水場の固定資産の除却費、PCBの移設費用、そういったものを合わせますと3億8,375万4,000円というふうになります。ただ、この費用の中には、現金支出の伴わない除却費、そういった1億4,495万円、あと減価償却費、本来であれば除却してしまいますので、本来除却しなければ減価償却費は上がってくるんですけれども、そういったことがありまして、支出的にはいわゆる2億4,838万9,000円、そうすると資金的なお金的な話になりますけれども、新田浄水場の解体費用を関連費用をやったことによって、今回資金的には2億1,234万9,000円が水道部のほうに入るといような内容でございます。

○竹谷委員

それね、今言ったのはあとでいいです。この新田の関係について、これこれこういうものがかかって、これこれこういうものが入ってと。今さっき資材置き場は、論議とは別ですからね。資材置き場はもう前にやったことだから。前にもう執行しているんだよ、前の予算で。私は、浄水場の今建てる壊すところのあの面積を含めてどういうふうになるのかなというのを見たいものですからお話しているの、くどいようすけれども、48ページの資料の新田浄水場と書いたこの枠だけにしてください。ここだけの問題で議論してください。それ根本さんの黒のほうに書いていいかもしれない。それでいいと思います。で、そういう件で見たいので、お願いしたいと思います。

あともう一点だけ。いいです。これはやっています。多賀城市水道ビジョン、大変立派なものができました。ここの32ページに安定給水の継続ということで、具体的な政策で配水ブロック化を推進していくということを盛っております。この事業は、もう完成したんでしょうか。

○櫻井上水道部次長(兼)管理課長

きっちり区域を決めてバルブをきちっと締めて、そういった形でのブロック化というのは、まだ実際できておりません。といいますのは、古いバルブ等がありまして、ちょっとさわったりすると赤水が発生したりそういったことがあるので、その辺ちょっと苦慮しているというような状況ですけれども、大体は前から話しているようにおおそ2つのブロック、天の山系の関係と森郷系の国道境にした形というふうになってございます。

○竹谷委員

そういう危険なバルブがあるというのであれば、やっぱりそういうものをきちっと直して、取りかえて、やはりこの基本ビジョンに基づいた仕組みを早急につくっておかないと、何かあったとき、あのバルブがもともとだめだったよねと言われるのは困るんです。お金はかかるとは思いますけれども、やっぱりそういうことをやっぱりやることが水の安定供給につながっていくということでここに出しているわけですから、これに基づいてひとつできるだけ早いうちの推進をして完成形に持って行っていただきたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○櫻井上水道部次長(兼)管理課長

このバルブというのは、中の鉄さびで、ちょっとあけたりすると水が濁ったりするというような原因になっているんですけども、今現在配水管整備事業の中であわせてその管の更新の際にはそういったバルブもあわせて、新しく、ソフトの濁らないようなバルブをつけてやっているということですけども、なかなかちょっと今現在の内容で一気にというふうにはいきませんが、その辺は極力進めていきたいと。古い管でそういった問題があるところから極力やっていきたいというふうに考えてございます。

○竹谷委員

いや、これ以上言ってもかみ合わないの、とにかくできるだけ早くこのビジョンに基づいて、もう公式に発表しているわけですから、このビジョンに基づいて水道事業所をやっていくということの政策でしょうから、今言った問題もあろうと思いますけれども、やはり極力、これは水は人間の命とのかかわりがありますので、ひとつ推進をしていただきたい。どうしても問題点があるところがあれば、きちっと明確にこの辺が問題点があって進まないんだということは、機会があったら御報告していただきたいというふうをお願いをしておきたいと思います。まあ大分遅くもなっていますので、先ほどあった新田浄水場の関係は資料で結構ですから、後で結構ですでお示しいただければ結構です。以上で私のほうは終わります。

○藤原委員

6月議会に回そうかと考えたんですが、やっぱり予算に対する態度表明しなきゃいけないので、申しわけないんですが、若干質疑をさせていただきます。

まず1つなんですが、資料8の156ページに有形固定資産売却代金6,138万3,000円が計上されています。それから、3条予算に1億8,030万7,000円が計上されています。これは、説明があったようにいわゆる簿価について、取得価格について4条に計上して、利益分を3条に計上すると。そうすると貸借対照表上は6,138万3,000円の土地が現金に変わったということになるんだと思うんですが、まず確認ですけども、そういうことでもいいのかということです。

○櫻井上水道部次長(兼)管理課長

そのとおりでございます。

○藤原委員

それから、もう一つ確認なんですが、155ページの資産減耗費の固定資産除却費の3億8,094万9,000円の内訳で配水管施設等除却費が1億5,094万9,000円計上されています。これは、いわゆる償却資産の残存価格で、それを壊してしまうためにここに費用計上したんだと。実際には損益勘定留保資金として水道部のところにお金は残るんだと理解しておりますが、それでいいのかということです。

○櫻井上水道部次長(兼)管理課長

そのとおりでございます。

○藤原委員

わかりました。いよいよ本題です。資本費の平準化債の問題ですが、まあ平準化債を何で使わないんだと一般質問で質問しましたら、結局利子がかかるということで使わないということでしたね。まあ悲しくはならなかったけれども、非常に残念でしたね。まず最初にお聞きしたいんですが、損益収支の費用の中には既に資本費が含まれているんだというふうに私は理解しているんですが、水道当局はどういう御理解ですか。

○櫻井上水道部次長(兼)管理課長

損益収支の中に資本費、それは支払利息、減価償却というような形で入っているというふうに理解します。

○藤原委員

そうなんですよね。だから、損益収支の費用の中に既に利子と減価償却費という形で、そもそも設備投資分の費用が入っているわけですよ。その資本費平準化債が何でそういう制度化されたのかというのは、そもそも損益収支の費用の中に設備投資分が、資本費が入っているから、いわゆる減価償却費を超える元金償還額まで料金算定するのは本来の姿ではないと。だから、資本費平準化債という制度がつくられたというふうに私は理解するんですが、いわゆる3条予算の費用計上の意味からすると私はそういう理解にしかならないというふうに思うんですけれども、水道当局はいかがお考えですか。

○佐藤水道事業管理者

この前の一般質問の中で議員から活用したらいいんじゃないかということの質問を受けまして御回答申し上げたところでございますが、あのときも回答したわけでございますが、平準化債を活用するかどうかの判断に当たっては、今現在のうちのほうの水道事業会計が建設改良費の財源とした当該年度の元金償還金が減価償却費を著しく超えて、なおかつ著しい影響が生じている状況にあるかということの経営判断が問われているのかなと思ってございました。その中で4点ほど平準化債を活用しないということの回答を申し上げたと思えますけれども、繰り返しますけれども、1つは平成22年度から平成26年度までの間において健全な経営の持続ができるということで料金の引き下げ改定を行ってございました。それからあと、当然東日本大震災の影響による減収に伴いまして、3条から4条への補填財源額が当然減少するわけでございますが、それについては企業債の充当率を平成24年度から85%に引き上げてございます。

○藤原委員

資本費平準化債を使うか使わないかという問題は、それはいろんな判断があるんですよ。だけれども、何でそういう制度がつくられたのかと。それは、損益収支の費用の中に既に資本費が含まれているんだと、だから減価償却を超える分の元金償還について料金に算定する必要がないと。それは経営者がそれは判断しますよ、最終的にはね、いろいろ考えてね。だけれども、何でそういう制度がつくられたのかというのは、そもそも費用の中に既に資本費が含まれているからなんですよ。損益収支の中に資本費が含まれていなかったらこういう制度をつくる必要がないんですよ。だから、つくられたんでしょうと、この制度は。使うか

使わないかというのはその先の話なので、そこに飛び越えないで資本費平準化債がつくられた趣旨というのはそういうことなのかと聞いているんだから、素直にそれに答えてほしい。

○佐藤水道事業管理者

趣旨は全くそのとおりだと思ってございます。

○藤原委員

趣旨はそういうことなのね。ところが、皆さん方はその趣旨を理解できなくて、あるいは経営判断から減価償却を超える元金償還の分まで料金算定のときに料金を算定したんですよ。たまたま今東日本大震災があったから需要量が減ってとんとんになっているわけね。だけれども、そもそも皆さん方は減価償却を超える部分を料金算定したんですよ。じゃ、私逆にお聞きしますが、後から追加資料で出していただいたちょっと2ページを見てほしいんですが、私の持論はさっきから何回も言っていますが、既に3条予算の費用の中に減価償却費と利子が含まれているので、減価償却費を超える元金償還分は料金算定すべきじゃないというのが私の意見です。だけれども、皆さん方は、さまざまな経営判断からこれを料金に含まれることにしました。まあ私も譲歩しましょう。譲りましょう、それをね。だとするとですよ、じゃ例えば平成35年とか平成42年のころには一体どういうことになるのかと。減価償却費を元金償還額が1億円以上も下回るんですよ、この辺になると。そうすると、損益収支が赤字になっても皆さん方は料金下げるんですか。減価償却を上回るときには料金算定してですよ、減価償却を下回るときは、じゃそのときはどうするのかと。料金設定からこの分を引くんですか。それとも減価償却は減価償却で計上しているから、料金はいかに毎年お金が1億円ずつたまっていくと、そのときは料金は下げませんということにするんですか。理屈から言えば、減価償却を上回るときは元金償還を料金に算入するんだからですよ、下回るときにはここの部分を料金から下げなきゃいけないですよ、理屈的には。そうなるでしょう。どうするんですか、そのときは。

○佐藤水道事業管理者

料金の判断については、現在平成26年度までの料金算定期間となつてございます。当然議員御存じのとおり、次の料金算定のときに、そのときのいろいろな状況を勘案しながら判断させていただきたいと思っておりますので、現時点で30年度に料金を下げるとかそういうことについては、ここでは回答を控えさせていただきたいと思えます。

○藤原委員

だから、御都合主義なんですよ、一貫して。理論的じゃないわけ、皆さん方は。だって理屈ではそうでしょう。減価償却としてきちんと3条予算の費用の中に資本費が含まれているのに、わざわざ政府が平準化債までつくって、いやそこは先にやっていたんだよとまで言っているのに、それを料金に入れて、じゃここはどうするんだと聞いたら、いやそれはそのときだと、そんなばかな話はないね、私に言わせると。実際上は料金を下げられないんですよ、ここは。なぜかということ、いかに手元に金が残っていたって損益収支がとんとんとしてもお

金はどんどん残っていくでしょう。じゃ、そのお金を使って料金下げられるのかとしたら下げられないでしょう。なぜかという、損益収支の累積赤字がどんどん見かけ上ふえていくんですよ。だから、私が一般質問のときに何と言ったのかと。経営の妙というか経営の美学というか、とにかく理論的じゃないんだな、皆さんは。まあ平準化債を使うか使わないかというのは年度末にも考えられるみたいなので、私はもう少し理論的に物を考えてほしいんだけどね。都合のいいときだけ料金に元金返済算入して、それでここをどうするのと聞いたら、いやそれはそうならないとわからないと。そんなばかな話はないですよ、企業会計なんだから。公営企業法に基づいて運営しているんだから。私は、それはちょっとおかしいと思うんだけど。だから、私は再度、まあ元金しても、平準化債使ってもそんなに実際上赤いところがちょっとふえる程度だからそんなにならされないですよ。だけれども、理論的に言えば使うべきなんですよ、これは。だから、私はこの議論は今回で終わりにして、あと使わないので議論やめましょうなんていうことではなくて、私はもう少し考えてほしいんですけどね。

市長、どうですかね、管理者は管理者でというのはわかるんだけど、市民から選ばれるのは市長だからね、市長、どうですか。

○菊地市長

まあ資本費平準化債につきましては、何年前になりますかね、下水道のときも私もよくよく理解して資本費平準化債を使うようにしたという経緯もございます。よくよくこれ研究させていただいて、もうちょっと時間をいただいて結論を出したいというふうに思っております。以上です。

○藤原委員

市長の答弁は重いですからね。ぜひ前向きに検討してください。

○深谷委員長

ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○深谷委員長

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○深谷委員長

御異議なしと認めます。

これより議案第 31 号 平成 25 年度多賀城市水道事業会計予算を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○深谷委員長

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○深谷委員長

以上で、本予算特別委員会に付託されました議案第 25 号から議案第 31 号までの平成 25 年度多賀城市各会計予算の審査はすべて終了いたしました。

各議案ともそれぞれ原案のとおり可決すべきものと決しましたので、この結果については議長宛て報告いたします。

なお、委員会報告の作成については私に一任願いたいと思います。

これをもって予算特別委員会を閉会いたします。

午後 6 時 24 分 閉会

予算特別委員会

委員長 深谷 晃祐